

平成 23 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

平成23年 9 月 6 日 開会

平成23年 9 月21日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成23年第3回美浜町議会定例会会議録目次

9月6日(火曜日)第1号	
議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第5号から認定第8号まで15件一括提案説明	4
散 会	10
9月8日(木曜日)第2号	
議事日程	11
会議に付した事件	11
会議に出欠席した議員	11
説明のため出席した者の職、氏名	11
職務のため出席した者の職、氏名	11
開議の宣告	12
町政に対する一般質問	12
2番 中川博夫君	12
1 小野浦海岸の砂浜侵食について。	
2 食と健康の館の今後の運営について。	
3 農業・漁業の後継者問題について。	
4 富具崎港の県有地の活用について。	
5 旅館・民宿の振興について。	
6 都市計画道路の東部線・西部線について。	
7 人材育成について。	
8 にここ広場への後押しについて。	
4番 千賀荘之助君	18
1 エネルギーの地産地消について。	
6番 鈴木美代子君	21
1 第5期介護保険事業計画から。	
(1) 低所得者対策はどのように考えられているか。	
(2) 今回の保険料はどの程度と試算しているか。	
(3) 法改正で介護職員の医療行為を一部解禁したが、町はどう対応するつもりか。	

- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業に対する町の見解は。
- 2 小学生のヘルメット。
- 3 美浜町の放射能汚染は大丈夫か。
- 4 滞納整理機構のあり方について。
- 5 同報無線の放送の改善を。
- 5番 山本辰見君 30
- 1 都市計画税の見直しを求める。
- (1) 充当する事業がなくても都市計画税を集めても良いとなっているか。またそのことを町民は望んでいるか。
- (2) 計画中の土地区画整理事業を地元の関係者はどのように受け止めているか。具体的な会合を持っているか。率直な見通しをどのように位置づけているか。
- (3) 目的税の本来の趣旨から外れていないか。
- (4) 税率の見直しを。都市計画税を充当することのできる事業が明らかにされた時点で、町民に都市計画税の負担を申し入れることが順序ではないか。
- 2 美浜町の将来像・まちづくりを考える上での課題。
- (1) 少子・高齢化、人口流出・人口減少の対応について。
- (2) 道路後退用地の扱いについて。
- (3) 区画道路整備について。
- (4) 働く場の確保について。
- (5) 土地利用計画の大胆な見直しを。
- (6) 上野間小学校の樹木伐採について。
- 7番 野田増男君 39
- 1 防災対策について。
- (1) 地震・台風で、窓ガラスの破損により避難の妨げになると思われるが、対策等はあるか。
- (2) 保育所・学校・避難所等に窓ガラス飛散防止フィルムを貼ってはどうか。
- (3) 公会堂等避難所の耐震診断はしてあるのか。してなければ早急に診断し、危険な場合改修工事を考えているか。
- 2 海岸にある公衆便所について
- 12番 島田昭夫君 42
- 1 東日本大震災後の地震及び津波対策について。
- (1) 防災方針と組織について。
- (2) 6月議会の一般質問に対して、当局の回答があった事項の進捗状況は。
- (3) 消防団OBに制度的に協力をお願いすることを町として考えないか。
- 2 美浜町内企業の庁舎内広告について。
- (1) 目的は何か。
- (2) 広告の掲載場所はどこか。
- (3) 参加希望者の募集はどのような方法か。また選定基準はあるか。

- (4) 広告掲載料は幾らか。
- (5) 適正な広告料金の考え方はあるか。
- (6) 3年契約を義務づけた意図は何か。
- (7) 当局にも広告代金が入るのか。入るとすればいくら入るのか。
- (8) 広告掲載料は町条例で決定してあるか。

3番 石田秀夫君 51

1 奥田新入道平井の個人レストラン出店について。

- (1) 町内部会議が何度も業者も入って行われたと聞くが、過去にもこのように対応した例があるか。
- (2) 農業委員会で無記名投票までしたことを町長はどう思うか。
- (3) 県道横断の排水計画申請は誰が申請したのか。また町長が「私はこの件に関しては承知しておりません」と答えたが本当か。
- (4) 排水問題について。

2 上野間小学校の校庭周辺の古木伐採について。

散会 60

9月12日（月曜日）第3号

議事日程	61
会議に付した事件	61
会議に出欠席した議員	61
説明のため出席した者の職、氏名	61
職務のため出席した者の職、氏名	62
開議の宣告	62
同意第3号（質疑・討論・採決）	63
議案第34号（質疑・委員会付託）	64
議案第35号（質疑・委員会付託）	64
議案第36号（質疑・委員会付託）	64
議案第37号（質疑・委員会付託）	64
議案第38号（質疑・委員会付託）	65
認定第1号から認定第8号まで8件一括（質疑・委員会付託）	65
発議第8号から発議第9号まで2件一括（提案説明・質疑）	92
発議第10号から発議第11号まで2件一括（提案説明・質疑）	94
散会	96

9月21日（水曜日）第4号

議事日程	97
会議に付した事件	97
会議に出欠席した議員	97

説明のため出席した者の職、氏名	9 8
職務のため出席した者の職、氏名	9 8
開議の宣告	9 8
議案第34号から議案第35号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 8
議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 0
議案第37号から議案第38号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 1
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 2
認定第2号から認定第5号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 6
認定第6号から認定第8号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 0
発議第8号（討論・採決）	1 1 1
発議第9号（討論・採決）	1 1 3
発議第10号（討論・採決）	1 1 3
発議第11号（討論・採決）	1 1 5
議員派遣の件について	1 1 7
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 7
閉 会	1 1 9

平成23年 9 月 6 日（火曜日）

第 3 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成23年9月6日（火曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告について

同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

議案第34号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第35号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第36号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

議案第37号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成22年度美浜町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番 大崎卓夫君

2番 中川博夫君

3番 石田秀夫君

4番 千賀荘之助君

5番 山本辰見君

6番 鈴木美代子君

7番 野田増男君

8番 森川元晴君

9番 杉浦剛君

10番 山本和久君

11番 丸田博雅君

12番 島田昭夫君

13番 磯部輝次君

14番 家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名（26名）

町長 山下治夫君

副町長 畑中高治君

教育長 山田道夫君

会計管理者 野田信之君

総務部長 石川達男君

企画部長 初山博資君

厚生部長	家田兵蔵君	経済環境部長	久野元嗣君
建設部長	片岡勝君	教育部長	神谷信行君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君
税務課長	大岩哲治君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民福祉課長	岩本修自君
保険課長	岩瀬知平君	健康推進課長	飯味拓次君
農業水産課長	森川幸二君	商工観光課長	永田哲弥君
環境保全課長	齋藤博君	土木課長	廣澤辰雄君
都市計画課長	齋藤功君	水道課長	伊藤昭一君
生涯学習課長	山森隆君	学校給食センター所長	沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

〔午前9時00分 開会〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、まことにありがとうございました。

なでしこジャパンの活躍をかき消すがごとく、これでもかこれでもかというぐらい、今、日本に災害が次から次へと起こっております。本年に入って、皆様方も御承知のように3月11日東北大震災、いまだ先のめどがついておりませんことは皆様も御承知のとおりでございます。新しい政権が誕生いたしました。内閣が誕生いたしました。どうか、まっしぐらに復興に当たっていただきたいというふうに思っております。また、先日の台風12号、思わぬ大被害、大災害に見舞われております。一部報道によりますと、約100人近い死者と行方不明者が出ておるとい報道がされております。私どもの町におきましても、万全な災害対策が整っているとは決して言えません。どうか皆様方の地域をいま一度見回していただいて、山あるいは川、あるいは海、そういうところをじかに見ていただいて、地域の人や、あるいは議員として町の方に、いろいろと議論をしていただきたいというふうに思っております。明るいニュースを私もお話をしたいわけですが、なかなか今そういうわけにはまいりません。何事もない今後であってほしいというふうに願うばかりでございます。

なお、美浜町議会は、この9月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御協力のほどをお願いいたします。なお、お持ちの携帯電話はマナーモードかお切りになるよう改めてお願いを申し上げます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集のごあいさつを願います。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第3回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変御多忙のところ、御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

報告事項が4件ございますので、ここで報告をさせていただきます。

初めに、去る9月3日に四国に上陸した台風12号は、足並みが非常に遅かったこともあり、多くの死者、被害が発生しました。亡くなられた方に対しまして哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興を願っております。本町におきましても、安心・安全なまちづくりのため、さらに尽力してまいりたいと考えております。

次に、5月の臨時議会におきまして、補正予算としてお認めいただきました自治体メール配信サービスについてでございますが、9月1日より正式に運用を開始させていただきました。このサービスは、情報の配信を希望する住民の方に携帯電話等のメールアドレスを登録していただければ、防災、火災、防犯等に関する情報等を迅速にお手元に届けることができるものでございます。既に本町ではエリアメールを導入し、先のチリ沖地震及び東日本大震災における津波警報について実際に使用しておりますが、このエリアメールはNTTドコモの携帯電話しか対象となっていないため、情報提供手段のさらなる充実の必要性を感じておりました。今回導入いたしましたメール配信サービスは、携帯電話会社を問いませんので、情報提供手段の充実の一つであると考えております。また、このサービスは、役場各種委員会等への事務連絡等にも利用することができるもので、一般住民の方への情報提供ばかりではなく、平常時においても行政活動の一環として有効に利用してまいりたいと考えております。なお、登録方法につきましては、広報みはま9月号及びホームページに掲載させていただきましたが、今後も折を見て、継続的に登録者拡充を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましても、ぜひこの機会に御登録いただきまして、災害情報等の早期確認に御利用いただきたいと思っております。

次に、美浜町フレンドシップ草の根国際交流ホームステイの旅についてでございますが、去る8月20日から24日にかけて当初の日程及び行程どおり全員無事に行ってまいりました。ありがとうございました。また、ニースアン中学校を訪問させていただいた際に、ことしの11月11日より美浜町への訪問を予定いたしておりましたが、イーミン小学校と同様、東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故の影響が懸念されるため、今回は中止とさせていただきます旨のお話をいただきましたので、御報告をさせていただきます。

次に、財政健全化比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び22条に基づき美浜町監査委員による審査を受けましたので御報告させていただきます。

まず、財政健全化比率の状況でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字のため算定されませんでした。実質公債費比率につきましては、9.2となり早期健全化基準である25.0を下回りました。将来負担比率につきましても、39.5となり早期健全化基準である350.0を下回りました。

次に、資金不足比率の状況でございますが、水道事業会計、農業集落家庭排水処理施設特別会計ともに資金不足額が発生しておりませんので、資金不足比率は算定されませんでした。

監査委員による監査結果につきましては、財政健全化比率及び資金不足比率とともに算定は適正であるとの御意見をいただきました。

以上で報告を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

ありがとうございました。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成23年5月、6月及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表、及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（丸田博雅君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番 千賀荘之助君、10番 山本和久君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（丸田博雅君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間と決しました。

日程第3 報告第5号 専決処分事項の報告についてから

認定第8号 平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで15件一括提案説明

議長（丸田博雅君）

日程第3、報告第5号、専決処分事項の報告についてから認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上15件を一括議題とします。

以上15件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日御提案申し上げますのは、報告第5号、専決処分事項の報告についてを初め15件でございます。全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、報告第5号、専決処分事項の報告についてでございますが、この事故につきましては、去る7月15日、職員が用務のため、公用車により愛知県知多建設事務所に向かう途中、半田市港町4丁目交差点において赤信号のため停車していたところ、後方より相手方車両が追突したため、双方の車両に損害が生じました。この事

故に関し、相手方と話し合いをした結果、示談が成立し、公用車の修理費用及び代車費用の全額28万9,038円を町に支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、8月16日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき議会で御報告申し上げるものでございます。

次に、同意第3号、美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、現教育委員山田道夫氏が9月30日をもって任期満了となります。同氏は、平成19年10月に美浜町教育長に就任いたしまして以来、今日に至っております。教育行政の経験も豊富でございますので、委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は平成23年10月1日より4年間でございます。

次に、議案第34号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。改正の主な内容は、町税の不申告に関する過料額の見直し、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税の過料規定の創設、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、肉用牛の売却の課税の特例の見直し及び延長、上場株式等に係る配当所得等についての適用期限延長について改正するものでございます。なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、附則第1条中第1号から第3号に掲げる規定につきましては、各号で定める日から施行するものでございます。

次に、議案第35号、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第34号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い本条例を改正するものでございます。改正の主な内容は、地方税法及び地方税法附則の改正に伴う引用条項を整理したものでございます。なお、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第36号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ2億3,919万7,000円を追加し、補正後の予算総額を73億8,091万3,000円とするものでございます。第2条地方債におきましては、臨時財政対策債の額の確定による変更でございます。

歳出予算の主な内容について御説明を申し上げます。

2款総務費、総務管理費において、臨時職員に係る社会保険料を増額するとともに、前年度繰越金を地方財政法の規定に基づき、基金へ積み立てさせていただきました。

また、選挙費におきましては、愛知県議会議員一般選挙及び美浜町長町議一般選挙の執行に伴う精算をさせていただきます。

3款民生費の社会福祉費におきましては、老人福祉事業として、老人憩いの家の備品購入に対する補助金、及び介護保険特別会計繰出金の減、老人保健医療事業過年度分精算に係る償還金を計上させていただきました。

4款衛生費におきましては、大腸がん検診の推進を図るため、40歳から60歳の5歳区切りの年代の方を対象とした無料検診を実施するための経費を計上させていただきました。

6款農林水産業費、農業振興費におきましては、農業生産総合推進事業補助金として、ハウスミカン農家に対する省エネルギー化の推進に係る補助金を計上させていただきました。

また、農地費におきましては、緊急を要する農業用水路、農道の修繕工事費及び県営老朽ため池等整備事業負担金を増額計上させていただきました。

8款土木費、道路橋梁費におきましても、緊急を要する道路維持修繕工事費を増額計上させていただくとともに、町道森越・石坂平井線の用地取得に伴う側溝改良に要する工事費を計上させていただきました。

9款消防費におきましては、東日本大震災により、多くの被災地消防団員が殉職され、弔慰金等の支給額が増したため、消防団員等公務災害補償基金掛金の増額分を計上させていただきました。

10款教育費におきましては、臨時職員賃金を増額計上させていただきました。

次に、歳入予算の内容について御説明申し上げます。

9款地方特例交付金におきましては、交付額の確定による減を計上させていただきました。

10款地方交付税におきましては、交付額の確定による増を計上させていただきました。

14款国庫支出金におきましては、衛生費国庫補助金として、大腸がん検診に係る疾病予防対策事業費等補助金を計上させていただきました。

15款県支出金のうち、農林水産業費県補助金におきましては、省エネルギー化推進産地整備事業補助金を計上させていただきました。

また、総務費委託金におきましては、愛知県議会議員選挙執行委託金を減額計上させていただきました。

18款繰入金におきましては、22年度介護保険特別会計の精算による繰入金の増と財政調整基金の繰入額の減を計上させていただきました。

19款繰越金におきましては、前年度繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

20款諸収入におきましては、後期高齢者療養給付費負担金に係る過年度分精算金及び老人医療に係る返納金等を計上させていただきました。

21款町債におきましては、臨時財政対策債の確定に伴う減を計上いたしました。

次に、議案第37号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ12万円を追加し、補正後の予算総額を23億7,662万4,000円とするものでございます。

予算の内容についてでございますが、歳出につきましては10款諸支出金において、国庫支出金等過年度分返還金を計上いたしました。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

次に、議案第38号、平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,508万3,000円を追加し、補正後の予算総額を13億558万2,000円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、1款総務費におきまして、介護保険主旨普及事業の増を計上いたしました。

5款諸支出金におきましては、過年度分国庫・県支出金等償還金及び一般会計繰出金を計上いたしました。これらにつきましては、平成22年度における介護給付費等の精算に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計及び町保険料のそれぞれの負担割合に応じて戻すものでございます。

歳入につきましては、介護保険主旨普及事業の財源として、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を充てるほか、歳出と同じく平成22年度における介護給付費等の精算により、社会保険診療報酬支払基金の不足分を過年度分介護給付費交付金として受け入れるのを初め、介護保険給付費準備基金繰入金、前年度繰越金を計上いたしました。

次に、認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、その概要を1,000円単位で御説明申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入総額77億3,676万3,000円、歳出総額73億819万3,000円となり、前年度と比較いたしますと、歳入につきましては1億3,288万6,000円で1.7%の増、歳出につきましては1億3,724万円で1.8%の減

となりました。

収支について見ますと、形式収支は4億2,857万円の黒字、単年度収支は2億6,164万6,000円の黒字、実質単年度収支についても3億7,504万7,000円の黒字となりました。

歳入の主な増額といたしましては、地方交付税が13億6,069万8,000円で前年度比3億8,600万9,000円、町債が7億180万円で2億3,602万2,000円、町税が34億5,297万3,000円で1億4,741万円、県支出金が4億4,732万6,000円で6020万5,000円、それぞれ増額となりました。

また、減額といたしましては、国庫支出金が5億5,098万9,000円で2億9,797万1,000円、繰入金金が6,922万4,000円で1億8,493万2,000円、繰越金が1億5,844万4,000円で1億2,313万7,000円、財産収入が1,049万8,000円で6,106万8,000円、それぞれ減額となりました。

増加要因の一つとなりました地方交付税につきましては、「三位一体改革」によりまして大幅に削減された地方財源を充実させるため増額交付されたものであり、町税につきましては、法人税収の回復によるものでございます。

また、県支出金につきましては、災害対策として実施しました同報無線整備事業に対する緊急市町村地震対策事業費補助金、並びに小中学校のスクールアシスタント配置、総合公園体育館周辺の埋蔵文化財調査等に対する緊急雇用創出事業基金事業費補助金によるものでございます。

町債につきましても大幅な増となりましたが、これは本来、地方交付税で交付されるべき財源である臨時財政対策債が6億1,000万円含まれているためであり、事業執行に伴い借り入れました起債額は、逆に対前年比減となっております。

一方、減少要因でございますが、国庫支出金につきましては、平成21年度に定額給付金給付事業が行われたことによるほか、繰入金につきましては、歳入増により基金の取り崩しを大幅に減らすことができたことによるものでございます。

また、財産収入につきましては、昨年度、交差点改良工事に伴う町有地の売却をしたことによるものでございます。

次に、目的別歳出の主な増減でございますが、民生費が20億7,047万6,000円で1億4,587万5,000円の増額となったのを初め、消防費は5億5,628万9,000円で1億1,674万4,000円、土木費は4億4,836万3,000円で1,093万7,000円の増額となりました。

これに対しまして、減額につきましては、教育費が7億1,644万2,000円で1億6,408万4,000円、総務費が12億7,921万3,000円で1億2,006万5,000円、衛生費が9億260万1,000円で6,772万7,000円、公債費が7億8,372万円で2,167万円、それぞれ減額となりました。

民生費の増額につきましては、子ども手当の創設によるものであり、また消防費の増額につきましては、同報無線設備の整備がその主な要因でございます。

減額となりました教育費につきましては、校舎等の耐震補強工事の完了によるものであり、総務費につきましては、定額給付金給付事業の終了及び職員手当削減によるものでございます。衛生費及び公債費につきましては、町及び知多南部衛生組合の起債残高の減に伴う償還金及び分担金の減が、主な要因でございます。

次に、性質別歳出の主な増減についてでございますが、扶助費が2億8,976万1,000円、積立金が2億7,331万3,000円、物件費が7,294万9,000円の増となった一方、補助費が4億9,976万2,000円、普通建設事業費が1億2,644万2,000円、人件費が1億1,235万1,000円、公債費が2,167万円の減となりました。

増加要因でございますが、扶助費につきましては、子ども手当の創設によるものであり、物件費につきましては

は、システム更新に伴う委託料等の増がその主な要因でございます。

また、減少要因につきましては、補助費では、定額給付金及び子育て応援特別手当の支給事業終了によるものであり、人件費の減につきましては、地域手当廃止及び職員期末勤勉手当支給率の改定による減がその主な要因でございます。

平成22年度決算における財政分析指標は、税収の回復及び地方交付税の大幅な増額、新規起債発行の抑制、事務事業の見直し等により、公債費比率、経常収支比率等において改善が図られました。

これまで課題でありました財政硬直化の指標である経常収支比率についても、大幅な改善が図られましたが、一時的な財源確保により達成できたにすぎないものであり、依然として国の施策に大きく影響される状況に何ら変わりはありません。

平成22年度は、国の方針により地方財源の回復が図られましたが、東日本大震災の発生により震災復興に多額の国費が必要となる中で、景気回復のおくれによる財源不足が見込まれることから、引き続き一律的な地方財源の充実を期待することは賢明ではありません。

したがって、単年度決算において好調ではあったことをもって財政規律を緩めることなく、できる限り基金を積み立て予想される厳しい事態に備えるとともに、これまで進めてきた行政改革を推し進め、歳入財源の確保に向けた努力、歳出内容の見直しによって安定的な財政運営を継続していくことが必要であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

次に、認定第2号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額23億6,915万8,000円、歳出総額22億5,887万1,000円で、歳入歳出差引額1億1,028万7,000円の黒字となりました。

決算の主な内容でございますが、歳入におきましては、国民健康保険税5億9,383万3,000円、国庫支出金5億8,140万5,000円、療養給付費等交付金1億92万3,000円、前期高齢者交付金4億3,265万円、県支出金1億1,519万9,000円、共同事業交付金2億8,591万9,000円、繰越金1億6,586万4,000円となりました。

歳出におきましては、療養諸費14億3,870万6,000円、高額療養費1億6,470万8,000円、後期高齢者支援金等2億4,750万3,000円、介護納付金1億903万1,000円、共同事業拠出金2億3,954万6,000円を支出いたしました。今後とも増大する医療費の動向を見きわめながら、国保事業の健全な運営をすべく努力してまいります。

次に、認定第3号、平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、老人保健法に基づきまして、満75歳以上の老人及び満65歳以上75歳未満の政令で定める障害のある方に対しまして必要な医療の給付を行ってまいりましたが、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されましたので、平成22年度におきましては、過年度分の交付金、負担金の精算のみとなり、医療の給付等に関する実績はございませんでした。

歳入総額3万5,000円、歳出総額3万5,000円で、歳入歳出差し引き0円となりました。内容につきましては、平成21年度において、国庫負担金と県費負担金の過少分を一般会計で補てんしましたので、その精算をしたものでございます。

次に、認定第4号、平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から創設されたもので、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障害を有し、加入を希望した人に対しまして必要な医療の給付が受けられるよう各種手続の受理、保険料の徴収等を行ったものでございます。歳入総額2億709万2,000円、歳出総額2億690万6,000円で、歳

入歳出差引額18万6,000円の黒字となりました。歳入の主なものは、被保険者から納付されました後期高齢者医療保険料1億6,614万3,000円、一般会計からの繰入金4,028万5,000円でございます。

歳出におきましては、納付されました保険料等を広域連合に納付する後期高齢者医療広域連合納付金2億68万6,000円が主なものでございます。

次に、認定第5号、平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、満65歳以上の1号被保険者及び満40歳以上65歳未満で特定疾病により介護の状態にある方に対しまして、介護の給付を行ったものでございます。歳入総額12億7,791万3,000円、歳出総額12億7,616万4,000円で、歳入歳出差引額174万9,000円の黒字となりました。この黒字額につきましては、国・県からの負担金及び一般会計からの繰入金の超過分で、平成23年度に精算いたします。

歳入の主なものは、第1号被保険者から納付されました介護保険料、社会保険診療報酬支払基金交付金、国・県からの支出金及び一般会計からの繰入金でございます。

歳出の主なものは、介護サービス費、介護予防サービス費、介護予防事業費、包括的支援事業費でございます。

次に、認定第6号、平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出それぞれ935万1,000円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、基金運用収入12万6,000円、土地売り払い収入3件で853万8,000円、用地購入のため基金よりの借入金68万6,000円でございます。

歳出におきましては、公有財産購入費1件で68万6,000円、土地開発基金繰入金12万7,000円、土地開発基金償還金853万8,000円を支出いたしました。

次に、認定第7号、平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出総額ともに、2,461万2,000円となりました。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、加入戸数92戸分の集落排水施設使用料308万円、一般会計繰入金2,150万5,000円でございます。

歳出につきましては、一般管理費585万2,000円、施設維持管理費のうち、処理施設保守管理委託料、管路施設点検清掃委託料に507万9,000円、公債費に1,183万2,000円を支出いたしました。

次に、認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてでございますが、業務量におきましては、給水人口2万3,542人、給水戸数8,477戸、年間の総受水量318万4,881トンで、前年度対比2万3,412トンの減となりました。

年間の総有収水量は300万2,317トンで、前年度より6万5,594トンの減、有収率は94.3%で、前年度より1.3%の減となりました。1日の最大受水量につきましては、1万655トンでありました。

次に、収益的収支の収入におきましては、決算額5億891万4,000円、支出におきましては5億343万2,000円で、収支差し引きは548万2,000円となりまして、消費税抜きの当年度純利益は225万1,000円となりました。

利益剰余金処分案としまして、減債積立金に19万円、建設改良積立金に1,500万円をそれぞれ積み立てまして、翌年度繰越利益剰余金として3,201万9,000円を予定しております。

次に、資本的収支の収入におきましては471万8,000円、支出におきましては1億1,098万6,000円となり、収支の不足額1億626万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。

なお、主な事業といたしましては、町内6カ所の配水管整備事業でございます。

以上15件につきまして、よろしく御審議いただき、全議案お認めいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、あす9月7日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、あす9月7日は休会することに決しました。

来る9月8日は、午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前9時47分 散会〕

平成23年9月8日（木曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第2号）

平成23年9月8日(木曜日) 午前9時00分 開議

議事日程(第2号)

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程と同じにつき省略)

本日の出席議員(14名)

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀莊之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名(26名)

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君
総務部長	石川達男君	企画部長	初山博資君
厚生部長	家田兵蔵君	経済環境部長	久野元嗣君
建設部長	片岡勝君	教育部長	神谷信行君
総務課長	牧守君	防災安全課長	本多孝行君
税務課長	大岩哲治君	企画政策課長	大井徳男君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民福祉課長	岩本修自君
保険課長	岩瀬知平君	健康推進課長	飯味拓次君
農業水産課長	森川幸二君	商工観光課長	永田哲弥君
環境保全課長	齋藤博君	土木課長	廣澤辰雄君
都市計画課長	斎藤功君	水道課長	伊藤昭一君
生涯学習課長	山森隆君	学校給食センター所長	沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

議会事務局長	森田篤君	議会係長	日比郁夫君
--------	------	------	-------

[午前9時00分 開議]

議長（丸田博雅君）

おはようございます。

傍聴席の皆様、本日は早朝より傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。

残暑はまだまだ厳しいわけではありますが、朝晩は大変過ごしやすく、すがすがしさを感じます。しかしながら、そのすがすがしさを感じ得ない人々があります。

先日の台風12号による被害は、紀伊半島を中心に、山合いの素朴な小さな地域の幾つかが、この災害に遭われました。死者54名、不明55名、今なお240世帯が孤立しております。平成に入って、最大の台風被害だそうでございます。さらに、決して忘れることができない3・11、3月11日の東北の大震災、きょうの新聞を見ますと、きょう現在で死者が1万5,774人、不明が4,227人だそうでございます。そしてまた、きのう午後10時ごろでしたが、北海道日高地方で震度5強の地震がありました。ひやっとしたところではございますが、今、まだ被害の報告は入っていないようでございます。

そして、また今のところ、私どもの地域においては、そういった災害はございませんが、対岸の火事ではなく、備えあれば憂いなしの言葉どおり、安心・安全のまちづくりのため一層の努力をしなければならないとの思いで、あえてきょうこのお話をさせていただきました。

なお、美浜町議会は、この9月もクールビズによるノーネクタイ、軽装を励行しております。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源を切るかの御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 町政に対する一般質問

議長（丸田博雅君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等すべての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことにします。

初めに議長からお願いを申し上げます。

法律である地方自治法において、「議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定され、また美浜町議会会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。

また、執行部の職員においても、町民の方々にわかりやすいよう、今何を議論し、回答しているか、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、最初に2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問してください。

〔2番 中川博夫君 登席〕

2番（中川博夫君）

議長の許可を得ましたので、私の8点8項目を順を追って質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1番、小野浦海岸の砂浜浸食について。

先日来の台風の接近によりまして、小野浦海岸の砂浜がひどく浸食されております。観光事業等にも影響を与えているのが現状です。町の対応をお伺い申し上げます。

2点目、食と健康の館の今後の運営について。

食と健康の館は町運営、飲食関係は株式会社はまで運営しておりますが、今後どのような運営方法で進んでいくのか、町の方針をお伺い申し上げます。

3点目、農業・漁業の後継者問題について。

農業や漁業の後継者不足が問題になっております。現在の従事者の年齢構成はどうなっていますか。また、町当局はこの後継者不足問題をどう対応するのか、お伺い申し上げます。

4点目、富具崎港の県有地の活用について。

富具崎港内の県有地、野間漁協と協力して海産物を生かした観光施設をつくるなど活用方法があると思いますが、町はどのような活用を考えているのか、お伺い申し上げます。

5点目、旅館・民宿の振興について。

近年、観光客が減少しておる中、旅館や民宿の利用も減っている現状と聞いております。町としてどのような対策を考えているのか、お伺い申し上げます。

6点目、都市計画道路の東部線、西部線について。

美浜町の発展に早急な完成が必要で、知多南部の3町、美浜、武豊、南知多がタイアップして歩調を合わせて取り組むべきではないかと考えます。町当局の現状と町の現在の考え方を伺い申し上げます。

7点目、人材育成について。

今後10年先、20年先の美浜町を担っていただく人材を育てるため、現在の若い人たちを育成し、教育しなくてはならないと思います。町職員だけでなく、広く町民全体の人材育成をどのように考えているのか、お伺い申し上げます。

8点目、にこにこ広場への後押しについて。

買い物に不自由をしている地元の人たちを助けるため、商工会野間支部がにこにこ広場を立ち上げ、精力的に活動していますが、町がもっと真剣に後押しをしなければいけないと思いますが、町の考え方を伺い申し上げます。

以上8点、よろしくお願い申し上げます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆さん、おはようございます。

本議会では、議長よりありましたように、7人の議員の方から一般質問をいただいております。精いっぱいお答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中川博夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、小野浦海岸の砂浜浸食についての御質問でございますが、この浸食につきましては、全国的な問題ではあります。近年、西海岸の各地の砂浜で海岸線が浸食される現象が見られていることは、町と海岸管理者である県も十分認識をしています。浸食の原因は明確とはなっていませんが、砂浜海岸は、その海岸特有の地形に

応じた安定形状をとっているとみなされており、台風などによる自然条件、海岸関連施設の建設などによる人為的条件に変化が生じると、急激に海岸線の位置が変化し、浸食、あるいは堆積と呼ばれる地形変形が生じると考えられています。

ことし、小野浦海岸と、特に冬季の期間の西風による飛砂、沿岸流などによる沖向き漂砂により、砂浜の浸食が顕著でありました。町といたしましては、県とともに護岸管理用道路などに堆積した飛砂の撤去と同時に、その砂の投入による砂浜の回復を図りました。

沿岸漂砂の対策としましては、堤防、消波堤、人工海浜及び複数の工法を組み合わせた工法などによる考えられます。しかしながら、浸食対策のための対策は漁場分布への影響や漁業権のある漁場への影響など、さまざまな課題が生じることになります。町の対応といたしましては、白い砂浜の持つ美しい景観と人々の生活に安らぎと潤いを与え、地域の貴重な資源として、また財産として守っていくため、海岸管理者となる県に対し、海岸浸食の経過と観察とあわせ、特段の措置を早急に講ずるよう強力に要望しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、食と健康の館の今後の運営についての御質問でございますが、平成17年4月に本町の直営により、情報発信と都市との交流拠点基地として、町内外の方に御利用をいただき現在に至っております。経営の形態といたしましては、製塩作業を地元の美浜小野浦自然海塩研究会に委託し、美浜の塩を製造していただいております。特産品の販売、飲食の提供につきましては、各出店要綱及び使用料条例に基づき出店をいただいで、健全な運営に尽力をいたしております。

議員の御質問の今後の運営方法につきましては、美浜町集中改革プランにも指定管理者制度の導入を検討していくこととなっており、大変遅くなりましたが、昨年12月に関係者を対象に食と健康の館の事業説明会を開催し、平成17年4月からの経営及び収支状況の御説明をさせていただき、関係者の御意見を受けて、地元とともに今後の運営について御意見等をいただくよう進めております。今後、関係者の御意見を集約し、食と健康の館の健全な運営方法を早急に検討してまいります。

次に、農業・漁業の後継者問題についての御質問でございますが、現在の農業従事者の年齢構成は、平成22年農林業センサスで申しますと、総従事者数761人のうち、30歳未満が14人で全体の1.8%、30歳代が23人で3%、40歳代が46人で6%、50歳代が69人で9%、60歳から65歳が89人で12%、65歳以上の高齢層が520人で68%となっており、50歳代までの働き盛りの従事者が全体の20%となっております。また、漁業従事者の年齢構成は、平成20年漁業センサスで申しますと、総従事者271人のうち、30歳未満が4人で1.8%、30歳代が13人で4.8%、40歳代が46人で17%、50歳代が78人で29%、60歳代が73人で27%、70歳以上の高齢層が57人で21%となっており、50歳代までの働き盛りの従事者が全体の52%となっておりますが、ここ数年で従事者数及び経営体数も減少しているのが実態でございます。

後継者不足問題への対応でございますが、農業に関しましては、特に専業農家の後継者を確保することが重要と考えております。意欲的に農業に取り組む支援活動といたしまして、認定農業者制度を活用して経営改善の指導等を実施しているところでございます。

なお、昨年農業経営を目指す若手の新規就農者が美浜町で6名ございました。今後も、農業経営に関する相談窓口の充実と農業の魅力を広く発信していきたいと考えております。

また、漁業に関しましては、知多地域の漁業青年部の活動強化、養殖技術の研修、漁業環境の整備等、経営安定につながる支援事業を推進するとともに、農業と同様に漁業関係者と連携して、漁業の魅力を発信していきたいと考えております。

いずれにしても、すぐに解決する問題でもございませんので、今後も議員さん方の御協力をよろしく願います。

次に、富具崎港県有地の活用についての御質問でございますが、富具崎港におきましては、愛知県が管理をし、一部を野間漁業協同組合さんが借用し、利用している港であります。この港の主な施設として、物揚げ場、船揚げ場、野積み場、泊地、緑地と使用目的が定められております。議員御質問の港内の活用につきましては、所有者が愛知県であり、利用目的が定められていることも含めて、現在のところ、町としての計画はございませんが、野間漁業組合さんより活用方法についての御相談などがありましたら、協力してまいりたいと考えております。

次に、旅館・民宿の振興についての御質問でございますが、100年に1度の不況が続く中、3月11日に発生した東日本大震災による影響が重なり、観光産業、特に宿泊を伴う旅館・民宿への影響は大きく、本町のみならず、海に囲まれている知多半島を含め、愛知県に大きな打撃を与えております。

そのような状況の中、観光客の誘致宣伝におきましては、平成22年4月に国土交通省より知多半島観光圏に認定され、観光誘客の促進地域として、知多半島の5市5町一丸となり、知多半島観光圏整備計画を作成し、誘客事業を展開しております。また、本年度に阿久比町観光協会が設立され、知多半島全市町に観光協会ができ、さらに観光資源の広域活用や連携のとれる体制が整いました。知多半島市町観光協会と愛知県と連携し、知多半島観光ツアーなどの広域資源を活用した新コースをつくり、試行錯誤しながら尽力をしているところでございます。

本年、本町におきましては、平成19年度より開催をいたしております全国ネットのマンシングウエアレディース東海クラシックゴルフ大会の支援やコンサートを開催するとともに、野間灯台ふれあい広場へのモニュメントの設置、ご当地グルメコンテスト、出会いサポート事業などを開催することにより、誘客に努めてまいります。

また、美浜町の小野浦海岸で名古屋市栄を拠点とするタレント、SKEの収録があり、また野間灯台や富具崎公園、野間駅などがNHKの「中学生日記」の収録場所として放送され、さらに河和地区の河和の海岸、河和駅などで収録されたNHKの「幸せのかたち」が10月14日に放送されます。いずれも美浜町の名勝、観光資源をマスメディアが取り上げ、PRしていただくなど、地域ぐるみでメディアとの対応をし、誘客宣伝に努力しております。今後の誘客事業といたしましては、愛知県が進めております観光資源、歴史的財産を活用した武将観光と連携し、また来年放映されます大河ドラマ「平清盛」の宿敵、源義朝最期の地があります野間大坊などを活用し、観光協会旅館部を中心に、武将にまつわる食事の提供、宿泊プランなどを計画中でございます。町といたしましては、引き続き観光キャラバン、大阪、横浜、長野などへのエージェントへのPR、新聞・雑誌・テレビ関係者等へ粘り強く宣伝活動を展開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、都市計画道路の東部線、西部線についての御質問でございますが、町独自の要望といたしまして、私は去る7月25日に知多建設事務所所長及び地元県会議員の御同行をいただき、担当部課長とともに県へ鋭意要望してまいりました。また、知多5市5町で知多地区道路整備促進期成同盟会を組織し、知多東部線や知多西部線を含む知多半島の主要路線について、5市5町が連携して関係機関に要望活動を行っており、知多南部3町とも歩調を合わせて活動を行っております。本年も、8月23日に本同盟会として愛知県、県議会議員及び中部地方整備局への要望を行い、9月16日には国会議員への要望活動を予定しております。本町としましては、知多東部線の整備は、旧都築紡績跡地の企業誘致を促進するとともに、地域住民の安全・安心な生活環境を確保するため、河和バイパス整備済み箇所から古布交差点までの区間について、早期の事業着手を要望しており、県におきましても、昨年度、古布交差点の予備設計を実施していただき、本年度は交差点協議を進めるとお聞きいたします。

また、知多西部線につきましては、常滑美浜バイパスとして県道小鈴谷河和線までの早期の整備促進を要望し

ており、県において奥田地区の住環境整備事業区域内の用地買収を継続的に実施していただいております。

今後も、両路線の早期整備を今まで以上に力強く要望してまいりますので、よろしくお願いたします。

次に、人材育成についての御質問でございますが、職員の人材育成につきましては、美浜町職員人材育成基本方針を策定しており、この方針に基づき行っています。具体的には、職員の意欲と能力を高めるための職員研修、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境づくりや、職員の意欲や能力を最大限引き出せるような人事管理に努めさせていただいております。

そうした中、愛知県が実施しています実務研修生制度による職員派遣の実施、職員の知識を深めるために、本町へ外部講師を招いての講演会の開催、町長と職員との対話研修、日本福祉大学との協働まちづくり研究会、美浜町の魅力発見プロジェクトなど、あらゆる機会をとらえ、職員の人材育成に努めているところでございます。

町民全体の人材育成につきましては、従来の社会教育課を生涯学習課と名称を変更させていただき、生涯学習センターで実施しています各種講座を広く町民の方々が参加していただけるよう、内容等も工夫して開催しているところでございます。そのほか、生涯学習センターを中心に活動しています各種団体がみずから計画し、実施していただいています講習会なども有効に人材育成につながっているものと考えています。

また、国際事業として行っておりますシンガポール国の小・中学生への交流事業も、その貴重な経験が将来の美浜町を担っていただく人材の育成につながるものと考えています。

今後のまちづくりは、住民、企業、行政がそれぞれの立場で創造的に協働、協力していく関係であるパートナーシップを築いていくことが必要と考えていますので、よろしくお願いたします。

次に、ここにご広場への後押しにおきましての御質問でございますが、平成22年10月より美浜町商工会野間支部の一部の会員により開設をしていただき、交通手段のない高齢者の方々が大変喜んでおられるとお聞きしております。大変ありがたく感じております。

議員の御質問の支援につきましては、今後、町全体の支援活動として行うことも含め、美浜町商工会と連携をとり、支援方法等の協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

中川議員、再質問ありますか。

2番（中川博夫君）

1番目の海岸線、小野浦海岸の浸食についてですけど、前々より砂浜が満潮のときには減っております。先ほど町長の答弁の中にもありましたけど、護岸の、東海岸の方ですけど、テトラポットを少し私の区長時代に入れましたけど、もう一度県と漁業会、それともまたそういったところと早急に御相談をしていただきまして、東西にテトラポットを100メートルぐらい延長して、への字型にさせていただくことを特にお願いしたいと思います。そうすれば、浸食もテトラポットを東西に入れることによりまして、砂の浸食が防げるんじゃないかと思います。

また、飛砂関係の方ですけど、西側の家の方々は大変飛砂が冬場に飛びますものですから、そういったことも含めまして、飛砂対策も、今まで以上の効果的な方法がないかということをお願しております。そういった県、漁業会とも連動の上、今まで以上のよい方策があればお願いしたいと思います。よろしくお願申し上げます。

建設部長（片岡 勝君）

今、中川議員のおっしゃられている内容につきましては、壇上でも町長が申し上げたとおり、県の管理となっておりますけど、県の管理者も重々小野浦地域の海岸線については網羅して承知しております。さらに町といたしましても、先ほど答弁させていただいたように、強い要望を管理面においてもお願しておるのが現状でござ

いますので、町としても飛砂対策を順次進めておりますし、毎年のような対応とあわせて、新しい方法がないか、その辺も踏まえて検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

2番（中川博夫君）

それと、先ほど7番目でしたか、町職員の人材育成ということで御質問させていただきましたけど、これは本当に若い方から、私たちも含めまして、今後10年、20年、30年と町政を担っていただく方の重要な要件だと思います。

行政は最高の人材が美浜町にもお見えです。ですから、今ここにお見えになる部課長さん方、特にお願いしたいんですけど、あと数年で定年になられる方々も、今までの行政の皆さん方は六法全書だと思うんですね。民間ではわからない人も、また行政でお聞きしたり、そういった方向づけをやっていただいているのが現状ではないかと思っておりますけど、その方向づけを皆さん方の方で、課ごとで分野が違いますけど、それをここ数年の間、また御自分の頭脳を最大限に生かしていただきたいと思うんですね。町議会、そして住民の方々連動でやっていただければそれにこしたことはないと思っております。そういったことを、住民を巻き込んでできる行政だと、そういうふうにお願いができればと思うんですね。

それと、住民の意見を聞いてもらえる、また聞きに行かれると、そういった住民の声を最大限していただくように、よろしくお願ひしたいと思っております。

そしてまた、一般質問の議会、全員協議会等いろいろありますけど、皆さんの声がここで、今一般質問等やっておりますけど、聞けない方もたくさんあると思うんですね。そういった情報公開を本当に一人ひとりが責任を持っていただくように、行政、それから私たち町会、それと住民の方々、三者連動でもちまして、この美浜町を今まで以上によくしていただくように頑張っていこうではありませんか。そういったよい力を皆さんお持ちですので、今後この美浜町が、5市5町以上に光輝く町政をつくっていこうではありませんか。

そういった中で、他市町からも、美浜町は何をやって、どうなって、こうなって、よくなったではないかという、そういった他市町の方々が美浜町に勉強会に来るように、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、行政のオピニオンリーダー、そういったものが、また行政、また民間の方々、官民一体となったオピニオンリーダーが今後出てくると思うんですね。そういった方々を大事に、また育成をしていただければと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

中川議員、質問の答えはいいですか。

2番（中川博夫君）

少しあれば、言っていただければと思っております。

企画部長（初山博資君）

ただいまの中川議員の御質問ですけれども、人材育成についてということで、全般的な御質問があったわけですが、当然行政につきましては町だけでできるものではございません。そういった中で、町、住民の方が一体となって行政を進めていかないかんことは十分認識しております。その中で、いろんな分野で町民の方々もリーダーシップをとっていただきまして、先ほども町長がお答えしましたように、対等な関係でパートナーシップを築いていくということが重要かと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。

中川君は自席に戻ってください。

〔 2 番 中川博夫君 降席 〕

議長（丸田博雅君）

次に、4番 千賀荘之助君の質問を許します。千賀荘之助君、質問してください。

〔 4 番 千賀荘之助君 登席 〕

4番（千賀荘之助君）

議長の許可を得ておりますので、通告に基づき質問に入らせていただきます。

エネルギーの地産地消について。

日本が直面している課題は、水・食料・エネルギーといった、人間が生きていくために必要なものをいかに長期的、安定的に確保していくかだと思います。世界的には人口がふえている上に、気候が不安定になっており、食料不足が起これば、食料自給率が低い日本はひとたまりもありません。また、日本の電力供給力の30%を占める原子力発電が、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の問題を収束できずにいる以上、国民感情として、原発に頼る生活を続けるのは難しいだろうと思います。とはいえ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを一気に主流とするのは困難が伴うと思っております。今後20年、30年をかけて、各地域の気候や条件に合った多様な手法を検討し、一つの供給源に頼らないエネルギー安全保障政策を進めていくことが必要ではないかと思っております。

美浜町も、かつてバイオマスを研究し、時期尚早と判断したことがありました。しかし、現在の諸状況を見ますと、山林の雑木や竹、稲わら、家畜のふん尿、または安定的なエネルギー供給源として注目されつつある藻類などの活用について、耕作放棄農地の利活用も視野に入れ、行政としても再度検討をすべきと考えますが、町当局の所見を伺います。

以上で、質問席からの質問を終わります。明確なる答弁を期待しております。

〔 町長 山下治夫君 登壇 〕

町長（山下治夫君）

千賀荘之助議員の御質問にお答えさせていただきます。

エネルギーの地産地消についての御質問でございますが、平成18年度に美浜町畜産バイオマスエネルギー熱利用について調査・研究し、畜産バイオマスを発酵・乾燥によって燃料化するシステムの事業化の可能性について検討し、報告書をまとめましたが、さまざまな問題が山積し、事業の導入・実施には種々の課題を一つずつクリアし、事業成立の可能性率が高くなるよう、引き続き検討していくものとするのでまとめをさせていただきました。

現在、課題への取り組みとしまして、スケールメリットを見出す方法の中で、近隣自治体との連携による広域的な取り組みを検討する必要性があり、知多半島バイオマス活用推進計画策定に関する勉強会を5市5町で進めているところでございます。

今後、推進計画等がまとまりましたら御報告させていただきますが、住民の皆さんの貴重な御意見も参考にしたいと思っておりますので、議員さんにおかれましても、地域の御意見をまとめていただき、御報告していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、町単独でできることではございませんので、広域的に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔 降 壇 〕

議長（丸田博雅君）

再質問ありますか。

4番（千賀荘之助君）

答弁としては、当然この案で私は理解できますが、これはいわゆる国政レベルに近い問題を、こういった町政の場でいかなるものかとは思いましたが、やはり今の国の状況を見ておりますと、なかなか地方がしっかりしなければということは、自分たちのことは自分たちで頑張っていくと、そういったことが現実的な面になっているような気がいたします。

現実的には、エネルギー政策では日本が選択できる余地は非常に狭いのではないかと。ことしの夏の電力不足は何とか乗り切ったということで、これをもって原子力発電所なしでやっていけるものとの声を時折耳にいたしますが、それは早合点だと思ふ点もあるわけでございます。電力の使用を制限され、企業は休日シフトや操業の抑制など、我慢の節電に取り組みざるを得なかったようでございます。電力会社は、古い火力発電所を現役復帰させ、石油・石炭などの燃料費は少なくとも概算で2兆円余り余分にかかるとされているようでございます。温暖化ガス排出もふえ、これでは持続の可能性はあり得ないと、そのように思うわけでございます。

そういった中にありまして、やはり地域でできることが少しでもあれば何かということで、ただいま答弁をちょうだいいたしました。

この問題について、企画部長さん、町を挙げての対応をもう少し具体的に御答弁願えたらと思うんですが、いかがですか。

企画部長（朮山博資君）

千賀議員のおっしゃるとおり、エネルギー政策につきましては、国政レベルの問題ということで、非常にいろんな問題があるかと思えます。そうした中で、地域でできることという御質問でございますけれども、現在、美浜町としては太陽光パネルによります発電の補助をしております。そういったこと。それから、現在町民の方々をお願いしております省エネですね。さらなる省エネをこれからも引き続き粘り強く呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

4番（千賀荘之助君）

日本は、1973年の第1次石油危機の後、エネルギーの大転換をなし遂げた、いわゆる原子力発電に電力会社は対応していったということもあります。そういった中で、これは今度の東北大地震の想定外の事故の中でこういった問題が急速に浮上したわけではございますが、さりとて、今現在稼働中の原子力発電、それからまた古くなって耐用年数の来ておる発電所、そういったものがまだ日本全体では、たしか数字にしますと五十何基あると思っておりますが、調査不足の点もあると思えますが、そのうち、約4分の1がまだ稼働中であると思っております。

いずれにいたしましても、早急な対応策という件には、地方ではなかなかできないことだと思います。ということは、やはりある程度年月をかけてしっかりと勉強し、少しでも寄与できる点があるならば、企画部として対応していくのかどうか、その点をひとつ、企画部長、よろしく願いします。

企画部長（朮山博資君）

企画部としてという御質問でございますけれども、当然エネルギー問題につきましては基本的に重要な問題でございます。地域住民の方にとりましても、電気が不足するということは大変な問題になってくると思えます。そういった中で、先ほどから申し上げておりますように、できることをやっていくというのが基本的な町の姿勢でございますので、当然、先ほども申し上げました太陽光パネルだとか、省エネのさらなる推進、それから広域

的な情報交換等を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

次に、経済環境部長さんにお尋ねいたします。

この答弁は、恐らくそちらの方で対応いただけたような気がいたしますが、それで間違いありませんか。

経済環境部長（久野元嗣君）

今回のエネルギーにつきましては、バイオマスの関係を経済環境部でやってございますので、答弁書をつくらせていただきました。それ以外にも、いろんな関係での農地を使つての発電としての協力できる部分、いろんな部分では、担当部局としては努力しておりますのでございますので、よろしくお願いたします。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございます。

ということで、今回の私の質問に対しては、いわゆる一つの課、一つの部で対応していただけたようでございます。今後は、一般の会社で言うならば企画部というところは、いわゆる企画、それから会社の未来を想定した研究室だとか、そういった部門に当たると思っています。それで、縦割りじゃなしに、やはり横との連絡をしっかりとっていただきまして、こういった問題にも取り組んでいっていただきたい。その辺について、企画部長さんの個人的な意見をお聞きしたいと思います。お願いします。

企画部長（初山博資君）

当然、企画のポジションとしては、全体の調整ということが入ってくるかと思つています。そういった中で、個々の各部の対応というのは非常に重要になってくるわけですが、全体としての調整という面で今後さらに努力していきたいと思つておりますので、よろしくお願いたします。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

突然のことで、部長さんもかなり動揺されていると思つていますが、えらい失礼の段、お許しください。

答弁のバイオマス、これは確かに今の経済環境部長さんの部署だと思つておりますが、やはりこういった問題はよく上層部の方で相談をしていただきまして、一部局だけではなしに、早く言えば役場全体としての、そういった面で今後対応していただきたいと思つていますが、その辺について部長さん、どのようにお考えですか。

経済環境部長（久野元嗣君）

もちろん町の方向性については、企画部長が言いましたように、町全体としての流れの中での取りまとめはしていただいて、我々の方にも話を持ってきていただいた中で一緒に考えていきたいと思つておりますし、担当部局は担当部局で、その求められたときに、ある程度の部局での責任を持って回答ができる部分については、直ちに返答ができるような形で情報収集するなど対応策を考えておきたいというふうに思つておりますので、よろしくお願いたします。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

最後に、町長にお尋ねというか、御所見をお伺いしたいと思います。今後、この問題についてどのような取り組み方をしていくということがありましたら、お答えをお願いいたします。

町長（山下治夫君）

先ほど壇上で申したとおりでございますので、御理解のほどをいただきたいというふうに思つています。

4番（千賀荘之助君）

いとも簡単にお答えをちょうだいしたわけですが、その意を酌みまして、今後しっかりとした対応を位置づけていただけるよう、努力していただけるかどうかにつきまして、再度町長からの答弁をお願いします。

町長（山下治夫君）

この項目でございますエネルギーの地産地消については、本当にこれが理想的な姿だろうというふうに私も思っております。今回は、特にこの中でも、以前私どもが研究をしたバイオマス燃料についての御質問と理解をさせていただきまして、そのお答えをさせていただきましたが、私の今現在の考え方は、理想論は間違いない、そのとおりだと思いますけれども、これを町が単独でやるだけの能力、財力、そういったものがないので、なるべくならば広域の中で一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、その節には御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

最後の心強いお言葉をちょうだいいたしましたので、これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、千賀荘之助君の質問を終わります。千賀君、自席に戻ってください。

〔4番 千賀荘之助君 降席〕

議長（丸田博雅君）

それでは、ここで休憩をとります。10時10分より再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

〔午前9時56分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

6番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問をしてください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

6番（鈴木美代子君）

あらかじめ議長あてに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、第5期介護保険事業計画についてであります。

1. 施行後10年を経た介護保険制度は、保険あって介護なしの言葉に象徴されるように、高過ぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。特に国民年金を受給する高齢者は、一月4万から五、六万円の年金収入で居住費から介護費用まですべてこの収入の中でやりくりしています。こうした現実の中で、低所得者対策は重要であります。

国は、制度の中で低所得者対策をどのように考えているのでしょうか。美浜町としては、独自の低所得者対策を導入して、町内の高齢者がどなたも安心して暮らしていけるようにしませんか。

2番目です。美浜町は、介護保険料の引き上げは極力抑え、住民負担はこれ以上ふやさないというのが基本的な姿勢だと考えています。今回の保険料はどの程度と試算していますか。

3 番目です。今回の法改正は、介護職員の医療行為を一部解禁しました。たんの吸引などは医療行為ですが、一つ間違えると命にかかわる問題です。現場からの率直な不安・要望があると聞きますが、町としてどう対応するつもりでしょうか。

4 番、介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断・責任で創設することとなりました。一部に軽度外しにつながると指摘されています。総合事業に対する町の見解をお聞きます。

第 2 点目は、小学生のヘルメットであります。

美浜町では、40年来、小学生の登下校についてはヘルメットをかぶることを強制してきました。この間、お母さん方から何度もヘルメットをとってやると要望をお聞きしましたが、外してやれませんでした。議会でも何度も取り上げましたが、美浜町は交通安全対策の最先端を行っているのだという答弁がほとんどでした。しかし、最先端だという美浜町をまねする自治体は一つもありません。美浜町より北の武豊町、半田市や名古屋市、どこでもヘルメットではなく黄色い帽子です。ことしは、6月から猛暑が続き、熱中症が心配されました。町外の人たちは、この光景が異様に見えるようです。ヘルメットの下の頭はゆでダコのように真っ赤になり、アトピー体質の子も大変でした。子供たちには、今まで以上に交通安全意識を身につけさせ、ヘルメットから黄色い帽子に変更させたらどうでしょうか。

第 3 点目は、美浜町の放射能汚染は大丈夫かというテーマであります。

3月11日に発生した東日本大震災の復興・復旧が一日も早く実現されるよう願うものでありますが、美浜町の放射能汚染も心配であります。

美浜町は、福島から直線で800キロぐらいだと思います。25年前、ソ連のチェルノブイリ原発の事故では、1,000キロ離れたスウェーデンの地で放射能が検出されました。福島原発は、全地球規模で拡散していると立証されていますが、問題とされているのは内部被曝です。子供たちや妊婦などは、放射線に対する感受性、つまり細胞の傷つく程度が、大人の数倍あると言われております。15歳以下の子供は大人の6倍から10倍、感受性が高いということです。子供が心配です。美浜町でも、放射線測定器を購入して測定しませんか。

第 4 点目は、滞納整理機構のあり方についてであります。

税の滞納は確かに深刻であります。長引く不況と収入減の中で町民の暮らしはかつてなく厳しさを増し、税金を払いたくても払えない状況が進んでいます。

1. 滞納整理機構に対して、徴税業務を100件委託したとのことですが、選定の根拠と内容を教えてください。また、解決した件数は何件ありますか。

2 番、町民との信頼関係の中で、分納や減免の措置を今までとってきたと思います。現在はどうか。また、整理機構とのトラブルはありませんか。

最後です。第 5 点目。同報無線の放送の改善を求めるものです。

町民の中には、同報無線の音楽が流れても、健康で何ともない人もいれば、病弱で、音楽が放送されるたびに頭が痛くなったり、気持ちが悪くなったりする人もいます。私たちは、災害時に町民に対して正確な情報を知らせ、命を救いたいと同報無線の設置を要望しました。ただ、設置したのために、医者通いしている町民がいることを忘れてはなりません。また、夜勤の人や乳児の睡眠を妨げないように音量を下げたり放送回数を減らすなど、弱い立場の人たちに優しい対応や改善ができないでしょうか。

以上で質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問のうち、小学校のヘルメットについては、教育長より答弁をいたします。

初めに、第5期介護保険事業計画からの御質問の1点目、低所得者対策はどのように考えられているかについてでございますが、介護保険制度におきましては、保険料の所得段階の設定方法において、低所得者の負担が過大になるなどの特別な事情がある場合には、市町村の判断により、所得段階の多段階化、保険料率の変更、基準所得金額の変更など実情に応じた保険料を設定することができます。

もともと低所得者へ配慮した保険料設定ができますので、所得が低い者に対してさらに保険料の減免を行うことは制度上想定されておりません。そのため、厚生労働省では、市町村が単独で介護保険料を減免する場合において、保険料の3原則という指導を行っています。その3原則は、1. 個別申請により判定すること、2. 全額減免は行わないこと、3. 保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを行わないことでございます。

1の個別申請により判断することという原則は、低所得者の保険料負担については必要な配慮を制度上講じているので、収入のみに着目して一律に減免措置を行うことは不公平であるという考え方によります。2の全額減免は行わないことという原則は、40歳以上の国民が皆で費用を負担し合う制度であり、介護サービスの利用機会が少ない64歳以下の現役世代がすべて保険料を支払っている中で、高齢者が保険料を全く支払わないということは、助け合いの精神を否定することになるという考え方によるものであります。3の保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを行わないことという原則は、減額するにしても、その財源は同じ高齢者の保険料で負担することを求めているものであります。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、計画期間の3年ごとに市町村が条例で定めることになっており、被保険者の負担能力に応じた負担を求める観点から、所得段階別の定額の保険料率が採用されております。これにより、低所得者の負担は軽減されます。本町単独の低所得者対策につきましては、保険料におきまして、介護保険法第142条に「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」という条文がございますが、これに基づきまして美浜町介護保険条例第12条で保険料の徴収猶予を、同条例第13条で保険料の減免を定めております。その要件でございますが、1. 第1号被保険者、またはその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと、2. 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、またはその者が心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したこと、3. 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業、または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと、4. 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと、5. 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること、以上のケースにおきまして、徴収猶予、または減免申請を行うことができます。さらに、要綱におきまして、被災の状況、被保険者及び主たる生計維持者の所得等について定めており、これらの事情により納付困難になった場合について相談事業を行っております。

利用者の窓口負担につきましては、災害や主たる生計維持者の所得の減等の理由がある場合について申請することができます。これらにつきましても、個々に相談事業を行っております。そのほか、町民税の非課税世帯で要介護4及び5の方に、紙おむつの購入費の一部を補助しております。本町といたしましては、介護保険の低所得者対策については、法の趣旨にのっとり適切に実施しておりますので、現状の要綱等を改正する予定はございません。

2点目の今回の保険料はどの程度と試算しているかについてでございますが、御指摘のとおり保険料の引き上げはできるだけ抑え、住民負担をふやさない方針でございます。しかしながら、平成22年度におきましては3,200万円ほど実質単年度収支が赤字となっております。今後も実質単年度収支においては赤字が続くと予想をしております。

第5期介護保険事業計画につきましては、日本福祉大学の福祉社会開発研究所に現在調査委託中であり、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えており、被保険者、福祉団体関係者、医師、歯科医師、薬剤師の皆様で構成されます介護保険運営協議会において協議していただいておりますので、介護保険運営協議会の御意見に従ってまいります。調査結果により、やむを得ず値上げに至る可能性もありますので、御理解いただきたいと思います。

3点目の法改正で介護職員の医療行為を一部解禁したが、町はどう対応するつもりかについてでございますが、平成24年4月1日にそのような法改正があるという情報は届いております。御質問の現場がどの施設を指しているのかわかりませんが、特別養護老人ホームなどの現場から、介護職員の医療行為の一部解禁に関しての不安や要望は聞いておりませんし、町として特別に対応が必要だとは考えておりません。

4点目の介護予防・日常生活支援総合事業に対する町の見解はについてでございますが、介護予防・日常生活支援総合事業は、本年6月15日に可決・成立し、6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により導入されたものでございます。この総合事業の導入により、要介護認定において要支援と非該当を行き来するような高齢者に対する切れ目ない総合的なサービスの提供、虚弱・引きこもりなど要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入、自立や社会参加の意欲の高い者に対する、ボランティアによるこの事業への参加や活動の場の提供などが可能となると考えられるところであり、介護保険事業計画に実施を位置づけることについて検討されたいとのことでございます。これにより、第5期計画策定に当たっての重点事項の一つとされている生活支援サービスの推進を図ることができるようになることとございますが、本町といたしましては、現在既に要支援者、第2次予防事業対象者については、地域支援事業にて通所型介護予防事業や訪問給食サービス事業を実施しています。したがって、要介護状態等になるおそれが高いと認められる高齢者を早期に把握し、通所型介護予防事業、地域サロン活動及び高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に参加を呼びかけ、総合的に支援してまいりますので、現在のところ、第5期計画に総合事業を位置づけることは考えておりません。

次に、美浜町の放射能汚染は大丈夫かについてでございますが、愛知県では、名古屋市北区にある環境調査センターにおいて、モニタリングポスト（地上34メートル）を設置し、大気中の放射線量を連続測定するとともに、同敷地内で地上1メートルの放射線量を毎日1回測定をしています。

愛知県が8月19日に記者発表した資料によりますと、福島原発事故前後での環境放射能測定調査結果の比較をしておりますが、いずれの調査も測定値に変化はほとんどありません。

また、県では6月下旬に県内12カ所の大気中の放射線量を調査しており、本町の近くでは常滑市役所と南知多町役場で測定しております。いずれも環境調査センターで測定しています値と比べて、同等または低い値であり、福島原発の影響は特に見受けられませんでした。県では、このほか水道水や海水浴場を測定しましたが、いずれも放射能は検出されておられません。

なお、内部被曝につきましては、放射性物質が食物や呼吸などにより体内へ侵入し、体内で被曝することですが、愛知県は、県内で生産される農産物については影響がないと考えており、継続的な監視は続けている状況にあります。こうしたことから、食料品の流通状況や大気状況から考えますと、内部被曝についても問題ないと

考えております。

最後に、放射能測定器具購入の件でございますが、このほど愛知県町村会から各町村に1台の放射線の可搬型簡易測定器を今月中にいただけることとなっております。今後、この測定器の利用方法を含めて検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、滞納整理機構のあり方についての1点目、滞納整理機構に対して徴収業務を100件委託したとのことですが、選定の根拠と内容は、また解決した件数はとの御質問でございますが、初めに愛知県地方税滞納整理機構について説明させていただきます。

平成19年度の所得税から住民税への税源移譲に伴い、個人住民税は大幅な増収となりましたが、収入未済額も増加してきており、収入未済額の縮減を図ることが県と市町にとって共通の課題となっていました。そこで、平成23年度より、愛知県と知多地域の市町が個人住民税を初めとする地方税すべての税金の収入未済額を縮減、市町職員の徴収技術向上を図ることを目的として、知多地域においては5市5町がすべて参加し、愛知県地方税滞納整理機構を立ち上げました。愛知県内では、県内地域を6ブロックに分け、43市町村が参加し、滞納整理事務を行っています。

御質問の件でございますが、現在、滞納整理機構へは5月に21件、7月に46件、9月に25件の合計92件を引継ぎしており、その選定の根拠につきましては、個人住民税を初めとした町税の滞納額の本税がおおむね30万円以上で、担税力がありながら納税意識の希薄な滞納者及び徴収困難と認められる滞納者を選定しております。

選定者には、滞納整理機構へ引継ぎ予告兼納付催告書を送付し、滞納整理機構の周知、自主納付していただく機会を設けておりますが、納税、反応のない方は徴収引継書により、滞納整理機構に引継ぎを行っております。引き継ぎした者の内訳といたしましては、催告しても全く反応のない者73件、分納不履行者19件となっております。解決した件数についてでございますが、引き継ぎ件数92件のうち完納11件、分納25件、差し押さえ7件となっております。

2点目の町民との信頼関係の中で分納や減免の措置を今までとってきたと思うが、現在はどうか。整理機構とのトラブルはとの御質問でございますが、引き継ぎされました滞納者には、滞納整理機構から引き渡しもとの美浜町町長名で徴収引継通知書兼納付催告書を送付し、自主納付、または納税相談の機会を設けております。また、徴収に当たっては、滞納者との面談を基本とし、できる限り生活状況の把握に努めており、一括納付の困難な滞納者に対しましては、それぞれの滞納者の実情に応じて分割納税にも応じています。なお、減免につきましては、担税力のある滞納者を引き継いでおりますので、行っておりません。

整理機構とのトラブルはについてでございますが、差し押さえを実施いたしました方からの異議申し立てが1件提出されておりますが、それ以外には報告はございません。

次に、同報無線の放送の改善をについてでございますが、現在、正午と午後5時に軽音楽を放送いたしております。放送の時間は、正午の放送がおおむね30秒、午後5時の放送がおおむね1分間で、正午の時報として、あるいは児童への帰宅を促す防犯上の利用として、節度ある生活のリズムの形成のために効果的に利用ができていとお褒めをいただいている面もございます。しかし、一部町民の方からの苦情が寄せられているという事実もございます。町民の皆さんの要望すべてに対応することはできない部分もございますが、状況により音量を下げることは、今後、地域の状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

この同報無線は、地域住民及び区の強い要望、並びにそれらの声を実現させたいという熱い思いを抱かれた議員各位の努力及びその協力をいただきながら、長年の懸案事項がようやく結実したものでございます。

同報無線は、迅速に幅広く情報を伝達することができるという優れた機能を持つ反面、平常時における放送に

対しては苦情がついて回るという宿命を持ち合わせたものだ聞いたことがあります。このことは、先進地視察で訪れた市町の多くにおいて、必ずと言ってよいほどに言われ続けてきたことであり、議員各位においても十分御承知のことと思います。ようやく運用を開始することができたこの同報無線には、まだまだこれから解決すべき問題がございますが、それらの問題を一つ一つ解決し、万が一の際には有効に利用できるよう、平常時から備えてまいりたいと考えております。

鈴木議員を初め議員各位におかれましても、同報無線導入のいきさつと同報無線の機能、並びに平常時の有効利用等を御理解くださいます、同報無線が真に有効利用できるよう、住民の皆様への御説明等に御協力をいただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

教育長（山田道夫君）

先ほどの小学生のヘルメットの御質問につきましては、私の方から御答弁させていただきます。

小学生の登下校時におけるヘルメットの着用について、黄色い帽子に変更させたらどうかとの御質問でございますが、過去においてもこのような御質問を幾度かいただいております。

昨年7月に開催されました定例教育委員会においても、登下校時の交通安全面、不慮の事故等を考えた場合、ヘルメットの着用について今までどおり保護者の方へお願いしていこうと協議されております。

なお、鈴木議員はヘルメット着用を強制していると言われておりますが、決して強制するものではありません。現に身体的な理由や夏の暑さ対策等で、保護者の方より帽子での着用の申し出があった場合、運転手から見やすい色のものを着用するなど、一定の要件をつけて認めさせていただいております。今後も、小学生の登下校時におけるヘルメットの着用については、交通安全上の観点から、教育委員会といたしましては保護者の方に着用をお願いさせていただきたいと考えております。

なお、最近では、東日本大震災の教訓の中で、小学生のヘルメットの着用については、避難時において両手がふさがれることなく避難できる等、安全面においても有効であり、着用を勧めるというような動きもあるようなことも伺っております。以上です。

議長（丸田博雅君）

再質問はありますか。

6番（鈴木美代子君）

質問の前に、議長にお聞きしたいんですけども、あと何分ですか。

議長（丸田博雅君）

15分です。

6番（鈴木美代子君）

ありがとうございました。

まず介護保険の話からいきます。

町長から、事細かく説明していただきました。美浜町においても、低所得者へのいろいろできるという話でした。現に今そういう町長が説明した減免だとか猶予の話で、それに対応してもらっている高齢者というのは何名ぐらいおりますか。

保険課長（岩瀬知平君）

要綱に基づきまして相談事業を行っておるということでございますけど、実際にこの要綱を適用しまして減免させていただいた事例につきましては、火災等で1件ございました。以上でございます。

6番（鈴木美代子君）

この減免については、申請減免ですか。例えばこの減免の内容について周知をさせる、町民にこういうときは相談に乗りますよという周知をさせる努力をしているのか、それとも申請がなければ全く問題なしとしているのか、どちらですか。

厚生部長（家田兵蔵君）

今の御質問の件でございますけれども、先ほど町長もお答えをしておりますけれども、我々窓口でいろいろな相談に乗っている中で、申請に基づきまして対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

これだけこういったことがあれば、保険料等が減免できますという周知の徹底はどうやってやっているんですか。

保険課長（岩瀬知平君）

私どもといたしましては、保険料の3原則ということで、保険料減免、まず2分の1でございます、ゼロにはならないということをおまじ御承知していただきたいと思っております。それともう一つ、保険料につきましては、皆さんの高齢者の保険料の中で賄うということでございますので、保険料を下げればだれかの保険料からということが原則でございます。したがって、積極的にはこれは行っておりません。どうしても、実際の保険料を徴収する中で、苦しい方々の相談事業の中でこの要綱を適用するかどうかということは判断させていただいております。以上でございます。

6番（鈴木美代子君）

介護保険の制度を行っている全国の中で、確かに国はこういった減免は自分の会計の中でやりなさいと言っています、3原則の中でね。そうではなくて、自治体もそういう減免をやる中で、自治体によっては自分の一般会計の予算の中でやっているところもあります。やっぱりそれは自治体としての努力も要るのではないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

厚生部長（家田兵蔵君）

この件につきましても、先ほど町長が壇上で申し上げたかと思っております。

本町におきましても、低所得者の対策といたしまして町条例を設けておりまして、先ほども申し上げましたけれども、美浜町介護保険条例の中で12条、あるいは13条で徴収猶予、あるいは減免を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6番（鈴木美代子君）

時間があまりありませんので、介護保険についてはこれ以上の質問はできませんけれども、やはり町内の高齢者が安心して老後を暮らしていける町にしていかなければ本当にだめだと痛切に思っています。

個人的な話ですけど、私の母も92歳になります。ずうっとひとり暮らしで頑張っておりましたが、とうとう病院や、あるいは介護施設の世話になることになりましたけれども、それでもお年寄りには甘んじるといって、そうじゃなくて、結構一生懸命努力をしていますね。私も介護施設に伺うと、結構一生懸命そういうリハビリなんかをやっているお年寄りも見受けられます。ぜひお年寄りが悔いのない一生を、尊厳ある一生を暮らさせてあげるという点では、これからは行政としての努力が必要だと私は思っています。よろしくお願ひします。

それから小学生のヘルメットであります。小学生のヘルメットは、私の息子が40歳になりますけれども、その息子が小学校へ入ったときからヘルメットをしています。だから、40年ぐらいヘルメットをかぶっているんじゃない

ないかと思いますが、正確にはどうですか。

教育部長（神谷信行君）

今の年数的な面につきましては、私どももしっかりした、何年からこのヘルメットを始めたかというのは手元にはつかんでおりませんので申しわけありませんが、時期的にはそのぐらいになるかと思っております。

6番（鈴木美代子君）

そのときからヘルメットをかぶっているわけですが、私が議員になって25年目ですが、答弁はそういった答弁ですね、今教育長がしたような。美浜町は最先端を行っているんだという答弁をもらいましたけれども、といってもどこの町もまねしたことはありません。南知多町でも一部ヘルメットをかぶっているところもありましたけれども、すぐやめたということで、どこの町もヘルメットはかぶっていません。そのかわり、子供たちには自分の身は自分で守るという交通安全知識を十分徹底させて、黄色い帽子をかぶっているということで、特に美浜町と武豊町と事故の多さが特段かという、そんなことはないですね、私たちの知っている限りでは。私は、やはりこの辺でヘルメットをやめたらどうかと思うんですよ、子供たちの身になって。

私は、一通のはがきをもらいました。そのはがきの中で、教育長さんも町長さんも、この暑い中、一緒に子供たちと歩いてみてください。どれだけ暑いか、どれだけ大変かわかるといいますという声をもらいました。子供たちの本当の声をもっと大事にしてほしいというのをもらいました。

私は、今教育長さんが震災の関係でヘルメットをかぶっておった方がいいじゃないかという声もあると言いましたが、それは話が違ふんですよ、別ですよ。毎日ヘルメットをかぶっている子供の身になると、それは大変です。私は自分の子でしかわかりませんが、ヘルメットの中は、真夏に帰ってくると汗びっしょりで、ゆでダコのように真っ赤で、うちの子は倒れませんが、倒れたという話も聞きました。本当に大変なんですよ。ぜひもっと真剣に、子供たちのヘルメットを黄色い帽子にかえてあげるといふ、そういった協議、お母さん方と本音で話し合う協議を私はしていくべきだと思う。子供たちにも話を聞くべきだと思う。

高学年の子は自転車が許可になっていると思う。ヘルメットは、自転車に乗るときには必要だと思うんですが、私はもう一歩進んで、ヘルメットをかぶるのは保護者の判断ということで、強制は絶対にしないということが言えますか。

教育部長（神谷信行君）

昨年も非常に暑い猛暑ということで、昨年におかれましても、こういったヘルメットの着用につきまして、先ほど教育長の方も御答弁の中でありましたように、7月の段階において教育委員会の中でこのような問題につきまして御協議をさせていただきました。そうした中で、実態的な内容、あと学校等、またPTAの方等々にも御意見もお伺いした中で、やはり最終的には交通安全、それと不慮の事故等におきまして、ヘルメットをかぶっていたことによって大きなけがに至らなかったというような御意見もいろいろお伺いした中で、やはりこのヘルメットにつきましては着用をお願いしていこうということの最終的な御協議をさせていただいておりますので、今後におきましても、このヘルメット着用につきましてはお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6番（鈴木美代子君）

先ほど言いましたように、ヘルメットをかぶるについては強制でないですね。強制はしていませんね。今後、子供たちの中にヘルメットを外して登校する子がいれば、それはもちろん保護者の判断ということですが、強制はしませんね、今後も。

教育部長（神谷信行君）

この件につきましては、強制とは考えておりません。あくまでもお願いをしていくということで、私ども進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

6番（鈴木美代子君）

ヘルメットについては、今お答えいただきましたように、強制ではない、強制はしないということですので、これをしっかりと考えていきたいと思えます。

あと3分ということですので、放射能については、私、今壇上で述べましたように、子供に蓄積する、それが大きいんですね。やっぱり放射能は心配です。子供が心配です。ぜひ放射能の測定器がいただけるという話ですので、ぜひ利用していただきたいと思います。私も要望を出したいと思えます。

それから滞納整理機構について、トラブルが1件あったということですが、トラブルというか、異議申し立てが。その辺のことをもっと詳しく聞きたいと思えます。

それから最後に同報無線の改善であります。

実は、私は同報無線がやっと他市町並みにいいぞと思ってきました。ところが、ある町民から、私は病院通いしているんだと。病院通いをしている人の気持ちはわからんでしようと言われました。私は、優しいまちづくりを目指している山下町政ですので、ぜひその辺ではしっかりと改善を考えてほしいと思えます。やはり同報無線を設置したことによって、すごく体調が悪くなって病院通いをしている人がいるんです。

私は、昼と5時にやっているのをどちらか一方にするとか、あるいは音量をもう少し下げるとか、その辺は検討できると思うんですけれども、いかがですか。

議長（丸田博雅君）

それでは、最後の答弁にさせていただきます。

総務部長（石川達男君）

それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

まず滞納整理機構の関係で、トラブル1件の内容ということでございますけど、個人の関係のことになりますけれども、これにつきましては7月26日で異議申し立てが出てきております。基本的には、この関係の決定書につきましては、近々お出しするという予定をしておるところでございます。この中身につきましては、まず滞納処分につきましては、地方税法の規定によりまして普通督促を受け、そしてその督促状を発した日から起算して10日経過した方につきましては、督促、催促というのがあるんですけれども、通常では徴収金を10日以内に完納せんといかんという規定はございます。そういった話の中で、相談事項にも当たりまして、最終的に分納等もお願いをしながらやってきておるとい状況ですけれども、そういった中で異議申し立てが出てきておりますけれども、いわゆる生命保険等があるんですけれども、これについての差し押さえをさせていただくという方法が異議申し立ての内容であります。

これにつきましては、国税徴収法に規定します差し押さえ禁止財産基本通達というのがあるんですけれども、本件、今のような内容の生命保険契約に基づく契約返戻金は禁止事項とされておらんと、一般的にできるんだという中身になっておりますので、これに沿って一応処理をさせていただいた。いろいろ御意見等もあるかと思えますけれども、こういった内容になっておりますので、これはあくまでも最終的な方法になろうかと思えますけれども、それまでに幾つかの相談もさせていただき、分納もお願いし、いろいろな手法を行った中でこういった形をさせていただいておる。その結果として、そういった異議申し立てがあったということで御理解をいただきたいと思えます。

それから同報無線の関係でございますけれども、苦情がやはり少しの方から出ております。いろいろな経過の

中で同報無線を着手することができましたけれども、今後におきましては、個人的な御意見のみならず、その辺の地域といいましょうか、地区というのか、その辺の方々の御意見がどうかということも十分聞いていきたいと思ひます。私どもは、御意見があれば現場に行つて聞いてみたり、いろんな方法も考えさせていただきますので、そういった中で今後検討していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻つてください。

〔 6 番 鈴木美代子君 降席 〕

議長（丸田博雅君）

次に 5 番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問してください。

〔 5 番 山本辰見君 登席 〕

5 番（山本辰見君）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ議長あて提出してあります一般質問通告書に基づき順次質問をいたします。町長、並びに町当局の明快なる答弁を求めます。

1 点目は、都市計画税の税率の見直しを求める課題であります。

都市計画税は、地方税法第702条1項の規定によって税を課することができるとされております。しかし、この都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理事業法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税することができると、厳しく目的を制限しております。現在、美浜町は総合公園整備事業、しかもほとんどこれが借入金の返済に充てられているわけですが、そのほかはさしたる事業計画が明らかにされておられません。

この地方税法では、充当する事業がなくても都市計画税を集めてよいとなっているのでしょうか。また、このような状況を町民は強く望んでいるのでしょうか。

2 点目は、平成22年3月に策定された都市計画マスタープランの中には、上野間駅南、浦戸第2などの4カ所の土地区画整理事業が現在も計画中となっておりますけれども、それぞれは具体的に事業の見通しを、しかも地元の関係者はどのように受けとめていますでしょうか。

そして、具体的な事業主体それぞれのところでは打ち合わせなど会合をどのように持たれているのか。

一方、町当局の方はこの計画に対して、いろんなマスタープランだとか、それから住生活の基本計画だとか、いろんな書類がありますけれども、あれこれ選んで、何か可能性のあるように言い方をしていますけれども、率直に見通しをどのように位置づけているか、質問いたします。

3 点目、そもそもこの都市計画税の法律の趣旨は、事業を明確にして課税することとされており、基金でため込んで、後で事業をはめ込むというのは本来の地方税法の課税の趣旨から逸脱するものだと考えます。地方自治法第241条では、第1項で、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てて、括弧で、または低額の資金を運用するための基金を設けることができるとあります。美浜町の条例では、他の事業に繰りかえても運用することができるとの条文もあります。目的税である本来の趣旨からは外れておりませんか。

4 点目は、地域経済が一向に好転する気配がない中で、町民の経済状況からしても、事業計画のない現段階では、町民負担軽減のためにぜひとも税率を見直しをされたい。そして、町民がしかるべき事業を強く要望して、都市計画税を充当することのできる事業が明らかされた時点で、町民に対して都市計画税の負担を申し入れる、具体的には予算を組む、こういうことが順序ではないでしょうか。町民の立場に立つてそのようにできないでし

ようか。

大きい2点目でございます。美浜町の将来像、まちづくりを考える上での幾つかの課題について質問させていただきます。

1点目は、少子化・高齢化、そして人口流出・人口減少に対する対応であります。

第4次総合計画、平成25年度までの計画を立てた段階では見当たらなかった、いわゆる少子化・高齢化、そして美浜町からの人口流出・人口減少問題が、今美浜町の将来像、まちづくりを考える上で大きくクローズアップされてきました。美浜町の年齢人口を見たときに、特に0歳から3歳児など、本当に極端に人口の減少が見受けられます。この実態を、私は担当の厚生部のみならず、私たち議員も含めて町職員全部署において、本当に真剣な対応策が求められているのではないのでしょうか。この現実に対応するために、当局の方はどのような検討をされて、具体的にはどのような計画を準備されているのかをお尋ねしたいと思います。

2点目は、道路後退用地の扱いについてでございます。

一部地域で、町道に対して個人の敷地を公道として利用できるように、これまでも協力してきているところがありますが、扱いが明確にされていなくて、長い期間にわたって町道で利用されておりながら、固定資産税・都市計画税を負担させられているところがあると聞いております。町全体でどのくらいの箇所数がありますでしょうか。また、それに対してどう対処してきていますでしょうか。

一方、この後退した道路用地の舗装の問題とか、出入りの関係での改修工事など、整備面での対応についての町の基本的な考え方を問うものであります。

地方税法の第348条においては、私道であっても町道等公共の用に供する道路と認められた場合は、固定資産税・都市計画税等は非課税となっておりますけれども、間違いありませんでしょうか。

3点目は、区画道路の整備の問題でございます。

一般的に、区画道路というのは聞きなれない言葉でございますけれども、町の計画の中には、道路については主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路というふうに、大きい道路から町なかの小さい道路まで、段階的に構成されております。いわゆる生活道路の整備ととらえていただいて結構かと思っておりますけれども、市街地の構築や整備に当たって、今町民の方々が強く求めているのは、今進められております総合公園の整備、これから出てくるであろう交流拠点の整備などよりも、これはどちらかというと他の市町から観光客誘致につながるような施策ではないかと考えますけれども、それよりも、町民が実際に毎日生活している町並みを、緊急車両が入ってこれる、また普通車でも自宅の前まで行ける、そういった生活しやすい形での道路拡幅などによる道路の改修、さらには排水路整備だとか、むき出しのはだかの側溝にふたをする、あるいはすぐ住んでいる地域の公園、地域の子供たちがにぎやかに遊んでいる公園を整備する、こちらの方を優先されるべきだと私は考えます。この都市計画マスタープランにもものっている生活道路の整備の課題、具体的な検討、いわゆるモデル地域も含めて検討したいということもものっていましたけれども、どのような検討をされて計画が準備されているのか、お尋ねします。

4点目、都市計画マスタープランの中では、働く場所の確保の課題で、こういう表現があります。「地域産業の振興と新たな雇用の場の確保による町内就業の促進」とあります。そして、三つになっておりますけど、一つは農漁業の振興、2点目、地元企業の育成に向けた事業環境の整備、これは立地条件のことかなと思うわけですが、三つ目として、産業の誘致・集積とあります。いつも当局の方から答弁をいただくのは、3点目のカインズ、フィールのあるところの、もとの工場の跡地のところだけが話題に出るわけですが、1点目の農漁業の問題、2点目の立地条件の整備など、具体的にどこまで検討しているのか、これも答弁願いたいと思いま

す。

5点目は、若い人たちの雇用確保、この4点目と関連しますけれども、雇用確保と言いながら、例えば西部地域には産業創造の拠点の位置づけ、いわゆる工場をつくらうと思っても西部地区にはないということもあります。また、町営住宅もありません。そういった意味から、働く場所の確保、安く住めるような住宅の確保など、ぜひとも町長の決断で、いろいろ検討されているかと思えますけれども、例えば知多奥田駅前、野間駅前周辺など、土地利用計画の大幅な見直しでこういうことが可能ではありませんでしょうか。

最後になります。23年3月に発行された美浜町の緑の基本計画に関連して質問いたします。

夏休み中の8月の初めに、上野間小学校の防風林を兼ねた校庭の西側にありますけれども、この樹木、大きな木がすべて切り倒されました。この中には、樹木の専門家から、美浜町にとって将来もきっちり管理してぜひ残してほしい巨木、古木に指定されておりましたクスノキとかセンダンの木、それから美浜町の木として指定されております黒松なども含まれておりました。私が現場を確認したところ、15本近くの切り株がありましたけれども、話によりますと、危なかったということですが、その切られた木すべてが危険で手に負えなかったのか、ぜひこの経過を説明していただきたい。先ほど取り上げました緑の基本計画の中では、小・中学校では沿道の修景という言葉ですが、沿道の景観も考えて緑化に努めます。小・中学校の学校緑化は普及啓発と連携させた緑化推進運動としますとあります。そしてまた、公共施設用地では、シンボルの植栽により沿道の景観の向上に努めますと、こういうことになっておるようです。

今回切られた木の中には、多分に150年か、もしかしたらもっと古くからあるような木もあったかと思えます。このような由緒ある樹木でも、枝葉が危ない、邪魔になるというだけの理由で伐採してよいと基本計画ではとらえているのでしょうか。

私は、この事態に対して、地元の関係者から、地元の区会の役員の方から、何の説明も相談も受けていなかったと、こういう声が聞こえてきました。関連する学区だとかPTA、地元の関係者とどのような話し合いを持って、根本からもありますし、3メートルぐらいのところから切ったのも、種類は幾つかあるようですけれども、そしてこのことを教育部として、学校の教育的な観点からどう位置づけているのか。とりわけ、ことし、去年のように熱中症の問題ですね。日陰がもうなくなっている、このままでよいのか。それからもう1点は、切った後の今後の植栽というか植林というか、そういう計画はお持ちなのか、お尋ねします。

以上で、最初の総括の質問を終わります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

山本辰見議員の御質問にお答えをさせていただきます。

美浜町の将来像・まちづくりを考える上での課題についての御質問のうち、6点目の上野間小学校の樹木伐採については、教育長より答弁をいたします。

初めに、都市計画税の税率見直しを求めるの1点目、充当する事業がなくても都市計画税を集めてもよいか、またそのことを町民は望んでいるかについてでございますが、地方税法の取り扱いの中で、都市計画税は、本来、その年度において必要とされる費用の範囲内で徴収されるべきものですが、実際の運用においては、都市計画事業の進捗状況等、さまざまな事情により都市計画税が充当対象事業費を上回り余剰金が生じることも考えられ、このような場合は後年度の都市計画事業のために基金を創設して、これに積み立てることが適当であると考えておりますので、その取り扱いに沿って現在基金に積み立てております。

また、さきの6月定例会において、801名の住民の方より都市計画税の税率を引き下げることを求める請願書

も提出されていることを真摯に受けとめ、都市計画税の有効活用が私どもに課せられた大きな使命と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の土地区画整理事業を地元関係者はどのように受けとめているか。具体的な会合を持っているか、見通しはどうかについてでございますが、現在、4ヵ所計画中の箇所があり、町としてもそれぞれの準備委員会の委員長さんと、今後の見通しについて話し合いを続けておりますが、近年の経済状況及び土地価格の動向から、各準備委員会さんも事業化には至っていないのが現状でございますので、よろしくお願いいたします。

第3点目の都市計画税の法律の趣旨及び他の事業に繰りかえて使用できるとのことで、本来の目的税の趣旨から外れていないかについてでございますが、これにつきましては、第1点目でも答弁させていただいたとおり、地方税法の取り扱いに沿って課税させていただいており、また、繰りかえ運用につきましては、地方自治法第241条第8項に基づくものでございます。さらに、美浜町都市計画事業基金の設置及び管理に関する条例第6条により、確実な繰り戻しの方法等が定まっている場合のみ実施できるものでございますので、よろしくお願いいたします。

4点目の町民の負担軽減のために税率の見直しをについてでございますが、以前より定例会にて答弁させていただいておりますとおり、今後の美浜町に必要なまちづくりや、それに伴う都市施設整備事業にこの都市計画税を有効に活用させていただきたいと考えており、現在、都市計画税の税率の引き下げは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、美浜町の将来像・まちづくりを考える上での課題についての1点目、少子・高齢化、人口流出・人口減少の対応についてでございますが、第4次総合計画策定の平成14年度当時における課題は、人づくり、健康づくり、自然と共生した循環型社会の構築及び行政と住民協働体制等でございます。こうした問題は現在も取り組み中でございますが、策定後10年が経過する中で、新たに本町も出生率の低下、高齢化率の増加を初め、他市町への転出によります町内人口の減少問題が課題となってきております。出生率の低下の理由につきましては、晩婚化、未婚者の増加、1夫婦当たりの子供の減少などが考えられますので、この問題に対応するため、9月25日の日曜日に生涯学習センターを中心として、町内外の男女各28名参加によります「出会いと恋のパワースポット散策」と称しまして婚活事業を実施いたします。また、全職員に少子化対策アンケートを行い、86名の職員からいろいろ提案がありましたので、実施可能な事業の選定等作業に取り組んでおります。

高齢者対策につきましては、在宅サービスを初めとしまして、高齢者の足となっております巡回バスの運行状況の見直しを検討中でございます。

また、人口流出・人口減少の理由につきましては、全国的な土地価格の下落に伴い、利便性の高い大都市やその近郊に居住地を求めることが容易になりましたことや、不況に伴う社員寮の撤退等、社会現象が主な理由と考えられますので、現在策定中の第5次総合計画へ魅力あるまちづくりを位置づけるとともに、企業立地促進条例を有効に利用し、企業誘致による雇用確保、道路整備等の社会資本整備の充実に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この問題は長期的・継続的に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目の道路後退用地の扱いについてでございますが、官民境界が不確定のところについては、道路内民地として利用しているのか不明のため、箇所数は把握しておりません。

境界確認を行い、官民界が確定して、民地を道路として利用していることが判明した場合には、申し出により、道路使用する面積について固定資産税の減免を税務課に依頼しております。今後も、境界確定により道路内民地

が判明すれば、同様の取り扱いをしたいと考えております。

道路後退用地として買収した土地の整備については、予算の範囲内で順次整理を行っており、平成22年度は9路線の工事を施行させていただきました。買収後は、できる限り早期の整理を心がけてまいります。

私道の課税につきましては、不特定多数の方が利用し、公共の用に供すると認められる道路については、課税上は公衆用道路として認定を行っています。

3点目の区画道路整備についてでございますが、道路は社会資本として多様な機能を担っており、住民生活の向上や地域経済の発展に大きな役割を果たしております。しかしながら、既成市街地の道路の中には、緊急車両が入ることができない道路も現実がございます。町としましては、毎年地元区から御要望をお聞きし、緊急性や優先順位の高いものから、予算の範囲で順次整備を進めているところでございます。

また、住宅建築の際に道路幅員が4メートル未満であれば、道路中心から2メートル後退して家や塀をつくる規定により、将来において幅員が4メートル以上となって生活環境が改善されますので、該当する際の御協力をお願いしております。

4点目の働く場の確保についての御質問の、1点目の農漁業の振興につきましては、農漁業の魅力を発信することにより、新規就労者の増、担い手農家・漁業者の育成、後継者のUターンの確保等、行政・農漁業団体が連携した推進を強化することにより、働く場の確保と同時に農漁業振興の推進を図っていきたくと考えております。

2点目の地元企業の育成に向けた事業環境（立地条件）の整備の具体的な計画についてでございますが、長引く不況の中で、商工会と連携を図り、商工会の重点事業として商工会組織基盤強化事業を実施し、会員の加入促進を図るとともに、経営指導員等による巡回指導を徹底し、商工会組織の強化を進めていただいております。

また、商工業者の支援事業として、地元の特産認定品のPRを初めとした商品のブランド化を進め、魅力ある特産品づくりに日々尽力をしていただいております。

近年、消費の町外流出が進む中で、流出を防ぐべき支援として共通商品券の発行などの町内商店の育成を検討していくことなど、地元消費者が定着する商店、魅力ある事業環境づくり、特徴ある商店になるよう研究をしてまいります。

活気ある商店を目指すことにより、労働意欲の向上を図り、町内就業者の促進を進めていきたくと考えております。

また、地元関連企業の集積化を図ることなどにより事業効率の向上等を実現し、経営の展開の中で事業拡大に伴う関係機関との連携・調整・整備を行い、雇用の確保につなげていきたくと考えております。

町内の商工業の振興は、商工会組織の基盤強化、中小企業の安定経営をしていただくための経営指導等支援、金融機関との連携による融資制度の充実などを行っていき、日常生活に密着した商業機能の充実とあわせて、魅力ある職場環境の中で雇用の確保、商店の発展に取り組んでいきたくと考えております。

5点目の土地利用計画の大胆な見直しをについてでございますが、西部地域におけます土地利用の主な形態につきましては、海水浴や潮干狩りといった観光資源だけではなく、漁業や憩いの場を提供してくれる海浜ゾーン、野間駅・知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、自然景観や自然環境の保全にも配慮した住宅・商業ゾーン、上野間地区の鵜の池周辺、野間南部及び小野浦地区の山林については、貴重な財産である自然環境を保全しつつ、自然を利活用したレクリエーションや交流、憩いの場としての緑地・レクリエーションゾーンとして、また名鉄電車駅周辺につきましても、地域の玄関にふさわしい市街地環境整備の推進を図るとともに、潤いのある市街地形成の促進を図る等位置づけされておりますので、今後とも自然環境と生活空間、農地・市街地などが調和を保った総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが重要と考えます。

また、産業創造の拠点の位置づけとしましては、旧都築紡績跡地への企業誘致に全力で取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

野間駅、知多奥田駅周辺の土地利用につきましては、従来の土地利用形態がほとんど変わっておりませんが、第5次総合計画を策定しておりますので、地区別ワークショップ、アンケート等により地域住民の方々の意見を有効に活用させていただきますとともに、県土地利用担当課や土地所有者との調整等、働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔降壇〕

教育長（山田道夫君）

美浜町の将来像・まちづくりを考える上での課題についての6点目、上野間小学校の樹木の伐採の件につきましては、私より御答弁させていただきます。

今回御質問されております樹木につきましては、上野間小学校運動場の西側に松を中心に、高さ8メートルから10メートルほどの樹木が12本植栽されておりました。今回、伐採をさせていただきましたこの樹木の西側には、2メートルほどの町道を挟んで4軒の民家が並行して建っております。このような現況の中で、三、四年くらい前から、周辺の地域住民の方より、落ち葉が雨どいに詰まるとか、道路の清掃が大変だといった苦情や、半分ほどの樹木が外側の斜面に植わっていることもあり、台風時に倒木の危険があり、心配であるとの不安が学校に寄せられておりました。しかし、余りにも高木であるために、学校の職員の手ではどうすることもできませんでした。そんな折、平成21年10月に到来した台風18号によって、上野間小学校運動場南側に植わっておりました松の木2本が民家に倒れかかりました。幸いにも電線にひっかかり、隣接する民家に甚大な被害を与えることはありませんでした。

そうした中、昨年10月に行いました学校巡視の折に全教育委員で現場を見せていただき、状況を把握するとともに、学校からの希望もお聞きしました。ちょうどその折に周辺の住民の方より、伐採の対応について、直接要望も受けました。その後、区関係者の御意見を伺うなど総合的に検討させていただき、やはり地域住民の方たちの安心・安全を最優先にすべきであると考えて、伐採はやむを得ないと判断をいたしました。今回、台風到来シーズン前の夏休みを利用して12本の木を伐採させていただいたという次第であります。

なお、緑の基本計画の件ですが、防災に関する緑地の課題の中に、「小・中学校の運動場、町民グラウンドは避難地に指定されているため、防災系統の空き地として確保していく必要があります」と記されております。このような面からも、危険と思われる樹木に対して、安全面を確保する必要があるのではないかと考えております。このようなことも踏まえ、今後の植栽計画につきましては予定いたしておりません。

最後に、学校での対応ですが、2学期の始業式に校長先生から、安心・安全のために樹木を伐採した経緯をお話しいただいております。また、体育の授業や放課時において、特に木陰により涼むことの必要性はないとお聞きしております。

議長（丸田博雅君）

再質問はありますか。

5番（山本辰見君）

それでは、少し順を追って再確認したいと思います。

町長の答弁の中で、都市計画税については目的税であるけれども、当年度の計画の範囲内でなければならないという厳しい中身ではありませんという説明でした。そのことは重々わかります。国の方の指導としても、一定の期間、基金とか特別会計で、よそに流用されないようにしなければならない形になっているわけですが、

今23年10月です。24年、25年を見たときに、相当の金額で余剰金が出ます。私は、この余剰金の問題を決してゼロにしないかとか、そういうことを言っているわけじゃない。将来の計画もちろんあるでしょうけれども、当面見える事業がはっきりしていない中で、相当の割合での余剰金が出ることが、本来の目的からすると違うんじゃないかというのがあります。その間は、いろんな税率の見直しをしてもいいんじゃないかということでございますけれども、前回の6月の議会のときに、愛知県の中の状況は少し私も紹介しながら話をしました。愛知県内では、制限税率の0.3%以外のところが13市町あるということでしたけれども、全国的にはどんな状況なのかはつかんでみえますでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

今、山本議員の言われる全国的なことについての確認はとれておるかということでございますが、県下のものでは山本議員言われる内容の13カ所は確認しておりますが、全国的なものは把握しておりません。

5番（山本辰見君）

この目的税のことに関連して、19年の8月に衆議院の方で質問趣意書というものが出されております。提出者は、当時の民主党の平野さんという方です。今、官房長官をやったり大臣をやっている方じゃないかと思うんですが、その方が、簡単に言いますと、目的税であるからしっかりとそういう運用をしなければならないと。余剰金が出たときはどうするんだとか、ほかの目的以外に使っているのはないか等の質問をしておりますので、全部紹介するつもりはありませんけど、その中で、違法性の問題、違法の充当の問題、余剰の有無について、国としてどういう指導をしているんだということがあったわけですけども、そこで答弁されているのがこういうことです。答弁の方だけ紹介しますけれども、余剰については、都市計画税を都市計画事業または土地区画整理事業に要する事業に充てた後に、やむを得ず余剰金が生じた場合には、これを後年度においてこれらの事業に充てるために留保して、特別会計を設置している場合には繰り越しをし、設置していない場合にはこのための基金を創設することが適当であると、こう言っています。そして、大事なのはその後、余剰金が数年にわたって生じるような状況となった場合においては、税率の見直し等の適切な措置を講ずるべきだと。これは、当時総理大臣は安倍晋三さんの時代の答弁ですけど、政府の答弁として質問趣意書の中できちっとあります。

私、先ほど部長の答弁の中にはありませんでしたけれども、数字をつかんでいないということでしたけれども、調べたところ都市計画税をおおむね600ぐらいの自治体が都市計画税を課税しているようですけれども、0.3%の基準いっぱいなのがおよそ半分、3割が0.2%ぐらいということですから、事業の中身によって余剰金が出るようだったら見直しをしているというのが実態でございますから、ぜひ私はその点で、税率の見直し、私たちは将来的に事業がなくてもいいという立場ではありませんか、今余剰金を、ことしの場合でも一千何百万、続いては1,500万円から億単位の余剰金が出るような状況の中では、ぜひとも見直しをするべきだと思っておりますけれども、町長の決断はどうでしょうか。

町長（山下治夫君）

先ほど答弁させていただきましたとおり、私たちは町民の皆様から税をいただいております。現在は、基金に積み立てるのは約1%弱だというふうに思っております。

議員言われますように、何億円たまるような状況には至らないというふうに思っておりますし、これから先、まちづくりを進めていく上において大切な税でございますので、有効かつ慎重に使ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番（山本辰見君）

現在時点での、22年度末になるかと思っておりますけれども、余剰金の総額はどのくらいになっているのかお尋ねす

ると、それからもう1点、これは町長の見解を確認したいと思いますけれども、先ほど答弁の中に基金の運用の問題で繰りかえ運用のこと、先ほどの美浜町の基金条例の第6条において繰りかえ運用が規定されております。町長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰り戻しの方法、あるいは期間、利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるとされております。当然、使ってもいいけれども、返す方をはっきりさせればいいんだということですが、実はもう1点、町長の見解と言ったのは、近隣の町でこのことに関して、かつて基金としてため込んでいた都市計画税を、繰りかえ運用という言葉になるのかわかりませんが、使って、愛知県の方から指導されている事件があったと思いますけれども、そのことも含めてどう評価しているのか、お尋ねします。

総務部長（石川達男君）

まず都市計画事業基金の残額という御質問が1点ございました。

23年9月で22年度の決算ということで出てきておりますけれども、3,874万8,000円になるかと思います。

それから、繰りかえ運用の話が出てきておりますので、そのことについてちょっと御答弁させていただきます。

山本議員、都市計画事業以外の事業に都市計画の基金を充当すること、こういったような解釈で今繰りかえ運用というようなことを言われておるんじゃないかと思っておるんですけれども、条例で定めております繰りかえにつきますは、地方自治法で言います繰りかえ運用ということを指しております。いわゆる支払い資金が不足した場合に、一時的に都市計画基金を取り崩して、その財源に充てることを言うということでございます。なお、後日、繰りかえ運用した資金につきますは、原則金利をもって算定した利息を加えまして、都市計画事業基金に返還するということになります。したがって、この繰りかえ運用につきますは、そういう繰りかえ運用であるということ御理解していただきたいと思えます。

それから失礼しました。基金の残額でありますけれども、先ほど言った数字といいましょうか、22年度末の話でございますと1,887万円という数字になるかと思いますので、よろしくお願ひします。

5番（山本辰見君）

ちょっと時間がなくなって全部のところは触れ得ないんですけれども、私はさっき、余剰金の金額というのは、前の一般質問とか質疑の中で出されました総合公園の事業だけに該当しますと、その支払いが終わると億単位の余剰金が出てくるということで、私、億単位という言葉を使いました。1点目の件はこれで終わります。

時間が本当にないんで、大きい2点目の問題、まちづくりということになりますと、本当に総合的ですから、いろんな分野の課題があります。私は特に今回は土地の有効利用の問題に絞って、項目は幾つかありますけれども、そういう観点から指摘をしました。

例えば4点目と5点目の課題でございますと、働く場所の問題、私はぜひとも土地利用計画の問題だとか、働く場所の問題ということも含めると、例えば具体的にこういう構想は検討されないのかお伺ひしますけれども、野間駅前を、先ほどから出ている町営住宅を駅前として、場所は特定できませんけれども、そういう町営住宅を構えて、駅前の町営住宅から発展する商業、あるいは先ほど答弁にはなかったんですけれども、西側で工場を建てたくても一カ所も場所がないということですから、そういった区画整理とはまた別な立場での取り組みができないか、このことを質問したいと思います。

それからまちづくりの問題でございますと、道路のことはよく出ますけれども、私は野間に住んでいますから、上野間でも自分たちで住んでいるところが狭くて、子供たちがここに新しい家をつくるんじゃないかと、武豊とか半田の方へ出ていくというのが、町の生活道路の整備も含めてすごく要望が強いのかと思いますけれども、その2点になっちゃうと思いますけれども、よろしくお願ひします。

町長（山下治夫君）

今山本辰見議員が、西の議員の立場として、具体的には野間駅、知多奥田駅周辺の整備について御指摘をしたということでありませうけれども、私も含め担当者も鋭意努力して、今検討いたしております。恐らく町民の方々の中には、なぜ今までできなかったんだというような声もあるかと思っておりますけれども、残念ながら、それぞれの法律がございまして、土地はあるにしても、その土地は現在は農地であるとか、これは商業地であるというような状況になっております。そこを大きく変えるには、議員御指摘のような区画整理事業だとか、そういったものがありますけれども、今、私といたしましても、都市計画税のことも含めて、やはりまちづくりを考える中において、今回、第5次総合計画等々の中でありませうけれども、今担当職員の中でどうしたらできるんだと。できる方法をしっかり考えなさいというような指示をいたし、職員は鋭意努力をいたしておりますので、我々としてもできることであればすぐにでもやりたいんですけれども、できない理由があることも存じ上げていただきながら、それをどうやったらクリアできるかというようなことも今一生懸命考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから道路のことにつきましても、私たちも緊急車両が通れない道路があることは承知をいたしておりますが、現在そこで生活をされておる方たちもおられるわけございまして、その方たちをどうのこうのというわけにはいきませんので、協力していただけたところから順次整備をしまいたいという考えを持っておりますので、また議員さんにおかれましても御理解、御協力のほどお願ひ申し上げます。

5番（山本辰見君）

ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、さっきの上野間の学校の問題は答弁の中で結構です。深く追及するつもりはありませんでしたけれども、区の関係者に聞いたということですが、区の関係者の方が私たちに相談なり判断を、全部ぱっきり切るのが最終的によかったのかどうか。いわゆる床屋さんで済ませる方法はなかったのかという意見があつて、私も本当にきれいさっぱりなくなりましたから、まだ東側の国道沿いには松の木だとか何かあると思うんですけれども、そのことがすごく気になって意見がありましたので、これは答弁は結構です。

先ほど町長の方から、野間駅前の5次の計画の中に、駅前の住宅も兼ねた地域の利用計画の何とかゾーン、住宅ゾーンとかいろいろありましたけれども、それをぜひ実現するために、地元の意見もですけれども、町の方の思い切った指導でまちづくりを取り組んでいただきたいと思ひます。

議長（丸田博雅君）

時間が参りました。

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。山本君は自席に戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

議長（丸田博雅君）

以上をもちまして、午前中の一般質問を終了したいと思います。

なお、午後は13時から再開をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

〔午前11時53分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問してください。

〔 7 番 野田増男君 登席 〕

7 番（野田増男君）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問を通告書に基づき質問したいと思います。まだ 1 年生議員ですので、一般質問は初めてです。よろしくお願いします。

防災対策についてですけれども、地震・台風で窓ガラスが破損し、破片が避難の妨げになると思われますが、その際の対策等は考えているのでしょうか。

2 番、私は対応策として、飛散防止フィルムが窓ガラスの破片の飛散に有効だと思われるので、保育所、学校、避難所等に張ってはどうか。また、飛散防止フィルムは紫外線をカットし節電につながるのではないですか。

3 番、公会堂等避難所の耐震診断はしてあるのでしょうか。していなければ、早急に診断し、危険な場所の改修工事を考えていますか。

大きい 2 番ですけれども、海岸にある公衆便所について。

最近、潮干狩り、海水浴等の観光客が減っている中、来てくれた人たちが利用する公衆便所が少なく老朽化しているため、新設するか修繕をしてはどうか。特に南奥田かんぼの宿の前にある便所の老朽化が激しく、建てかえの必要があるのではないかと思います。よろしくお願いします。

〔 町長 山下治夫君 登壇 〕

町長（山下治夫君）

野田増男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、防災対策についての御質問の 1 点目、地震・台風で窓ガラスが破損し、破片が避難の妨げになると思われるが、対応策はあるかについてでございますが、従来から言われているのが、ガラスの破片でけがをすることのないように、一般の居宅の場合は寝室にスリッパ、あるいはサンダル等を用意しておくことが望ましいということでございます。この考え方は、すべての建物について当てはまると考えています。足をけがから守るためには、危険な状況の中で、素足で歩かざるを得ない状況のないようにすることが対応策の一つであると思います。

2 点目の保育所、学校、避難所等に窓ガラス飛散防止フィルムを張ってはどうかについてでございますが、窓ガラスの破損を防止してけがの原因を除去する方法は、大変有効な手段だと考えております。ただ、すべての公共施設、避難所等の窓ガラスにフィルムを張ることは、財政的な問題もございますので、今後検討させていただきますと考えております。

3 点目の公会堂等避難所の耐震診断はしてあるのか。していなければ早急に診断し、危険な場所には改修工事を考えているかについてでございますが、避難所と指定した施設のうち、町の所有に係る施設である役場、小・中学校、保育所、公民館については耐震診断済みであり、耐震改修の必要な施設については改修工事もすべて施行済みでございます。各区の所有に係る公会堂等については、町の所有ではないため、その耐震診断の実施等については、すべてを把握することはできておりません。

地震の際の第 1 次避難所には、最寄りの公園などの空き地を指定しており、また第 2 次避難所には耐震診断を実施し、必要に応じて改修工事も済ませた小・中学校が指定をされております。

公会堂等には、第 2 次避難所で収容し切れない場合等に補完するという立場で、第 3 次避難所として開設されるものであります。その場合においても、当該施設が避難所として適切な状態であることを確認することが前提となるものであり、いきなり公会堂等への避難をお願いするものではございません。これらの公会堂等に対する耐震診断や改修工事については、所有者たる各区等をお願いするものでございます。町において耐震診断及び改修工事について実施する予定はございませんが、自主防災資機材等整備費補助金制度により耐震診断の実施が可

能でございますし、また美浜町コミュニティー事業補助金により公会堂等の改修工事の実施が可能でございます。これらの補助制度により、それぞれの事業を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、避難場所が風水害時と地震発生時とで異なっておりますが、現在作成中の防災マップにおいては、その点を従来に比べてわかりやすいように改良しておりますので、この点につきましても、よろしく願いいたします。

次に、海岸にある公衆便所についての御質問でございますが、奥田海岸につきましては、年間5万5,000人ほどの潮干狩り、海水浴客が訪れております。

現在、西海岸の公衆トイレといたしましては、町管理が7カ所と野間漁協管理が7カ所、合計14カ所のトイレがあり、本年、北奥田に1カ所設置工事を計画し、準備を進めております。

議員の御質問の中で、南奥田「かんぼの宿」前にあります便所につきましては、野間漁協さんの管理便所となっておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

野田君、再質問はありますか。

7番（野田増男君）

フィルムの件ですけれども、これはやっぱり金額が高いということで難しいと思うんですけれども、材料だけ支給してくれれば私たち張りますよというボランティアもいることはいるものですから、一回その辺を考えてもらうのはどうなんでしょう。

総務部長（石川達男君）

それでは、お答えをさせていただきます。

いわゆる原材料費でもってその対応は可能かというような御質問であろうかと思えます。先ほど町長の方からお答えさせていただきましたけれども、常に児童・生徒さんが存在する施設としましては、小学校が6校、そして中学校が2校、保育園が7保育園ということで、15施設ございます。避難所の方も入れますと四十数施設ということで非常に多くなっていくという、まず現実があるかと思えます。

そういった中で、ガラスの枚数だと面積等も相当なものになるかと思えます。前段として、町の方で実施するという話になりますと、そういった施設の多さもございますので、先ほど申し上げたように、財政的な面もあり、検討をさせていただくような話になるかと思えます。

今御提案の、例えば材料費で行う方法が可能かどうかという御質問でありますけれども、これにつきましては、方法論として県の補助金の要綱もございます。そして、町の補助金の方も、自主防災組織の関係での補助金の項目もあります。しかしながら、今御提案の項目については入っていないというのが現状であります。したがって、そういった補助金の項目の中での改正等も踏まえて可能なかどうか、そういったことも踏まえる、あるいは町内での投資的な方法として、そういった方向で向いていくのかということも考え合わせながら、今御提案をいただきましたことにつきましては、検討させていただけたらなということを考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

7番（野田増男君）

飛散だけじゃなくて、やはり紫外線をカットして節電にもつながることも大事ななと思ひまして、講習を受ければだれでも張れるよというふうに聞いたんですよ。ですから、前向きに何とかお願いしたいと思ひまして、よ

ろしくお願いします。

総務部長（石川達男君）

今お答えさせていただきましたように、一度部内で少し検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

7番（野田増男君）

では、3番の公会堂と避難所の耐震診断ですけれども、公会堂、古い、新しいもいろいろあると思うんですよ。その辺のことを区長さんたちは知っているのかということもあるものですから、一回こういう話を区長会の方に話をしてもらって、区長さんたちがそういうことでやらなければいけないのかという話を一回してもらった方がいいのかなと思います。

先ほど町長のお話で、避難所を、公会堂にはあまり避難しないというのがあったと思うんですけれども、台風で避難するのも結構あると思うんです。僕も何回か台風で公会堂へ避難というのを聞いているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

総務部長（石川達男君）

避難をするケースと申しますか、町長もお答えさせていただきましたけれども、地震の場合、それから風水害の場合ということで、それぞれ避難所でも第2次、第3次ということで、それぞれ分けさせていただいております。古い公会堂につきましては、公会堂そのものの全般的なものとしましては、第3次の避難所ということで地震の方は想定をさせていただき、設定をさせていただいております。第2次というのは小・中学校ということであります。風水害につきましては、いわゆる第2次ということで、地元の近いところということでありますけれども、そういった状況でありますので、地震につきましては、地震が起きたときに、古いものについてはある程度壊れるという想定もしなければならぬということも考えられます。したがって、避難所の耐震工事をさせていただくところを第2次ということにしております。風水害につきましては、地震とは少し違いますので、雨風がしのげるというような状況の中で、それが大丈夫という話であれば、地元が一番近い避難所に避難していただくというのも方法であるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（野田増男君）

それで、さっきの再質問じゃないんですけれども、区長さんたちがその公会堂の主だと思うんですよ。どれぐらいの耐震があるのかを区長さんが知っておった方が、自分の区の公会堂に対しての。その辺を区長さんは多分知らないと思うんですけれども、その辺のことはどうなんでしょう。

総務部長（石川達男君）

実は先ほど美浜町自主防災会防災対策事業補助金交付要綱というのがありまして、これにつきましては議員御承知のように、自主防災会が倉庫を購入したり、その中に入れる資機材を購入する際に町の方で出す補助金ということでありますけれども、平成21年度のときに避難所の耐震調査に要する経費という項目も入れさせていただきました。その際に、区長会を通じ、こういった項目も入れさせていただいたということを御説明を申し上げておりますとともに、年度が変わりますと区長さんもかわりますので、年度当初の区長会において、こういった補助金の交付要綱の御説明をさせていただき、簡単ですけれども、こういったこともありますよということをお知らせしておるところでございますので、よろしくお願ひします。

7番（野田増男君）

次に、海岸にある公衆便所ですけれども、かんぼの前ですね。それは漁業組合管理も、いつまでも大変らしいんですよ、漁業組合としても。だんだん悪くなっていくで、多少のことは修理はできるけれども、ある程度大き

くなってきた修繕にはちょっと手が出ないということでもんで、新設するか、どこか場所を変えてでもいいですから、どうでしょう。

経済環境部長（久野元嗣君）

先ほど町長が答弁させていただきましたように、南奥田にありますかんぼの宿の入り口の、正面向かって左側にあるブロックで積みました公衆用便所につきましては野間漁協のものでございます。それを挟みまして、ちょっとメートルははかかっていませんが、西と東のところに奥田天野の児童遊園にトイレが一つございます。それからトライアスロンのときに出入りしましたかんぼの宿の建物からすぐ真横に浜の方に出るところにも、これは直接かんぼの宿のところの外のお客さんに対するトイレですが、屋外にトイレがございます。ちょうどそこを挟みまして五、六十メートル、両側に大体トイレが2カ所、観光関係で使ってみえたり、漁業者が使ってみえるトイレがあるのかなというふうには承知をしております。その近くにはそれだけのトイレがあるということで、それと野間漁協さんがそのトイレをどういう形で対応していくということが、まだちょっと話を聞いてございませんので、野間漁協さんのものだというふうには町長答弁をさせていただいたんですが、とにかく観光事業に対してトイレは必要だと考えておりますので、そういうことでございましたら、一応野間漁協さんとも話をさせていただいて、野間漁協さんがそこを直されるということでの補助をお願いしたいという意味なのか、今言われますように、場所を移していきたいのかなどの意向も聞かせていただいた中で、今後の対応を決めさせていただければというふうには考えますが、どうでしょうか。

7番（野田増男君）

どうもありがとうございました。

かんぼの中にあるトイレ、一般の人は入りづらいんですね。かんぼで休憩するなりしないと入れないと思いますけれども、漁業組合のも大分老朽化していますし、公園のところにあるのは一つで小さいものですから、やっぱり公園の近くに新しくできた方がいいのかなと思いますので、そこをよろしくお願いします。

経済環境部長（久野元嗣君）

かんぼの入り口にあります野間漁協さんのトイレの隣に天野の児童遊園のトイレがございます。この児童遊園におきましては、児童遊園の定義の中では、遊具だとかトイレは絶対に必要なものという位置づけになってございますので、トイレは絶対必要だと思っております。ですから、児童遊園さんのトイレをどこかのところに移動して、一体のものをどうかということとはちょっと難しいと思いますが、児童遊園のところのトイレをどうするかということにつきましては、担当部局がうちではありませんので、内部の方で関係部局と相談させていただいた中で、また野間漁協さんの御意見も聞かせていただいた中で、そういう場所の増設なり現状維持なり、いろんな打ち合わせを一回させていただければというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。野田君は自席に戻ってください。

〔7番 野田増男君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に12番 島田昭夫君の質問を許可します。島田昭夫君、質問してください。

〔12番 島田昭夫君 登席〕

12番（島田昭夫君）

ただいま議長の御許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

大きい項目で2点ございます。

3・11東日本大震災が発災してから半年が過ぎようとしております。いまだ被災地の復旧は遅々として進まず、特に福島原発の放射能問題は、その解決の見通しは厳しいものがあり、その地域の住民は避難生活を余儀なくされ、まさに三重苦、四重苦の苦しみを受け、同じ日本の中でこんなことが現実としてあってよいのだろうかという思いさえいたします。

そんなやさき、今度は台風12号による紀伊半島の水害は、東北の津波同様、水の怖さを思い知らされた気がいたします。

美浜町におきましては、被災地にはまことに申しわけないのですが、台風の被害がなかったことにほっとしているところであります。

しかし、地震や津波、豪雨がいつ襲ってくるか全くわかりません。私たちは、自然の猛威の前には無力と言ってもいいのではないかと思います。だとすれば、先人に、あるいはまた被災地の事象に学び、いかに被害を少なくするかの方策を考えなければならないと思うのであります。

さきの6月議会での防災に関する質問が多くなされましたが、発災後半年がたち、その間に実施された諸対策についてきょうはお聞きいたしたいと思います。

まず1問目ですが、防災方針と組織についてでございます。

地震への対応、津波への対応、行動規範なるものは定められたのか。行政内、区、消防団、学校等において、災害に対する組織改編の検討をなされたか。

2番目、6月議会の一般質問に対して当局の回答があった事項につきましての進捗状況。6月の質問がたくさんございまして、当局の回答をずうっと拾ってみました。大きな問題として、下記に示すようなことが答弁としてあったのではなかったかと。そして、それについてのことを少しお伺いしたい。

国の中央防災会議との連動、これは中央の防災会議でどのようなことがなされる。それにつれて、地方自治体はいろんな行動をするという御回答であった。それから同じように、愛知県の見直し事項の内容とその連動はいかがなものか。それから、今度は町において、町の防災会議の開催状況、あるいはその中で決定された事項等、お知らせ願えればと。あとは小さい問題ですが、等高線を明示した海拔マップの作成状況等々を小耳に挟んでおりますが、その状況はいかがなものか。それから、避難所の選定・設定の状況、その他に町としてほかにとられた対応もございましたらお教えいただきたい。

3番目に、災害対応に当たって、マンパワーの必要性を痛感するところではありますが、消防団OBの方に制度的に協力をお願いすることを町としては考えないか。これ、勝手に私が消防団OBと、こんなことを言っているのかどうか、ちょっと気にするところではありますが、やはり経験者であられるOBの方々のいろんな指導であるとか、実際の行動であるとかということについて、お力をかりるというようなことはできないのかという意味でございます。

それから、大きい2番目の美浜町内企業の庁舎内広告についてでございます。

この件につきましては、今の段階であまり広く知られていない事柄なのかなと思っております。しかし、当事者から内容を聞き、今聞いておかないと、当局から説明するときがあるのかなと思ったものですから、質問をさせていただいた次第でございます。この件につきましては、町の財政健全化、あるいは活性化対策としての施策であることに異論を唱えることではなく、総論として大いに進展させていただきたいという姿勢で質問をさせていただきます。

その具体的内容でございます。ちょっと細かく列記いたしましたが、1.目的とするところは何か。2.広告の掲載場所はどこか。参加希望者の募集はどのような方法か。また、その選定基準は何だったのか。それから、

広告掲載料は幾らか。5番目、適正な広告料金の考え方はあるか。それから、3年契約を義務づけた意図は何か。7番目、当局にも広告代金が入るのか。入るとすれば幾ら入るのか。8番目、広告掲載料は町条例で決定するのか、あるいはこういう必要があるのかないのか。以上でございます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

島田昭夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、東日本大震災後の地震及び津波対策についての1点目、防災方針と組織についてでございますが、半年前に発生した東日本大震災を契機に、国の中央防災会議において防災計画の見直し、被害想定等の検討・検証等がなされていることは御存じのことと思います。この中央防災会議での結論が出るのは、愛知県の担当にお尋ねしたところ、平成25年度になるとのことでございます。しかし、この国の動向にかかわらず、それぞれの自主防災訓練において、従来にも増して津波に重点を置いた訓練を実施する動きが町内の各区等において見受けられます。例えば河和区、奥田中北区、奥田小学校等において、津波発生時を想定し、高台等への避難訓練を実施する予定でございます。このような動きは、組織改変を伴わない最も身近な単位による地震、あるいは津波への対応であると考えています。その意味では、自助・共助の行動が以前に増して行われるようになったともいえ、自主的な行動規範のあらわれであると認識いたしております。

なお、津波の襲来が予想される場合には、まず避難、これを行動の規範と考えております。消防団にあっても、身に危険の及ばない場合には樋門操作等を実施するよう指示いたしておりますが、これは決して身を挺して職務を行うよう求めているものではなく、すべての人が自分の命を守ることが第一だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の6月議会の一般質問に対して、当局の回答があった事項の進捗状況はについてでございますが、まず国の中央防災会議との連動はについてでございますが、先ほども触れましたように、国の中央防災会議の結論は平成25年度となる見込みでございます。中間報告的なものはその都度通知されると思いますが、現時点ではそういったものもございません。私どもとしても、少しでも早く動きたいと考えておりますが、現時点では待つしかないという状態ですので、よろしく願いいたします。

次に、愛知県の見直し事項の内容とその連動はについてでございますが、愛知県についても国の動きと合わせる必要があり、県の防災計画全体の見直し作業と言えるものは確認できておりませんので、この点もよろしく願いいたします。

次に、町の防災会議の開催状況と決定事項はについてでございますが、今回の大震災を踏まえた全面的な改定ではございませんが、表示方式を愛知県に合わせる方向での改定作業を大震災前から行っており、この作業の終了後、本年度内に町の防災会議においてお諮りする予定でございます。

次に、等高線を明示した海拔マップの作成状況はについてでございますが、現在最終校正を行っている状態にあります。9月20日が納期でございまして、期限内の完納が予定されており、海拔10メートルの等高線をもとに色分けをした防災マップを、10月にも各家庭に配布できるものと考えております。

次に、避難所の選定、設定の状況等、その他町として対応した事項は何かについてでございますが、避難所の選定につきましては、大震災発生後も従来と変更はございません。もともと地震の際の第1次避難所は近くの広場等であり、津波の危険がある場合には高台等と指定をしておりました。これに加えて今回の震災、特に津波による被害を教訓として、先ほど触れた防災マップの中に地元への情報提供をお願いした内容を反映させ、地域の住民にとってなじみのある避難しやすい場所を明示するようにいたしました。大災害の際には、自助が最重要だ

ということは新聞等において盛んに述べられてきましたが、まさに、この自助に役立つ情報を住民の方々に提供できるように努めております。

3点目の消防団OBに制度的に協力をお願いすることを町として考えないかについてでございますが、島田議員の言われるとおり、消防団OBのマンパワーは非常に貴重なものであることは自明の理であると思います。であるからこそ、町としての制度ではなく、ふだん生活する地元地域の中で、迅速かつ確実な活動を期待したいと考えております。具体的には、地域の自主防災組織等にOBの皆さんを対象とした部門のようなものができ、その中で平常時には防災のみならず、地域の住民生活の向上等に尽力いただき、ひとたび事あるときは、培った知識と経験を発揮いただけるようなことが一つの理想型ではないかと思っております。そして、その中から地域の次期リーダーが育っていくということも大いに期待できるのではないかと考えております。そういった観点からも、OBの方々が自主防災組織の中でしっかりした位置づけができるようになることは有意義であり、地域単位での制度化ではありますが、今後検討してまいりたいと考えております。ただ、今後、消防団の実稼動人数の減少が顕著になった場合には、OBの消防団への組織化も検討する必要があるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、美浜町内企業の庁舎内広告についての1点目、目的は何かについてでございますが、本町では、平成23年3月1日に美浜町広告掲載基本要綱を定めており、その目的といたしまして、町資産への広告掲載により新たな自主財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることとしております。

この要綱に基づきまして、庁舎内各部署におきまして積極的な取り組みが行われているところであり、住民福祉課におきましては、平成22年度より広告入り窓口封筒無償提供者を募集し、年間3万枚に及ぶ窓口封筒の無償提供を受けているほか、秘書広報課におきましても、ホームページのリニューアルに合わせましてバナー広告枠を設定し、現在5社のスポンサー広告料収入を得ているところでございます。

今回の広告つき自治体案内図設置につきましても、こうした流れの中で自主財源の確保に向けた取り組みの一つであると考えております。

2点目の広告の掲載場所はどこかについてでございますが、今回設置いたします案内図が公共施設等自治体情報を住民に提供するものでありますので、なるべく目につくところが適していると考え、東玄関を入った左側、現在、保健センターのマスコットの「健康ちゃま」が展示してある壁面を設置場所として予定をいたしております。

3点目の参加希望者の募集方法及び選定基準についてでございますが、設置事業者の社内基準に照らすことはもちろん、さきに申し上げました広告掲載基本要綱に定められております掲載基準を遵守し、基準に合わない業者については除外するよう事前に指示をさせていただきました。設置事業者にあつては、この指示に基づきましてスポンサーの募集をしていただけたものと考えております。

4点目の広告掲載料でございますが、この金額につきましては、設置事業者とスポンサーとなる広告掲載業者との間で取り決められているものでございまして、当方では承知しておりませんでした。広告は大小二つの種類があり、後日、確認いたしましたところ、企業ロゴ等が印刷できる大型タイプと、企業名及び電話番号の印刷された小型タイプのセットで年間12万円、小型タイプのみの場合は年間6万円ということでございました。

5点目の適正な広告料金の考え方についてでございますが、広告主がこれまでの経営実績に基づいて設定した料金を示し、その額について広告主とスポンサーの双方で協議を行い、示された広告料で合意に至れば広告を掲載することになりますし、合意に至らない場合には広告は掲載しないということになるものと考えます。双方で合意に至った金額が適正な金額であると考えます。

6点目の3年契約を義務づけた意図は何かについてでございますが、これにつきましても設置事業者とスポンサーとの間で取り交わされた契約期間でありまして、当方から3年を義務づけたものではございませんし、この期間で契約を行っていることも承知しておりませんでした。

この情報を耳にし、3年契約をすることにより、広告効果がないと判断して途中でスポンサーをおりた場合には違約金等が発生するのではないかとこの疑問が生じたので、担当者に確認しましたところ、広告料については1年間分を一括払いしていただいております、その支払いの折に契約を更新するかどうかの意思確認をさせていただき、途中解約をされた場合であっても違約金を負担する必要はなく、スポンサーに御迷惑をおかけすることはありませんとの回答を得ております。契約期間を3年としたことについては、1年ごとの更新時には約90%の広告主が継続していただけていることから3年とさせていただいたが、1年ごとの契約更新であると考えていただければ結構ですとのことでした。

7点目の当局にも広告代金が入るのか。入るとすれば幾ら入るのかについてでございますが、去る7月20日付で美浜町役場における広告つき自治体案内図設置事業契約を締結させていただき、その中で広告料として月額2万5,200円、設置場所の貸付料及び電気料実費分として月額1,300円を設置事業者よりお支払いいただくことになっており、年間では31万8,000円となります。

8点目の広告掲載料は町条例で決定してあるのかについてでございますが、広告掲載料については町条例で定めておりません。

御質問の趣旨は、何を根拠に広告料の額を決定し、受け入れを行うのかということであろうかと推測いたしますが、庁舎施設の一部面積を使用するものであり、行政財産の目的外使用として使用料条例に基づくことも考えられますが、現行条例では今回の案件に該当する規定がないことから使用料として取り扱えないものであること、また面積のみでは一律に使用料が設定できない案件であることから、使用料条例に盛り込むことは非常に難しいものであると考えております。

広告料につきましては、ホームページのバナー広告料につきましても、近隣市町村の実施状況を参考に定め、雑入で受け入れをしておりますが、これに準じて取り扱いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

再質問はありますか、島田君。

12番（島田昭夫君）

ただいまの御答弁で、1番の防災対策の件でございますが、まことに明快にお答えいただきました。私もは、こういったことをやはり知りたいわけですね。もちろんいろんな手段で町行政としてはお知らせしていると思うんですが、やはり町長の口から、自助である、あるいは自分の命は自分で守るんだと。そのためにはどういう方策をするんだということを明快に答えていただくことによって、非常に安心をするわけです。ですから、やはりこういった防災に関する事項というのは、のど元過ぎればをぜひ避けて、やはり定期的にこういったことを聞いていくという姿勢は私は非常に大事ではないかと。そしてまた、行政サイドとしましても、いろんな機会にいろんなことを言っていただいて、そしてそれも訓練と一緒にいったような形で進んでいけば、必ず何かあったときに被害はかなり減少するのではないかとというようなことを期待しておるわけです。

その中で、一つ確かに25年に国の結論が出ないということなんでございますが、それじゃあ25年まで何もしないというのはやっぱりまずいんじゃないか。先般、新聞で名古屋市の、これも国のことをちょっと述べておりま

したが、緊急対策的なものを新聞の囲みの記事の中に書いておりましたが、まさに時宜を得た名古屋市の行動ではなかったかなと思っております。ですから、そういったことも含めて、小さなことでいいんですが、やはり美浜町としてはこれをやる、美浜町としてはこれをやるというようなことを逐次言っていただきますと大変に助かるのではないかなというような感想を持っております。

全般の御答弁につきましては、全くもって満足できるものでございます。

ただ一つ、消防団OBの方、これは双方考えは一緒なんでございますが、要するに自主防災の中で消防団OBの方が勝手に入りなさいよというのは、私はちょっと難しいのではないかと。やはり現職の消防団員、それからOBの方があられるわけで、双方遠慮があるのではないかと。その間に、やはり町なら町が入って、何か一つのきちっとした路線なり方法なり、姿勢を示せば、両方が動きやすいと私は思うんですよ。ですから、これは私、町としてどうかとあえてお聞きしたわけですが、町が一つ主導するなり、いろんな路線を決めてあげた方が、いろんな意味でいいんじゃないかなというような感じを持っております。これについて、後で総務部長、ちょっとお答え願いたいんですが。

それともう一つ、実際、マンパワーに不足が生じるであろう、そのときに行動しますじゃなしに、いつ災害が来るかわからんというときに、マンパワーが今でも足りないのは間違いない、幾らあってもいい状況だと思うんですよ。それと、端的に言いますと、もし昼間火災が起こったりすると、消防団の方はよその地域で仕事に従事している人がいっぱいおるわけで、必ずマンパワーが不足しているわけですね。だから、そういったところでいろんな形で動ける体制をとってあげるといのは、その時点は、もう私は今じゃないかと思うんです。人が足りない、人が足りなくなったらそうしますじゃなしに、やっぱりすべてに備えて、今からその体制をつくっていくというのが非常に大事なことじゃないかと。

まず最初の質問について、それについてお願いします。

総務部長（石川達男君）

町長の答弁とは違った考えの中で、行政が当然考慮すべきではないかなというような御意見を伺ったかに思いません。

先ほど町長から御答弁させていただいたように、できることなら、理想形としてそういった形がいいのではないかなというようなことも思い、そういった御答弁になったかと思えます。

現実的には、美浜町消防団271名の方が登録していただいております。そういった中で、活動、活躍をしていただいております、本当にありがたく思っております。

そして、昼間の時間帯がやはり懸念されるということがありましたけれども、まさしくその点につきましても、町外で働いている方とか、そういった方もお見えになりますので、少し不足するケースもあるんですけれども、まず第一義的には常勤の消防署の職員というのがございまして、特に火災等につきましては常勤の消防署が行って一次的に行いますけれども、その後方支援として現実的には消防団の方々が活動をしていただいておりますという現実的な面もあります。いわゆる大きな火災につきましては、消防団の方々もホースを延ばしていただきやっていただくということがありますし、また交通の面などで后方支援、こういったこともありますし、また火災がおさまった後の、ある程度また振り返りがいかどうかといった后方支援で活躍もしていただいておりますのが現状であろうかと思えます。

今のうちにそういった行政的な面で、OBの方々の組織化も検討していったらいいのではないかなという御意見がありますけれども、今のところは、現存する消防団の方々の中でというふうに思っておりますけれども、実は今ちょうど消防団の再編も少し中でやっております。地域的に不足してくるということも若干伺っており、そうい

ったことも今考慮してやっておりますけれども、そういったことを整理しつつ、先々には消防団のOBの方の登録といいますが、活動ができるような組織化というのにも検討していく必要があるのかなというふうに私自身は思っております。

ただ、やはり火災がありますと、現実にはOBの方は出てきていただいております。そういった方々には、特に福祉の面、けが等された方の補償の面は十分こちらの方で対応というのはできるようになっておりますので、そういった面で支援させていただくという事は行っておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思っております。

12番(島田昭夫君)

ただいまの質問については、これで終わりたいと思います。

次に、2番目の質問でございますが、ちょっとにわかには皆さん方御理解いただけないのかなという気もしております。ちょっと初歩的な質問から入らせていただきますが、まず目的の中に、もちろん町長のお答えの中で自主財源のいろんな方策の一つであるということは理解できるんですが、その一番もとになる自治体案内図ということについて、ちょっと御説明願えませんか。自治体案内図、これをつくるんですね。これに広告会社が入るといふふうに理解しておるんですが、この自治体案内図というのは、目的は何ですかということもいいんですが、何なんですかということ。

総務部長(石川達男君)

自治体案内図といえますのは、美浜町内における公共施設等がありますので、こういったところがわかるような図面ができると。それに対して、スポンサーの方々が広告を入れていただくというような形で案内図というような表現をさせていただいております。

12番(島田昭夫君)

ということは、自治体案内図は行政として必要であるという大前提に立ったわけでしょう、そうですね。そうすると、2番目、3番目の金額に関する話になってくると、当方では全く承知しておりませんでしたとか、あるいは期間についても私たちは知りませんでしたとか、ちょっと矛盾していませんか。そして、幾らお金が入るかということについても、幾ら幾らお金が入りますという話も現実にあるわけですね。この辺はどのように理解したらいいんですか。業者が来て勝手にやりましたと。美浜町さん、30万何千円入りましたよと。そして、私たちに任せてくださいよというようなことで進んだんですか。しかし、広告の一つの形態をとって、そこにどういふ形態で広告するからどうなりますよという説明がなかったんですか。

総務部長(石川達男君)

実はこの件につきましては、昨年一度業者の方がお見えになって、お話がありました。ただ、私どもとしましても、県内での実績等も若干伺いたいということもありまして、そのときはお帰り願ったというのがまず第1次的にありました。その後、県内におきまして、いろいろな市役所等、例えばこの辺で言いますと大府市さんとか高浜市さん、あるいは稲沢市さん、あま市さん、名古屋市の各区役所とか、そういったところで同じような形式で業者が入って、同じような方式でやっておるということも確認できました。そういった中で、私どもも一度その状態を確認したいということで、担当者に高浜市の方へお邪魔をして、その実態を少し見させていただいたということでもあります。

基本的には、私どもの方がスポンサーをという話ではなくて、その場所を提供させていただくという形の中で、その広告板を掲載したいという申し出があった方がスポンサーについて、ほかの市の方で行っている方法でもって、自分のところでそういったお話をしていくと。お金についても、実態に合った中で検討をしていくというよ

うな話がありましたものですから、私の方で特にスポンサーとしての集めるとか、金額だとか、そういったようなことは考慮しておりませんでした。ただ、町の方で設置をしていただくについては、ホームページ等で広告をしていただいている方々には広告料をいただいておりますので、それに倣って広告の代金も業者の方からいただくという形で進めておったということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

12番(島田昭夫君)

そうすると、一番最初に知多半島の公共施設を明示する、要するに看板のもとですか。それは知多半島にある公共施設をここがそうですという明示なんですか。今、なぜそれが必要なんですか。

総務部長(石川達男君)

知多半島という範囲ではなくて、美浜町内でやります。美浜町内に来町された方々が、美浜町に公共施設のある場所がわかる、そういったことが住民の方々も活用できるし、わかっただけという意味合いがありますので、私どもの方も一番見やすいところに設置することはいいことじゃないかというような判断をしたということで、御理解をいただきたいと思います。

12番(島田昭夫君)

それからもう一つ、金額設定に当たりましては、広告主がこれまでの経営実績に基づいて設定した料金、さっき御答弁の中で聞き間違いがあったらお許しいただきたい。これまでの経営実績に基づいたお金を広告主、広告を出す人が提示するわけですね。それで間違いはないですね。それと設置業者が話をして、広告料金を決めるということになると、その経営実績に基づいたことを各社が申告すれば、一社一社広告料は違うんですか。

総務部長(石川達男君)

いわゆるスポンサーの広告料はどのように決めているのかという話であろうかと思います。その根拠とか基準という話であろうかと思いますけれども、この件につきまして、業者の方にお聞きしましたところによりますと、設置事業者がこれまでにいろんな地方自治体の方に広告の案内板を設置しておると。それを進めてきておるとい状況がございます。

そういった中で、スポンサーとの間で交渉してきました広告料が今までありますので、それを踏まえた上で、本町に合った料金設定をしていただいたというふうにお聞きをしております。その結果、業者ごとで金額が決まるということではなくて、町長がお答えさせていただきましたように、本町としましては企業ロゴの印刷、大型タイプと、企業名と電話番号が印刷された小型タイプのセットで年間12万円、そして小型タイプのみの場合につきましては年間6万円という金額の中で、スポンサーさんとの交渉に当たっているというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

12番(島田昭夫君)

はい、わかりました。

それじゃあ続いてですけれども、結局これはもう締め切って確定したんですか。応募された広告主というのは、

総務部長(石川達男君)

私どもが現時点でお聞きしておるのは、町内に23事業者の方がスポンサーとして御協力いただける予定であるということでお聞きをしております。

12番(島田昭夫君)

そうすると、12万と6万で23社と。試算ですけど、仮に半々に分かれたとして、ざっと計算しますと、大11社、12万円掛ける11ですか。小が12社として6万掛ける12、両方で204万の広告料を徴収できたということになるわけですね。そして、町へは電気料を除いた30万2,400円が入るわけですね。これは間違いはないですね。そうする

と、173万7,600円がその業者に行くというぐあいに考えていいんですか。

総務部長（石川達男君）

先ほどちょっと私が23社ということでお話があるということでしたけれども、11社が年間12万円の大型ということでありまして。それが11社あるということでは132万、それから残りの12が小型の6万ということですので、それが72万、合わせますと約200万円という話になるかと思えます。町の方に入ってきますと広告料につきましては、月掛けの2万5,200円と電気料等がありますので、それらを合わせますと年間で31万8,000円、それを差し引きますと170万円の金額が事業者の営業利益といった形になるのではないかというふうに考えております。

12番（島田昭夫君）

ここで実は町も自主財源の確保というような目的でなされたと思うんですが、これは御答弁は結構ですが、私がひとりよがりと考えているんで、答弁をいただくとかえってまずいのかなと思うんで、私の意見を申し述べさせていただくと、要するに広告主さんはいわゆる町内の企業ですよね。全部そうでしょう。そうすると、商工会さんあたりでこの処理はできなかったのかなと私は思うわけですよ。広告会社さんもあればいろいろあるし、立派なきちとした印刷される場所もあるし。そうすると、この170万円は外へ出さんでもよかったんじゃないかなという気がしてならないんですが、これは余りにも私の独善的な考え方で申しわけないんで、ただ申し上げておだけで結構でございます。ちょっとそんな気がしたものですから。

それで最後ですが、要するにお金をもらうということ、庁舎内ですから場所をとると。もちろん薄っぺらですから面積なんて少ないのか、壁面積が広いじゃないかと、極端に意地悪く言えばね。前回、臨時議会で自動販売機を議会で諮りましたね。私、あのときに冗談半分を担当者に、何でこんなことまで議会で諮るんですかと聞いたら、いやこれは諮らなければいけませんというお答えだったもので、今度もそれで仮に15%云々が30万と比較してどうなるかよくわからないんですけども、その適用というのはどうして無理があるんですか。さっき無理があるとおっしゃったんですが、その辺だけお聞きして終わります。

総務部長（石川達男君）

美浜町には使用料条例というのがございまして、さきの議会のときに自動販売機を設置するときの項目を追加させていただき、開始をさせていただいたというのは事実でございます。

使用料条例といいますのは、中身的にどういうふうになっているかといいますと、行政財産の目的外使用ということで、例えば施設の部屋などを借りる場合の、例えば役場で言いますと町民ホール全体を1時間当たりで金額幾らというような設定をしているのが使用料条例の基本的な形になっております。その中に、いわゆる自動販売機等が体育館等にもありますけれども、自動販売機を置く場合については、場所の面積とかそういうのではなくて、置いたときの売り上げの15%とか、そういった取り決めの使用料条例で設定をさせていただいておるのが特殊のケースとしてあります。そういったことで、前回追加をさせていただきました。

ただ、今回は広告料が基本という形になりますものですから、今言った使用料条例の中身的な基本とする項目から見ますと、該当を当てはめてやるということは難しいところがあると。したがって、例えば住民福祉課の証明を出すときの封筒の無料の話もそうですし、それからホームページの広告につきましても、その使用料条例ではなくて広告料の話として別に金額等を、近隣等の状況も踏まえながら設定し、そして広告料としていただき、それは雑入の方に入れていくという手法をとっております。今回につきましても、使用料条例につきましても項目的に少し難しい部分があるということで、個別に近隣の市役所等のいただいている金額等も参考にしながら金額を設定させていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

12番（島田昭夫君）

それではこれで終わります。

決して今の質問は後ろ向きではなしに、皆様方、本当に財政健全化に御努力なさっているのに水を差したとは思わないでください。ぜひいい広告であり、また広告以外でいろんないい方法があれば、ますます進展させていただきたいと思っております。以上、終わります。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、島田昭夫君の質問を終わります。島田君は自席に戻ってください。

〔12番 島田昭夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

ここで休憩をいたします。再開は2時25分より再開をいたします。よろしくお願いたします。

〔午後2時08分 休憩〕

〔午後2時25分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番 石田秀夫君の質問を許可します。石田秀夫君、質問をしてください。

〔3番 石田秀夫君 登席〕

3番（石田秀夫君）

議長の許可を得ましたので、あらかじめ提出させていただいた一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

1. 奥田新入道平井への個人レストラン出店について再度質問をいたします。

(1) 一個人のレストラン計画申請について、町内部協議が何度も業者も入って行われたとお聞きしましたが、過去に個人レストラン等の申請でこのように対応された例がありましたか。

(2) 農業委員会委員に業者よりエビせんべいが配られ、議員の一部の方が説得までされて、例のない無記名投票までして採決されたことについて、町長はどう思われますか。

(3) 町長は、「県への陳情はしていない。なぜこの件に私の名前が出てくるのかわかりません」と言われましたが、県道横断の排水計画申請はだれが申請したのでしょうか。「私はこの件に関しましては承知しております」と答えられましたが、本当でしょうか。

(4) 排水問題について、本来、奥田地域へ流されるべき水を、あえて県道横断して上野間稲早川に流すということなのに、上野間区に相談されていない。これはどうかと思います。再度答弁願います。

計画では、ジョイフルファーム鵜の池の建設した排水管へつなぐことになっていますが、ジョイフルファーム鵜の池の排水管はジョイフルファーム鵜の池のための排水管として建設し、町に寄附採納したもので、既にジョイフルファーム鵜の池の排水だけでいっぱい状況であると聞いているが、この件についてジョイフルファーム鵜の池への相談をしたのか、お答えいただきたい。

2. 上野間小学校の校庭周辺の古木伐採について、その経過について詳しくお答えください。

以上、冒頭での質問は終わらせていただきます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

石田秀夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問のうち、上野間小学校の校庭周辺の古木伐採については、教育長より答弁いたします。

奥田新入道平井への個人レストラン出店についてでございますが、まず初めに、今回の申請者は法人でございますので、その点、よろしくお願いいいたします。

それでは御質問の第1点目、町内部協議が業者も入って行われた例があるかについてでございますが、開発許可申請書等が提出された際に協議を必要とする事項がある場合には、その都度、各関係部署担当者が集まり、業者さんと申請内容の打ち合わせを行っており、これにつきましては、通常の業務で多々ございますので、御理解のほどよろしくお願いいいたします。

2点目の農業委員会が例のない無記名投票までして採決されたことについて、町長はどう思うかとの御質問でございますが、一部の議員が説得までしたということ、農業委員会が無記名投票で採決されたことについてですが、前者については、石田議員は議員が説得したと言われますが、私は説得したかどうかも承知いたしておりません。また、仮に説得されたとしても、その真意は議員にお伺いしなければわかりません。

さらに、個々の議員活動を町長が制限することもできませんので、よろしくお願いいいたします。

後者について、石田議員は御承知ないかもしれませんが、議会議員である以上、当然知っていなければならないと思いますが、あえて御説明をさせていただきます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づいて市町村に設置される行政委員会であり、農業委員さんは公職選挙法を準用して農業者の選挙で選ばれた方々であります。

本町では農業委員の選挙が行われたことはありませんが、過去には南知多町で選挙が行われたことがあり、最近では阿久比町で本年7月10日に選挙が行われています。そういう意味で、農業委員さんは議員の皆さんと同じ立場であります。

質問するに際しては、少なくとも法令関係、運用関係等々を調査し、勉強した上で質問していただきたいと思えます。少し勉強すれば、町長と議会との関係と同様に、農業委員会は町長から独立した組織であり、町長の管理下でないことは容易に理解できることと思えます。

以上の理由により、町政に対する一般質問として、農業委員会で行われたことについて、私はお答えする立場ではございませんが、お尋ねですので、あえてお答えいたします。

お尋ねの、農業委員会が無記名投票で採決されたことは、農業委員会会長の取り回しのもとで農業委員さんの総意で行われたことであると思っておりますので、私から特にコメントすることはありませんので、よろしくお願いいいたします。

3点目の県道横断の排水計画はだれが申請したのか。また、町長が「私はこの件に関しては承知しておりません」と答えたが本当かについてでございますが、本当でございます。私がこのように答えたのは、石田議員からさきの6月定例会において県へ陳情に行ったかと聞かれましたので、行っておりませんし、行く理由もございませんので、そのようにお答えをいたしました。

私は、6月議会でも県へ陳情に行っておりませんとお答えをいたしています。再度、一般質問でお尋ねになる以上、いろいろと調査をされたことと思えますので、根拠があるのであればお示し願いたいと思えます。

県道横断の申請をだれがしたかとのことでございますが、議会議員であれば当然御承知のことと思えますが、町道であれば申請者が町に申請しますが、今回は県道の横断でありますので、レストランを出店する申請者が県に直接申請されておると思えます。

4点目の排水問題についてでございますが、浄化処理水の放流は町の既設排水路へ放流する計画となっておりますので、今回の件を含めて地元の同意を求めるような指導は行っておりません。

排水管への接続については、この排水管はジョイフルファーム鵜の池が道路法に基づく承認工事により布設さ

れ、町に移管されたもので、現在町が管理をいたしております。町が管理する一般排水施設への接続ですので、何ら問題はないと考えております。

〔降壇〕

教育長（山田道夫君）

上野間小学校の校庭周辺の古木の伐採についての御質問につきましては、私より御答弁させていただきます。

その経過について詳しくお答えくださいとの御質問でございますが、先ほどの山本辰見議員の御質問の中で、伐採に至る経過につきましてお話をさせていただいたとおりでございますし、文教厚生常任委員会においても御説明させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

再質問ありますか。

3番（石田秀夫君）

1番の(1)問題であります。過去に個人レストランなどの申請でこのような対応をされた例がありましたかということで、ありますということですが、いつのときに、何年何月何日にどういう業者と、どういう事業だったのですか。その事業の内容、どういう事業だったのですか、御説明ください。

建設部長（片岡 勝君）

今、石田議員が言われます、こういったどういう内容のことで過去にあるかということですが、今こういった開発許可申請、並びにそれに連動した協議内容につきましては、壇上でも町長が御答弁したように、これは日常業務の開発業務に対応する職員の対応でございますので、何があったか、過去からさかのぼって調査したことはございません。

3番（石田秀夫君）

日常業務と言われますけれども、通常民間のそういう開発許可に対して、内部協議などがあるのかということなんですけれども。

副町長（畑中高治君）

日時とかそういったことについては、この場ではすぐにお答えできませんけれども、過去にあった例として今ふっと思い浮かぶのは、例えばサーキット場のこと、それからゴルフ場ですね。あれもそうでしたし、あとほかにも大きな事業としては小原池団地のこともありますし、過去にはそういった事例が幾つもあります。決して珍しい話ではございませんので、よろしく願います。

3番（石田秀夫君）

今サーキット、ゴルフ、小原池と出されたと思うんですけれども、そういったのは農振地域だったんでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

いずれも農振地域でそういった開発行為を行ったものでございます。

3番（石田秀夫君）

私もそういう地域の発展、美浜町の発展につながるという部分で、そういうことはあったかなあということは考えておったんですけれども、中電の高圧線とか、名鉄電車、それからフィールコーポレーションなりカインズなり誘致するときには、そういう内部協議が必要ではないかということはいささかと思うんですけれども、そういう中で、今回の一個人のレストランに対して町が協力して、業者も入ってやれるように取り計らったという点、内部協議が行われたということなんですけれども、これは一業者の金もうけに対して、周りを見ておると、一不

動産、一建設会社、親族の共有名義の土地、投機目的の土地というふうにとらえられるということなんですから、そういった中で今回の個人レストラン建設に当たっての一番の町の中での問題になったのは何と何かということです。土地対策会議の中で一番問題とされたことは何かということです。お答えください。

建設部長（片岡 勝君）

町長が壇上でも御答弁させていただいておりますけど、個人ではございませんので、法人でございます。今言われるように、町が取り計らったり、取り持ったり、そういったことは一切ございません。あくまで申請者による協議の打ち合わせということで御理解願いたいと思います。

その中で、当然担当部局で協議を行っておりますので、経済環境部、並びに建設部の担当職員をもって、今回私が聞いておりますのは、排水協議、並びに飲料水協議、並びに愛知用水の用水管の交差協議、その辺が協議となったように聞いております。

経済環境部長（久野元嗣君）

その会議の中で、経済環境部も関係がございますので、発言させていただきます。

その会議の中でも、いろんな他法令の方で法律がクリアする見込みがあるかどうかということは問題がございました。そういう他法令の法律に基づくものでの支障がないということで、その協議が終了し、次の手続に進んだというふうに記憶しておりますので、よろしく願いいたします。

3番（石田秀夫君）

他法令ということですが、土地対策会議という中で、これは庁舎内協議だということはお聞きしたんですけど、その中で一番問題とされたことは何かということなんです。

それで、建築サイド、現在地目は農地ではないと。建築サイド、基本的にはオーケーだと。排水、井戸水利用、ドライブインを誘致する土地に当たる。農振計画をやむを得ない。ただし、隣接農地に影響のないようになっているか。排水路をつくる費用の価格は適正になっているか。それから、給水として井戸水を利用するとしているが、実際に営業するに支障はないのかと。地域内の雨水の処理計画が農地サイドと建築サイドの説明に違いがある。確認を要するという内容になっておるんですけども、そういった中で、この事業を進めていく上において、何が一番問題になったかとお聞きしているんです。

建設部長（片岡 勝君）

何が問題になったかということでございますが、いろいろそういった協議の内容でピックアップされた協議事項がございますが、その辺がすべてクリアできたという中で県の建築課からの許可でございますので、特に問題になった協議は何かということについては、言いかえれば何もございません。

3番（石田秀夫君）

県の建築課への申請ということですが、それ以前の問題で、初歩的な出発点においての問題点ということです。

何かといいますと、一つは、言わせていただきますと農業委員会、それと排水問題、これを総称して考えるならば、この二つに限られると思っております。どうですか。

経済環境部長（久野元嗣君）

今、農業委員会の関係のことと排水が出ましたので、農業委員会のことをお答えさせていただきます。

その会議の中では、農業委員会としての最低限のといいますか、許可の見込みが可能かどうかということの中では、農業委員会の許可が出ないと無理ですよ、そういうことが通れば問題ないでしょうということの協議をさせていただいて、それが条件であったと思っております。ですから、農業委員会の方で支障がないということで

あれば、必然的に農業委員会についての問題は解消するというふうに、農業委員会のことではクリアしておいたというふうに理解しております。

建設部長（片岡 勝君）

排水の問題だということで、今御指摘がございましたですけど、この排水路の放流計画につきましては、申請者よりそういった計画が出されましたものですから、私どもの方、まして承認工事という流れの中での申請でございました。ということで、当然放流先の起点が施設のすぐ小鈴谷河和線の県道の横断になりますので、私どもの指示といたしましては、県道横断の占用許可がクリアできるのか、並びに中間点の方で愛知用土地改良区の愛知用水管が交差しますので、その辺の事前協議を調えた上で、それがクリアできれば、放流先については問題がございませんので、許可をさせていただく方向で説明させていただいております。

3番（石田秀夫君）

今、建設部長の方から県道横断と愛知用水という話が出てきたわけですが、県道横断が個人申請者が申請して通るのかということなんですけれども、建設部長はあそこには管が入っていないという説明が前に私にされたと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

あくまで法人申請でございますけど、一個人の占用で県道の占用許可がおりるのかということでございますが、これは今申請内容が適切であれば、県の方は占用許可をおろしております。

それともう1点、建設部長が管が入っていないというのはどこの部分を指すわけでしょうか。

3番（石田秀夫君）

愛知用水、上水道の管が入っていない、というよりも、何も管が入っていないということだったんですけれども、あそこには空気弁、それから制水弁、たしか大きなマンホールで入っておったんですけれども、どうなんでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

今の御説明でわかりましたけれども、石田議員、県道部分での管がないということだったと私は記憶しておりますので、県道部分には埋設管はございません。今石田議員言われます制水弁、空気弁等につきましては、県道を横断した町道の、今から承認工事を受けた部分のところだと思いますけれども、そこについては私が言うように、愛知用水の用水管は承知しております。

3番（石田秀夫君）

私もというよりも、これは水道部長も兼ねてみえるということなんですけれども、水道課の方へ行きましてお聞きしましたところ、県水の600の管が入っているということをお聞きしました。それはうそなんですか。

建設部長（片岡 勝君）

何もうそではございません。

3番（石田秀夫君）

あなたは管が入っていないと。入っているんですね。

水道課長（伊藤昭一君）

今、石田議員の言われるのは、町水のことでしょうか。町水としましては、入っておりません。

3番（石田秀夫君）

私は、はっきりと県水と言わせていただいたつもりですけれども。

水道課長（伊藤昭一君）

小鈴谷河和線には、県道、こちらの小鈴谷河和、600の管が随分こちらの方まで入っております。ただし、分岐だとかそういった形でやれる管ではございません。県水の愛知用水管が入っております。

3番（石田秀夫君）

私の聞いているところによりますと、県水が通っている600の大きい管が入っているところを県道横断するのに、ちょっとちよいには県道横断させてもらえんぞと。そこへ下水管を渡すにはということ聞いておるものですから、そのところで本当に排水管が通ったということはすごい力だなあということは感じておるんです。

それともう1点お聞きするんですけれども、鵜の味と今回のレストランの違い、前回もお尋ねしたんですけれども、どこが違うのかをお聞きいたします。

議長（丸田博雅君）

その前に建設部長、ありますか。

建設部長（片岡 勝君）

今の占用許可でございますが、当然その辺は県が7月19日に許可をおろしております。当然現地調査と県水との確認等もできた上での許可だと存じておりますので、そんなふうで御理解いただきたいと思います。

3番（石田秀夫君）

次の質問へ入ろうと思いましたが、もう一つ質問させていただきますが、この排水計画申請、申請者の方が申請するということですが、これには一番先に町が認可せんことにはできないんじゃないですか。

建設部長（片岡 勝君）

ちょっと意味合いが理解できませんけど、あくまで申請者がこういうルート of 排水計画をしたいという中で協議を受けまして、それに当たる諸条件を指示させていただいております。

3番（石田秀夫君）

どういうことかといいますと、県への申請に対しては、各課、町長印、みんな検印のもとでなされると。そういった中で、この件に対して承知をしておりませんか答えられましたということで、本当でしょうかといったら本当ですと答えられましたものですから、それはどういうことだと。ちゃんと判が押してあるじゃないかということですか。

町長（山下治夫君）

問題をすりかえないでいただきたいと思います。6月議会で石田議員が私に聞かれたのは、この件で県へ陳情に行ったかどうかということでございますし、今回の質問でも県へ陳情に行ったと。この件については知らないと言ったのは、僕は陳情に行ったことについて知らないし、行っていないので知りませんし、本当ですと答えましたので、問題をすりかえないようお願いいたします。

3番（石田秀夫君）

私もやっていないでわからないということですが、こういうことは町長や県議が陳情に行かんとできないんじゃないかなあと。

じゃあ今からあの地域で、だれでも申請すれば県道横断できるというふうに理解していいわけですね。

建設部長（片岡 勝君）

まず県道の占用申請を町長が公印を押して知らんはずがないということですが、先ほど答弁の方でも町長がさせていただいておりますけど、県道への横断申請、占用許可でございますので、申請者が直接県知事あてに申請を行っておりますので、町長の公印があるとか、町長が知らんはずがないとか、その辺はお間違えのないようお願いしたいと思います。

3番（石田秀夫君）

排水関係で、内部協議までされた。そういった中で、本来ならば奥田へ流れる排水を上野間稲早川へ流すということなんですけれども、業者との内部協議の中で、どちらがそれを示したわけですか。業者なのか町か、お答えください。

建設部長（片岡 勝君）

どちらがということではございません。あくまで申請者が今の計画承認ルートを提案してきたものですから、その内容について審議させていただきました。

3番（石田秀夫君）

こういうものの考え方としてですけれども、以前、私は農業町政にかすみがかかっていると言わせていただきました。そこで質問ですけれども、鵜の味と今回のレストランとどこが違うのかということをお聞きしたいと思いますけど、はっきりお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

石田君にお尋ねしますが、質問の趣旨をしっかりとさせていただかないと答えようがありませんので、お願いいたします。

3番（石田秀夫君）

じゃあどうしてということは、その比較によって政策といったらあれですけれども、内部協議までされた。その理念というものはどこにあるのですかと。

内部協議まで進んだということですから、町としての方針、対策会議が開かれたんですけれども、町執行部の方針、そういったものはどこにあったのかということ、鵜の味と今回のレストランとの比較でお聞きしたいということです。

議長（丸田博雅君）

ちょっと議長から石田議員にお尋ねしますが、鵜の味と今度のレストランの違い、どこにあるかというお話だと思んですが、こういうことだからお尋ねしますということでない、答える側も困ると思わんすよ。そこから辺をきちと、あなたが質問の趣旨をきちと把握してもらって質問してください。

3番（石田秀夫君）

ですから、農業委員会と排水問題があったんですけれども、そういう個人レストラン建設に当たる、その前の段階で町執行部が考えたということ、農政に対して、農業行政に対して進めようとするのをどのように考えたのか。今回のレストランと鵜の味の比較によって……。

議長（丸田博雅君）

石田君、いいですか。先ほどあなた個人と言っていますが、法人と何回も答弁の中で言っていますよね。それだけはきちとあなたの方で把握をしてください。

3番（石田秀夫君）

法人といえども、家族役員じゃないですか。それで一民間業者ですよね。端的に一個人と言わせてもらってるんですけれども、法人に直せというなら法人に直させていただきますけど。

議長（丸田博雅君）

答えられますか。

副町長（畑中高治君）

議長がおっしゃるように、質問の趣旨がよくわかりませんので、果たして石田議員の期待する答えになるかど

うかわかりませんが、たしか6月議会でも御答弁しておられるかと思いますが、そもそもこの路線は平成8年に美浜町がわざわざ県に対して、ドライブイン適用路線だということで申請して、変更したところがございます。それはわざわざでございます。そのときのお考えは、恐らくあの部分について、あの路線については、知多半島道路のインターがあり、インターから近いということで、いわゆるドライブインの適用路線の方が今後適当じゃないかという判断があったと思われます。

たまたま今回、法人のレストランの計画が持ち上がってまいりました。まさしくドライブイン適用路線の、当時平成8年に変更申請した目的に沿った計画でございます。そういった申請が出てきて、そのことを町当局は百もわかっておりながら、それは建てられませんとかできませんとか、そんな返事ができるとお思いでしょうか。まずできません。そういう目的でわざわざ変更申請したんですから、その目的に沿った施設を建てたいと言ってきておるのに、それは真摯に受けとめて、できるのかできないのか協議するのは当たり前だと思っております。以上でございます。

3番（石田秀夫君）

その差ということは、同じような施設だと。沿道サービスということと言われるということですが、私の見解からいきますと、あの地区は50年前に土地改良されて、いち早く愛知用水が布設された優良農地にて農家を育て、農地をいかに有効利用して来園者に喜ばれる体験農園、農家の頑張っている姿を見せる場所であると私は理解しております。そういう場所を、ただの沿道サービスができるからつくってよしいと。農家が頑張っている姿を見せる場所、それが農振地域における沿道サービスであり、国の補助金をいただいて農村活性化事業という公共事業であることと理解しております。

そういった中で、今回のレストラン、今同じだということですけど、そういうところが違うんじゃないですかと。

経済環境部長（久野元嗣君）

農振のエリアにドライブインができたことに対する話だと思いますので、お答えさせていただきます。

農振のエリアには、除外をさせていただいたりしまして、農家住宅、畜産業者、いろんな商店の入ったものもございます。そうやって、もちろん農業を大切にするため、その振興のために国のお金もいただいたり、県のお金もいただいたりしながら整備するものがございます。ただ、それ100%絶対にそれを逸脱して、一平方メートルも減らしちゃいかんということではなくて、個別案件といたしまして、そのことの目的の申請を出されたものを真摯に受けとめて、効率的にもいろんな諸要件に照らし合わせても問題がないかどうかという確認の中で、それが農業行政に支障があるのかどうか、そういうことも踏まえた中で、トータル的に許可ができたものが除外できて、建築ができるというふうに確認しておりますので、そういうために農業委員会を開いたり、県の方に申請をさせていただいたり、その結果としていいかどうか、補助金のことも踏まえて、いろんな手続を踏まえた中でお聞きして、許可が出たものが許可されるという形でございますので、よろしく願いいたします。

3番（石田秀夫君）

そういった中でということですが、じゃあ農業委員会、今回の場合、無記名投票ということになりました、それこそせんべいが配られてという話で、役場へ集められたという経緯があるじゃないですか。そういったところで、正当に進められたのかという、確かにそれは11対10という農業委員会であったんですけども、じゃあ地元の農業委員はそういうことを見越して反対しておるという中で、そういう業者がせんべいを配って説得工作に回ったというところで採決が行われた。無記名投票、総意のもとと言われておるということですが、私も会議の様態をいろいろ聞かせていただきますものから、どういうことだったんだということはあれです

けれども、とにかくそういう中で、地元農業委員は反対しておったというところで進められたと。

もっと言うならば、農業委員会は9月17日にありましたと、会議が。そういった中で、前日に無記名投票にするよう事務局に電話があったということまで聞いております。本当にあったのか、だれからあったのかということとは私も聞きたいわけですが。

町長（山下治夫君）

今石田議員が質問中でございますが、石田議員が私にとって大変気になることを今公言されました。業者がエビせんべいを配ったと言われました。たしか私の記憶では、3月議会におきまして、親和会議員がエビせんべいを配った。町長も来たぜというような発言をされております。その後、種々いろいろありまして、私が聞くところによりますと、それは間違いだったと謝罪の約束をされた後に謝罪を拒否され、たゞいまは大変なことでありますけれども、石田議員から、議会が決められた除名処分等について、美浜町議会、美浜町を、700万円余を含む慰謝料と除名の取り消しの裁判が3月31日に起こされております。

そういったことで、今同じ議場の中で、今回は業者がエビせんべいを配ったとおっしゃっています。どうなんでしょうか。その辺の真贋のところは。

それからもう1点、今、農業委員会のことを多々おっしゃっておられますけれども、我々が毎回申し上げておりますが、今回の案件につきまして、農業委員会のオーケー、土地改良区のオーケー、愛知用水のオーケーをいただいてこの事業を進めておる、その点を私たちは何回も申し上げているつもりでございまして、個々のことにつきましては存じ上げないことが多々あります。ただ、結果として我々は農業委員会、土地改良区、愛知用水から何ら支障がないという御意見をいただいた上で進達し、きょうに至っておりますので、その点について石田議員の御見解を伺いたい、ぐらいの気持ちでございます。

議長（丸田博雅君）

石田議員に申し上げます。

時間が参りましたので、最後に経済環境部長、お願いいたします。

経済環境部長（久野元嗣君）

先ほどの話でございますが、採決につきましての方法の中で無記名がおかしいような発言がございました。採決につきましては、もちろん記名でも構いませんし、無記名でも構いませんし、いろんな手法がある中での一つとしてとられた農業委員さんの中で決められて、そういう採決をとられたという手法でございます。これが法的に問題があるのであれば、もちろん訂正させていただかなければなりません、そういう手法としてあるものの中の選択を行ったということですので、特別な違法性のある採決の仕方の中で、あえて指導的にやったような雰囲気にとられると誤解を招かれると思いますので、そこだけ明確に説明だけさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

石田君、最後、いいですか。ありましたら発言してください。なければこれで終わります。

3番（石田秀夫君）

私は、3月議会に質問をさせていただきました。その質問の中で、かすみがかかったように、議員があときはせんべいを、そういう……。

議長（丸田博雅君）

石田議員に申し上げます。

あいまいはいけませんよ。先ほども町長が言いましたように、今は裁判中ですので、あいまいな……。

3番（石田秀夫君）

ここであいまいといっておっても、議事録にちゃんとそのときに載った言葉が残っております。

議長（丸田博雅君）

これ本会議ですのね。

3番（石田秀夫君）

そういった中で私が申し述べさせていただくのは、うわさに対しての解明、本当にそんなことがあったんですかという解明です。それをお伺いしたかっただけのことです。

議長（丸田博雅君）

時間が参りました。

以上をもって、石田秀夫君の質問を終わります。石田君は自席に戻ってください。

〔3番 石田秀夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

これをもって町政に対する一般質問を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、9月9日から9月11日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月11日までの3日間を休会することに決しました。

来る9月12日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

〔午後3時17分 散会〕

平成23年 9月12日（月曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月12日（月曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 議案第34号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第35号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第36号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第37号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第38号 平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 認定第1号 平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成22年度美浜町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 発議第8号 東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書について
発議第9号 特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書について
- 日程第9 発議第10号 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書について
発議第11号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書について

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	山下治夫君	副町長	畑中高治君
教育長	山田道夫君	会計管理者	野田信之君

総務部長 石川達男君
厚生部長 家田兵蔵君
建設部長 片岡勝君
総務課長 牧守君
税務課長 大岩哲治君
秘書広報課長 谷川徳寿君
保険課長 岩瀬知平君
農業水産課長 森川幸二君
環境保全課長 齋藤博君
都市計画課長 斎藤功君
生涯学習課長 山森隆君
代表監査委員 荒川寛君

企画部長 初山博資君
経済環境部長 久野元嗣君
教育部長 神谷信行君
防災安全課長 本多孝行君
企画政策課長 大井徳男君
住民福祉課長 岩本修自君
健康推進課長 飯味拓次君
商工観光課長 永田哲弥君
土木課長 廣澤辰雄君
水道課長 伊藤昭一君
学校給食センター所長 沼田和彦君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 森田篤君

議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

昨日の11日は、皆様も御承知のように、東日本・東北地方の大震災発生からちょうど半年になって、けさは新聞が休みでしたので、ニュース等は読み取ることはできませんが、テレビ等では亡くなられた方々への供養や、あるいは復旧・復興のお祈りの行事が行われた。本当に私もいつもいつもこの席上で、必ず震災のことを皆様にお話しするわけですが、胸の締めつけられる思いでございました。

私どもの古布地区で、きのう午後1時半からでしたが、県が保有しております地震体験車「なまず号」というのをお借りいたしまして、予想されます東海・東南海・南海地震の震度7の想定をいたしました、いわゆる揺れを私も体験をいたしまして、何か午前中に河和の方でされたそうで、河和は200名の方々がどうも体験されたと。物すごく数をやりますというところがかオーバーヒートしちゃって、きのう午後の我々の地震体験ができないかもしれないというようなちょっと情報が入ったんですが、無事に終えることができました。私も地震体験証明書というものがあるんですが、これをいただきました。議員の皆様は、既にほかの地区でもいろいろな体験をされていると思いますが、身構えておっても非常に怖いですね。子供たちはカーカー言っておったんですが、本当に半端じゃない振動です。これがパニック状態になってしまうという、我々本当に正確な判断ができるだろうかということを実に思った次第であります。

また、知多南部消防署の方から来ていただきまして、AEDの取り扱いを、これは毎年古布はやっておるんですが、その取り扱いの体験の講習を受けました。ところが、きのうもちろんこれはわかっておったんですが、我々の一番近いところで河和南部小学校に1台あるんですね。それから、今カインズの方に1台あるんだそうです、AEDが。いわゆる避難所となる古布地区の老人憩いの家にはありません。とにかく高価なものですし、いろいろなところに配付するというのは、あるいは取りそろえるというのは非常に困難かもしれませんが、これに

よって実際助かった人もおりますね。スポーツをしているときに倒れてAEDで助かった子供もおりますし、それから、きのうもちょっと話があったんですが、愛知万博で倒れてAEDで助かった人もおります。こういったことが我々の身近にこういう器械があって、それが我々でも使えるということ、ぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、町長から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

町長、発言してください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

先日の9月8日の石田議員の一般質問への答弁の中で、私は、今回のレストラン事業を町が進めているととられかねないような発言をいたしました。しかし、事業はあくまでも事業者が進めているものでありますので、お間違いのないようによろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

では、会議を進めます。

日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

議長（丸田博雅君）

日程第1、同意第3号、美浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

この議案は、人事にかかわる議案のため、教育長 山田道夫君の退場を求めます。

〔教育長 山田道夫君 退場〕

議長（丸田博雅君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、同意第3号、美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は同意することに決定されました。

ここで、山田道夫君の入場を求めます。

〔教育長 山田道夫君 入場〕

日程第2 議案第34号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第2、議案第34号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第35号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第3、議案第35号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第36号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

議長（丸田博雅君）

日程第4、議案第36号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第5 議案第37号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第5、議案第37号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第38号 平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第6、議案第38号、平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第7 認定第1号 平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第8号 平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで8件一括

議長（丸田博雅君）

日程第7、認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上8件を一括議題として、順次議事を進めます。

ここで、以上8件の決算認定議案に関して代表監査委員より監査結果の報告を求めます。

荒川寛代表監査委員の登壇を許可します。

代表監査委員、報告してください。

〔代表監査委員 荒川寛君 登壇〕

代表監査委員（荒川 寛君）

おはようございます。

平成22年度の美浜町決算審査について、ただいま議長よりその結果報告を求められましたので、地方自治法第121条の規定によりまして御報告を申し上げます。

審査の対象は、一般会計と国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、土地取得、農業集落家庭排水処理施設の六つの特別会計と水道事業会計でございます。

まず、一般会計と国民健康保険特別会計を初めとする六つの特別会計は、去る7月1日から8月25日までの間、町長より提出されました決算書が法令の規定に沿って作成されているかを主に、会計諸帳簿、証拠書類との照合等の審査をし、関係職員の説明をいただきまして、事務処理の正否、予算執行の適否等、審査を実施いたしました。

審査の結果は、一般会計では審査に付された決算書は法令に準拠して作成されており、正確かつおおむね適正と認めました。

財政面におきましては、形式収支は4億2,900万円弱の黒字となり、実質単年度収支におきましても3億7,500万円余りの黒字を計上しております。

地方債の年度末残高は、臨時財政対策債の大幅な借り入れもございまして、前年より3,500万円弱の増となっております。

歳出から見る公債費の割合は全体の10.7%を占めておりまして、前年度より減少をしておりますが、依然として高い水準にありますので、適正な水準となるよう引き続き御努力いただくようお願いしております。

次に、特別会計ですが、平成20年度より新たに後期高齢者医療特別会計が加わった国民健康保険を初めとする六つの特別会計について審査をいたしました。審査に付された決算書は、各会計とも法令に準拠して作成されており、正確かつ適正と認めました。なお、老人保健特別会計は平成22年度末で廃止になっております。

財政面におきましては、各会計とも予算執行経理は黒字を計上しており、保険関係は今後も収支の均衡を保ち、適正な保険給付に御努力いただくようお願いしております。

一般的に、今後の国及び県の財政状況、地方財政を取り巻く環境は、東日本大震災の影響でさらに厳しくなることが予想されることから、財源確保は言うまでもなく、限られた財源の効率の活用を図り、現場目線で事業を取捨選択し、地域間格差が広がらないよう身の丈に合った予算編成とともに、その執行に当たられることを願うところでございます。

続きまして、水道事業会計について報告いたします。

6月1日から7月1日の間、決算書類及び決算附属書類が地方公営企業法及び関係法令に準拠し、事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかどうかを会計帳簿、証拠書類を照合し、関係職員の説明をいただきまして実施をいたしました。

審査の結果、決算諸表等は水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示され、事業の運営及び執行も会計原則に基づきおおむね適正に行われているものと認めました。

経営成績は当年度純利益230万円弱で、前年度比88.7%の大幅な減少となりましたが、これは1事業所への臨時給水がなくなったことによるものと考えられます。

施設の利用率につきましては58.2%と前年より若干下回っており、県内同規模水道事業の平均よりも下回っております。また、この利用率は、利用者の節水意識の浸透や景気低迷の影響もあって年々低下する傾向にあります。

財政状態につきましては、前年度より流動比率及び自己資本構成比率はともに上昇しており、県内同規模水道事業と比較しても上回り、固定資産対長期資本比率も86.1%と良好な状況となっております。

以上、水道事業においても健全な経営運営を持続させるため、有収率の向上や計画的な設備の更新を図り、豊富・低廉な水の安定した供給が図られるよう、現在の財政状況を踏まえ長期展望に立った運用を願うところでございます。

最後に、財政健全化審査について御報告申し上げます。

町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をし、去る8月5日から8月17日の間に法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された財政健全化比率及び資本不足比率に関する書類を審査し、関係職員の説明を聴取いたしました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められ、特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上をもちまして、監査報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

代表監査委員の監査結果の報告が終わりました。

これより、ただいま議題となっております認定議案8件について、順次質疑を行います。

質疑の回数は会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前をお願いをいたします。

この議案は決算審査でありますので、22年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼です。一般質問にならないように注意をしてください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。また、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならない」と規定されています。議員各位においては、この点をよく留意されて、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの四つの区分に分けて行います。

初めに歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木美代子君。

6番（鈴木美代子君）

毎年、歳入についても質問していますが、22年度は経常収支比率が81%と随分改善されております。単年度収支、そして実質収支比率も、そして積立金現在高、地方債の現在高も随分改善をされておりますけれども、財政力指数が0.75というのは、全国的なこういう市町村の段階では何番目ぐらいの財政力になるのか、またお答えください。

それから、歳入の中で、不納欠損で差し押さえが53件と、私の聞いたメモで書いてありますが、その実態を明らかにしてください。

総務部長（石川達男君）

それでは、1点目の財政力指数の全国的な位置といいましょうか、そういった質問がありましたので、私からお答えさせていただきます。また、税の関係につきましては、税務課長の方からお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

財政力指数、あるいは経常収支比率というのがありますが、この数字が全国の中で、あるいは愛知県の中で美浜町の順位はどの位置にいますかということですが、22年度の数字はまだございませんので、21年度の数字でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、財政力指数につきましては、21年度0.79ということでした。全国1,750団体中407位でした。愛知県では、57団体中の49位ということでした。以上でございます。

税務課長（大岩哲治君）

それでは、税の差し押さえの関係でお答えさせていただきます。

差し押さえ件数は53件。内訳といたしましては、不動産の差し押さえ4件、預貯金が49件となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

歳入について、細かいことは言いませんが、地方交付税は21年度よりも随分改善されていると思うんです。増収になっていると思うんですけれども、その辺のことをもう少し詳しく教えてください。地方交付税について。

総務部長（石川達男君）

地方交付税につきましては、議員御承知のとおり平成22年度の関係でございますけれども、非常に多くの交付税を国の方からいただいたということでございます。これは、国がずっと以前から三位一体改革で、交付税の方も非常にいろいろな関係で少なくなってきて、財政的に町の方も厳しいという形になっておったんですけれども、国の方の政策で、22年度、全国的に予算をつけていただけたということございまして、23年度につきまし

てもある程度いただけるということで、予算も少し減っておりますけれども、この2年間にわたっては、国の方からの予算的な政策的なといいたいまいしょうか、そういった関係でいただけておるといような状況であろうかというふうに見ております。

ただ、このままいただけるということは当然思っておりません。また、厳しくそういう状況になるのかなあということも踏まえながら、引き続き引き締めていかなければいけないのかなあということを考えております。以上です。

議長（丸田博雅君）

山本辰見君。

5番（山本辰見君）

2点お願いしたいと思いますけれども、1点目は消費税の影響のことでございますけれども、今、当然5%でございます。一般会計だけでも、美浜町で6,500万、600万近く、それから特別会計や水道会計も、合計しますと8,300万ぐらいの歳出の方で負担しているような格好になるかと思っておりますけれども、国の制度とは言いながら、非常に町のいわゆる本来的な消費という言葉からしてもおかしい、大変な負担をしていると思っておりますけれども、どんな状況になるのか、どうとらえているのかお聞きしたいと思います。

もう1点は、町民税、個人、法人税の不納欠損の中で、いろいろ頑張って当局担当者の方、滞納整理の問題で頑張ってみると思っています。本当に御苦労さまだと思っておりますけれども、その滞納整理の状況がどんなくあいなのか、以前と大分変わってきているのか。もちろん収入がなかったり仕事がなかったりして、大変な方も見えますと思っておりますけれども、中には資産がありながら払えていない人もいるのかなあという状況もちょっと気になります。その不納欠損、あるいは整理の状況、それから収入未済額のところも含めて少し状況をお聞きしたいと思います。

総務部長（石川達男君）

それでは、私の方から消費税の関係の御質問がありましたのでお答えさせていただきます。滞納整理等の状況につきましては、税務課長の方からお答えをさせていただきますのでお願いします。

消費税の問題は、いわゆる法律で定められておるといということで、見解につきましては控えさせていただくのが適当だと思うんですけども、今たまたまテレビ等でも見ておるんですけども、震災があって復興税の話やら、あるいは社会保障の問題も含めて消費税の問題がどうだという議論の方が国の方でされておりますので、その状況を私どもの方は見守っていくというような形になるのではないかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

税務課長（大岩哲治君）

それでは、税の方についてお答えさせていただきます。

今年度、不納欠損をさせていただきましたのは、執行停止後3年を経過したものを79件、それから徴収金等を徴収できないことが明らかとなったもの18件の合計97件を不納欠損として落とさせていただきました。

こちらにつきましては、79件の内訳でございますが、滞納処分をする財産のないものが68名、滞納処分により生活を困窮させるおそれのあるもの8件、所在及び財産がともに不明であるもの3名となっております。

それから、徴収金を徴収できないことが明らかとなったものにつきましては、出国3名、行方不明2名、死亡が5名、競売が2名、財産なしが6名となっております。

それから、税の滞納整理の実情はどうかとの御質問でございますが、滞納者の方につきましては、納期ごとに督促状の送付、また年3回の催告書等を送付させていただいております。

また、電話催告を初めとした滞納整理強化月間を設け、延べ90日間、延べ217名により休日開庁、窓口延長を

行っております。滞納整理といたしましては、夜間の訪問などを行い、延べ件数にしまして1,512件に対し行ってまいりました。その結果といたしまして、前年度に対し、滞納繰越分においては121万9,000円の増の6,061万3,000円を徴収することができました。よろしくお願ひいたします。

議長（丸田博雅君）

鈴木君。

6番（鈴木美代子君）

先ほどのついでに聞いてもよかったんですけども、先ほどの差し押さえの中で49件が預貯金ということだったと思うんですが、こういうとき私はちょっと想像ができないんですけども、例えば生活保護や何かの申請なんかは、預貯金帳なんか全部本当に見せて、個人情報も何もない全部見せちゃうわけですけども、ケースワーカーに。例えばこの不納欠損の差し押さえのときの預貯金というのも全部見られるという権限があるんですか。その辺がちょっと私もよくわからん。もちろん預貯金があるということは出さなきゃいけないんですけども、その辺の整理の仕方がちょっとよくわからないものですから教えてください。

税務課長（大岩哲治君）

預貯金の調査はということですが、私ども催告書、督促状等を出し、その期間までに入ってこなかったものにつきましては、私ども国税徴収法に基づきまして、預金、それから財産の調査をすることができますので、それに基づいて調査をさせていただいておるということですので、よろしくお願ひします。

議長（丸田博雅君）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これを持って歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本辰見君。

5番（山本辰見君）

少し資料は事前にお渡ししてありますけれども、上手に質問できるかちょっと自信がないんですけども、お願ひしたいと思います。

2款総務費の中で、これは予算の段階でも指摘しました、企画費負担金の中に、とりわけ今回は絞りますけれども、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会、もう1点は、伊勢湾口道路促進期成同盟の負担金があるかと思ひます。この、いずれもが、いわゆる財政状況とは関係なくして、大型の公共事業のそれにつながるものということで、私たちは、たとえ金額が少なくてもやめるべきだということを指摘しましたけれども、それらについて検討はしてもらってやっぱりそれでもやるべきだということになったのか、なぜ中止ができないのか。特に伊勢湾口の問題なんかは、ぜひ中止してほしいと思ひます。なぜできなかったのか、お聞きたいと思ひます。

もう1点は、59ページのあいち電子自治体推進協議会の負担金。説明のときも少し受けましたけれども、この問題、いわゆるコンピューターを使ったいろんな事業が展開されると思ひますけれども、電子入札に対して、実は先般の商工会との懇談会のときにもいろんな方から意見が出まして、個人的にはパソコンがなかなかうまく使えない業者さんなんかも見えると。そういう方たちの普及とか指導の問題を、どういう格好で展開しているのか。これとちょっと予算と関係と言われると困っちゃうわけですけど、その辺の関係をお知らせ願ひたいと思ひます。

それから、もう1点、ちょっと前後しますけれども、51ページの2款総務費の中の、いわゆる職員の給与のことに関連してくるんですが、行政全体に総務だけじゃなくて臨時職員がたくさん見えると思ひます。23年度です

と、職員全体が220名の中で、資料をいただきましたけれども131人の臨時職員、あるいは非常勤の職員の方がいると思います。当然、例えば保育所での早朝保育とか延長保育の、そういった感じの短時間の2時間、3時間、それから夜だけの仕事のところもあるかと思います、それらとは当然区別することは大事かと思いますが、私は正規の職員と同じような8時間近く、きちっと同じような時間で仕事をしている人たちをきちっと評価していかなければならないのではないかなあとということで、短時間ではなくて、正規と同じくらいの、例えば30分だけ違うとかいうことも含めると、どのくらいの割合になっているのか。20年度から見て220人が6人くらい減っているわけですけど、逆に臨時職員の方がふえているのではないかと思いますので、正規の職員が減った分、臨時職員に肩がわりしているんじゃないかということも感じます。

もう1点、先ほどの電算の関連ですけど、63ページに電算業務の委託費というのがあります。この中に、言葉だけでとらえてもいかなのかもしれませんけれども、データパンチだとか町民税の電算業務、固定資産税の電算業務ということで、いわゆる一般的に職員がやっている仕事の中身のような気がするわけですが、例えばシステムの導入だとか、そのシステムの設備の保守とか何かですと専門の業者に委託しなきゃいかんということはあると思いますけれども、正規の職員で肩がわりというか、自庁処理みたいなことができるのがもっとないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

民生費の中の73ページになります。

敬老事業の実施補助金、敬老会の対象者が2,865人くらいいるかと思えます。この敬老会をやった予算が177万ですから、少し寂しい限りだなあと。1人当たりですと600円そこそこですので、町として本当に敬老の思いをもっと形にできなかったものかということを感じました。その説明をお願いします。

それから、87ページの産廃不法投棄対策指導委託料、これは緊急雇用予算を使って臨時的職員を採用して仕事をしているわけですが、いわゆる委託だけで済ませていいんだらうかと。環境保全課の職員がもっとかかわって、以前にもありました大きい産業廃棄物の不法投棄の問題なんかと関連して、もっと力を入れていく必要があるんじゃないかなと思えますけれども、前に条例までつくって取り上げました不法投棄の問題がどこまで進んでいるのか、ここと関連しないのか説明を求めたいと思います。

それから最後ですけど、衛生費の中に入るのか、あるいは農業水産課にまたがるのかちょっとわかりませんので、もし違っておったら申しわけございません。

条例ができました土砂等の埋め立てに関連する土壌汚染災害防止に関する条例の問題、これは運用として22年度どんな仕事できたのか、お願いしたいと思います。以上です。

企画部長（初山博資君）

それでは、私の方から2点お答えさせていただきたいと思えます。

まず、リニア新幹線の期成同盟会の件につきましてでございますけれども、この同盟会につきましては、愛知県を先頭に県内の全市町村が加入のもとで、商工会、それから農協、漁協等、あと観光協会も含まれますけれども、地元経済界が一体となって運動を進めているものでございます。そうした中、新聞報道等でもございますように、2027年に東京 - 名古屋間の開業というような発表もされております。もしこういった事業が開通すれば、その効果は、この名古屋圏の発展にとって非常に大きなものがありますし、ひいては美浜町にも大きな効果が期待されるものでございます。そういった意味合いから、引き続きこの会に加入しまして活動を進めていきたいと思っております。

続きまして、伊勢湾口の期成同盟会の件でございますけれども、議員御承知のように、ここに来まして加入市町村の足並みが若干乱れているということはお聞きになっているとは思いますが、美浜町としては、この

伊勢湾口道路の趣旨に賛同しておりまして、早い時期での完成を願っているということと、それともう1点、この伊勢湾口道路に結びます三河湾口道路という計画が、愛知県の広域道路基本計画の中にとらわれております。この道路につきましては師崎から伊良湖を結ぶ道路でございます、この道路が仮に開通しますと、非常に美浜町にとって大きな観光面等々、いろんな大きなプラスになることが考えられますので、ぜひこういった事業も進めていきたいなあというふうに思っております。やはり行政としてある程度夢といいますか、ビジョンもないと、行政という役割上、この期待が持てない部分がございますので、ぜひこういった活動も進めていきたいと思っております。

それから、次に臨時職員の問題でございますけれども、これにつきましては、既に議員のお手元に資料が配付してございますが、課ごとで報告をさせていただきたいと思っております。

まず、総務部につきましては、防災安全課におきまして交通指導員が6名でございます。それで勤続年数は、3年目が1人、8年目が1人、13年目が1人、20年目が2人でございます。

企画部につきましては、秘書広報課におきまして、運転手の方が1名、育児休業及び欠員補充に伴います事務職が3名の4名でございます。勤続年数は、1年目が1人、2年目が2人、4年目が1人でございます。

厚生部の保険課におきまして、保険事務職が1名、介護認定調査事務の3名の計4名でございます。勤続年数は、1年目が1人、3年目が2人、4年目が1人でございます。健康推進課におきましては、健康推進事務が1名で、勤続年数は1年でございます。それから、住民福祉課におきましては、保育士が29名、保育所の調理員が13名、保育所の看護師が5名、子育て支援センターが2名、児童厚生員が2名、ひよこ教室の1名の52名でございます。それから、その勤務年数の内訳につきましては、1年目が11名、2年目が9名、3年目が3名、4年目が9名、5年目が6名、6年目が3名、7年目が1名、8年目が6名、9年目、10年目、11年目、12年目が各1名でございます。

続きまして、経済環境部につきましては、商工観光課におきまして、食と健康の館の事務員及び販売員の6名でございます。勤務年数は、1年目が1人、2年目が2人、5年目が1人、6年目が2人でございます。

建設部におきましては、都市計画課におきまして、都市公園の草刈り等が4名でございます。勤務年数につきましては、1年目が3名、2年目が1名でございます。

教育部につきましては、学校教育課におきまして、適応指導教室の教育指導員が1名、外国語の活動指導員が1名、特殊学級のアシスタントが5名、スクールアシスタントが6名、学校給食配せん員が9名の22名でございます。勤続年数は、1年目が9名、2年目が3名、4年目及び8年目が各1名、9年目が5名でございます。生涯学習課におきましては、文化財整理で1名、体育館の管理人が10名、事務職が2名、図書館運営員が10名の23名でございます。勤続年数は、1年目が3名、2年目が2名、3年目が5名、5年目が1名、6年目が4名、7年目が1名、8年目が2名、10年目が4名、11年目が1名でございます。最後に学校給食センターにおきましては、調理員が9名で、勤続年数は、1年目が1名、2年目が3名、3年目、4年目、5年目、8年目、12年目が各1名でございます。

そういった中で、今の報告人数をトータルしますと、131名の臨時職員になろうかと思っております。その中で、いわゆる山本議員がおっしゃいましたフル勤務といいますか、通常7時間45分の週5日間勤務でございますけれども、この職員につきましては、22名の職員がフルで勤めていただいております。内訳につきましては、秘書広報課の育休代替が2名、住民福祉課の保育士が17名、児童厚生員が1名、子育て支援センターが1名、商工観光課の食と健康の館に1名の合計22名でございます。

お申し出の趣旨ということで、正規の職員という扱いをというお話でございますけれども、行政といたしまし

て、新たな施策だとか住民ニーズの多様化によりまして、町民の皆さんの行政サービスが、今増加をしてきております。そういった中で、行政といたしまして、なるべく多くのそういった要望にこたえるために、あまり人件費を増額するというのも好ましくございません。もう1点、国等の指導によりまして、人員削減の指導もされております。そういった中で、昨年も御説明申し上げましたけれども、業務の効率化を推進しながら、定員管理を推進しつつ、臨時職員等の活用をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

総務部長（石川達男君）

それでは、私どもの方で、電子入札等の町内の業者、いわゆる商工会も含めてどのように普及していくのかという点についてでございますけれども、美浜町が発注いたします建設工事、設計、測量建設コンサルタント、物品その他委託の契約に係る競争入札の参加につきましては、愛知県のあいち電子調達共同システムによりまして、入札の参加資格申請をしていただくことが、まず必要だと考えます。これは、インターネットを利用して手続をするもので、町内事業者の受注機会を拡大させるために、これまでに美浜町商工会の事務局を通じまして御依頼とお知らせと、広報「みはま」による啓発をまいりました。また、町のホームページには、申請要領を掲載しておりますので、詳しい説明がごらんいただけるものと思っております。

今年度になってからの町内事業者の新規申請が4件という状況でございます。来年度は更新の時期に当たりますので、制度の普及と利用者の拡大に向けて、広報「みはま」12月号でお知らせをする予定をしております。

なお、入札に付さない随意契約の案件につきましては、入札参加申請していない町内業者も相当契約されておりますし、そうした業者からの問い合わせがございます際には、その都度説明をさせていただいておりますのでございます。

しかしながら、実際の入札参加となりますと、パソコンでの手続が前提であること、そして登録後にカードリーダーとICカードを購入していただく経費が必要になってくるということでございますので、事業主の方が御判断をさせていただくことになるというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

それから、もう1点、電算業務委託費、データパンチ、そして町民税の電算業務、固定資産税電算業務など、正規職員ではできない業務ばかりなのかという御質問をいただいております。

まず、固定資産税の電算業務でございますけれども、こちらについて御説明をさせていただきます。

御存じのように、固定資産税は土地と家屋と償却資産という三つの種類がございます。平成22年度の固定資産税電算業務につきましては、以前より自庁処理を進めておりまして、現在では土地の移動処理は登記の移転、分合筆等2,612筆、家屋の移動処理、登記等の表示移転等で495棟、未登記移転で109棟、そのほかに新增築だとか、あるいは滅失、取り壊しというのがございますけれども、これらを行っております。そして、償却資産につきましては、約1,060人の償却資産の移動について、自庁にて処理を行っております。

固定資産税につきましては、土地・家屋・償却資産、基準日が1月1日であります。可能な限り前倒しで行ってはおりますけれども、基準日以降、短期間に課税処理を行う業務があり、庁内で行えないものにつきましては業者委託をさせていただいておりますという状況でございますので、よろしく願いします。

住民税データパンチ業務委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、委託期間が平成22年11月26日から23年の3月7日まででありましたけれども、給与の支払い報告書、年金支払い報告書の提出期限が平成23年1月31日まででありまして、これ以降に支払い報告書約1万4,000件を、確定申告受け付け開始日の2月16日までに申告受け付け資料として処理するのが困難というような状況の中での対応ということでございますので、よろしく願いします。

それと、住民税の電算委託料でございますけれども、個人町民税につきましては、特別徴収が5月10日までに、普通徴収は6月10日までに決定通知書とか、あるいは納付書を送付しなければならないということになっております。3月15日まで確定申告の受け付け事務を行い、そして、それを処理後、期日に間に合うように申告書等約6,000件及び給与支払い報告書、年金支払い報告書約1万4,000件を資料として翌年度課税を処理しなければならないというようなことで、電算処理業務をしなければ期日に間に合わないという状況でございますので、こういった電算委託の方も行っているところでございます。御理解のほど、よろしく願いいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

それでは、御指摘をいただきました73ページの敬老事業実施補助金、この関係でございます。

先ほど山本議員が言われました177万円、御指摘の人数で割り返して六百幾らしかないというような御質問だったかと思えます。

これ、177万円というのは、まずこの事業の要した決算額でございますので、実施いただいた地区の御老人お1人当たり1,500円を補助させていただいた合計額が177万円ということで、お願いしたいと思います。

それと、この御指摘の73ページのもう少し上の方をさかのぼっていただきますと、8節報償費がございます。この報償費、備考欄右の方を見ていただきますと、賞賜金という一番下に欄があります。ここに138万3,000円が載っておりますけれども、このうち町から町全体の敬老者に対して記念品を、町長のメッセージを添えて、お祝いのお言葉を添えて、町から記念品という形で出させていただいております。議員が言われますように、形にあらわしたというのか、そこら辺のことですけれども、少なくともそういった形で心を込めて記念品を出させていただいておりますので、つけ加えさせていただきます。以上です。

経済環境部長（久野元嗣君）

それでは、産廃の不法投棄等対策指導委託料ということで、こちらにつきましては産業廃棄物の取り扱いの関係でございますけれども、不法投棄等の対策指導委託料ということになっておりまして、これにつきましては、緊急雇用対策の創出事業の基金を活用させていただきまして、民間業者に委託しておりますものでございまして、ごみの集積場の定期的な監視や不法投棄等の箇所の発見などが、回収等をしていただいておりますものでございまして、委託業者がパトロール中に不法投棄を発見した場合については、少量の一般廃棄物については随時回収をお願いしております。

産廃等というものにつきましては、役場の環境保全課を中心に連絡をもらうことになっておりまして、環境保全課において現場を確認して、県等の関係機関に連絡をさせていただきまして、その関係者とともにいろんな対応をさせていただいておりますのが現状でございますので、よろしく願いいたします。

それから、土壌汚染の災害防止に関する条例の関係でございますが、特段ここにつきましては決算上の項目はございませんが、対応させていただいておりますので報告させていただきます。

ここにつきましては、議員御存じのように、本条例が平成22年7月1日より施行されました。これ以降、これにつきましてはの相談は2件ほど相談としてはございましたが、このもの自体が条例の適用に至るというものはございませんでした。

この平成22年7月1日を施行されました土地の埋め立て等に関する土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例については、ここ数年、山林や農地等、いろんな樹木等を伐採して形状を変更するような土砂の採集等が町内外で行われたという中で、周辺住民に対する対応も何とかしないかということの中でつくられた条例でございますので、それをもとに制定させていただきましたが、それ以降につきましては、実際にこれを適用に当たった申請物件はないということで、よろしく願いいたします。

5番（山本辰見君）

幾つかちょっと確認したいと思います。

先ほどの一番最初に指摘しましたリニア中央新幹線の問題は、ほかに意見なり質問が出たことがあるかと思えますけれども、いわゆる国を挙げてというよりも、もちろん全体としては進んでいるわけですけど、民間の業者の仕事ではないかということで、当然できて私たちがも利用する機会があるかもしれませんから、何もしなくてもいいとは言いませんけれども、各自治体がみんなこぞって負担金を出して応援するというのはどうなのかなと思って、この問題はいわゆる民間の事業に対して、なぜ行政が支援しなきゃいかんのかということが、どうしてもひっかかって納得がいきません。

それから、もう1点は、総務費の先ほど説明がありました臨時職員、あるいは非常勤職員のことでですけども、さっき説明をいただきましたフル稼働で22名ぐらいが正規の職員と同じような仕事をしていると。もちろん仕事の中身はいろいろあるうかと思えますから、単純に正規の職員にということにならんかと思えますけど、中には本当に何年もわたってずっと職員と同じような仕事、中には部署がかわっている方もいるかと思えますけど、多分、この中には勤続年数も本当に長い、ひょっとしたら1年が363日ぐらいで日付だけ変えて毎年採用し直している方がいるかと思えます。

ちょっと話が違いますが、先ほど入札の話が出ましたけれども、実は本当に入札として職員採用も含めていろんな町から仕事を出すときに、安かろうというのが、結果として働く人たちが安い給料で仕事を受けざるを得ないということが、行政だとか公務員としてどうなのかというのがいろいろ指摘されて、公契約の問題なんか、今ここでは一般質問にかかわるので言いませんけれども、そういう面では安くていいんだということじゃなくて、働いている人が、ずっと何年も町のために頑張っている人たちをしっかりと保障していくということが大切ではないかなということを実に思うものですから、そのことが先ほど言葉をいろいろ選んで、ニーズの問題だとかいろいろ言われましたけれども、働いている職員を本当に大事にしていきたい。人に投資しない場合は、やっぱりその町なり、事業、業者というのは、あまり進まないというのがこれまで言われていることです。

それから、最後に経済環境の方で説明がありましたけれども、条例そのものに該当した事業はなかったかもしれませんが、そのときに条例までつくらないかんかった例の今処理し切れていないところの状況を、どう22年度取り組んで、23年度にかかわると思うんですけど、どう取り組んで県との兼ね合いを進めているのかが聞きたかったんです。

以上でございます。

企画部長（初山博資君）

山本議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど、リニア新幹線の期成同盟会の御質問でございますけれども、確かに議員言われるとおり、これは基本的には民間というJR東海の仕事でございますけれども、その大もとの全国新幹線鉄道整備計画法に基づきます整備計画というのを、その前段で国の方で決めていただかないかんということのルールがございますので、そういった中で、国を巻き込んだ促進というのが非常に重要なこととなっておりますので、引き続き活動を続けていきたいと思っております。

それからもう一つ、人を大切にということで、臨時職員の採用につきましては、そういったことが大切だということの趣旨は確かに十分理解できます。そういった中で、町といたしましても、そういったものについていろいろと行政の仕事の中身も変わってきますし、御承知かと思えますけれども、公務員制度につきましては、一度採用されるとなかなか切りかえができませんから、そういった部分もございまして、そういった中で、いか

に税といいますが、皆さんからいただいております税金を大切に使うという観点から、こういった考え方といいますが、お願いをしておりますのでございますので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

経済環境部長（久野元嗣君）

先ほどの不法投棄の、以前それに該当するような物件の今どのようになっておるかということでございますけれども、議員御存じの込水の関係につきましては、農業水産課というか事務所の方に23年、一年かけてその不法投棄、産廃を撤去するよう的是正計画書が12月16日に提出されておいて、今に至っておりますので、この1年間において撤去するということが話がついておまして、本人の計画に基づいて進行するんだということで進んでおります。

それから、それ以外の物件もあろうかと思いますが、一つは指導中でありまして、もう一つについては今本人が逮捕されておりますので、協議ができないということで、その対応につきましては、今後また対応を決めていくということになるかというのが現状でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。鈴木君。

6番（鈴木美代子君）

まず、歳出において一言だけ聞きたいんですけども、22年度、特に委託料がすごい気になりました。委託料だけです。やれることは職員自身でやるというのが基本的な姿勢ではないかなと思うんですけども、委託料が億円単位であるんですが、これについて職員が一つずつやっていくのは大変だと思います。それで、委託料は全然だめだと言っているわけじゃないんですけども、やはり職員自身が、こういう自分でやるということが勉強にもなるし、そういうことについて部長の皆さんに一言だけ、どういう基本的な姿勢で委託をやっているのか、お聞きしたいと思います。

それで、まず先ほど総務で問題になりましたリニアモーターカーの発展が美浜町に影響があるという言い方をされましたが、リニアモーターカーが発展すると具体的に美浜町にはどんなメリットがあるのか、一言だけお聞きしたいと思います。

それから、民生です。

通告してあります、それに従ってやっていきたいと思いますが、73ページ、敬老会のあり方であります。

敬老会は、今町内、美浜緑苑も含めて18区あると思うんですけども、敬老会のあり方はそれぞれの区でやっているのか、学区でやっているのか、その辺がわかりませんが、きちんと2,865人の高齢者が、本当に長寿を敬ってあげている、そういう事業になっているかどうか確認したいと思います。

2点目です。高齢者就業機会確保事業費等補助金、これはシルバー人材センターへの補助金だと思います。

私は、本当にシルバー人材センターを応援したいとは思っているんですけども、考え方として一言だけお聞きしたいと思います。

考え方として、一応シルバー人材センターも営利を追求する団体の一つではないかなと思うんです。そういった団体に、町行政として人件費等の補助をすると質問の際に答弁をしましたが、人件費の補助をするというその考え方をお聞きしたいと思います。

75ページ、扶助費の精神障害者医療助成費です。これは、精神障害者に対して、精神病についてだけ助成しているものです。22年度は覚えがありませんが、23年度そういった精神病だけじゃなくて、ほかの病気も助成してほしいという陳情があったと思うんですけども、患者さんから。この22年度、そういった精神障害者の方の他の病気への助成について検討をしたかどうか、お聞きしたいと思います。ぜひしてほしいという毎回要請がある

と思うんですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、77ページ、子ども手当であります。

民主党政権において、マニフェストによるそういった政策なんですけれども、市町村の出費があるとかないとかいろいろ言われましたが、その辺で、この子ども手当についてお聞きしたいと思います。

衛生で87ページであります。公共下水と合併処理浄化槽について。公共下水については、何か公共下水見直しの検討委員会が立ち上がっていると聞きしているんですが、合併処理浄化槽も、行政の推進方は、本当に私は敬意を表しています。本当に一生懸命やっていると聞いています。担当の職員も。それで、合併処理浄化槽と公共下水は、流れる水が20ppmでしたかね。同じだということで、公共下水は多額のお金がかかるということで合併処理浄化槽を推進してきたと、考え方ではそうだと思うんですけれども、今回は、そういう考え方できたと思うんですけれども、公共下水の検討委員会が立ち上がっているということは、そうではないのかという思いがあるもんですから、その辺で考え方を聞きしたいと思います。

それから、同じ87ページの不法投棄等対策指導委託料についてであります。

これは、主要施策をちゃんと見ておりますが、緊急雇用の予算を使っていると思うんですけれども、その辺で公募して、した方々に委託をしているのか、シルバー人材センターなのか、その辺がちょっと私も確信が持てないもんですから、よく聞いていない、勉強不足だということですが、ぜひ実績と現状をお聞きしたいと思います。

それから、75ページの民生の中の町障害者福祉手当についてで、これは毎回私はお聞きしていると思うんですけれども、他の市町のように5級、6級まで手当を出すという検討をされたかどうか。それから、保育所については、各保育所七つあるんですかね。自主的に使えるというのが消耗品費だと思うんですけれども、子供を育てる施設の中で702万5,520円ですか、消耗品費が。これは少なくないでしょうか、なかったでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

通告していないものがありますので、申しわけないです。

87ページの住宅用太陽光発電システムについては、これは私の聞き間違いならごめんなさい。37件要望があったけれども、減っているということですか、実施は。それについて啓発事業を十分したかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。お願いします。

企画部長（初山博資君）

まず、1点目のリニアの効果がこの地区にという、こういった効果があるかというような話ですが、当然リニアモーターカーが名古屋まで開通すれば、東京との時間距離が縮まってまいります。そういった中で、人の流れが活発になり、ますます名古屋に人の集まる場面が多くなるかと考えられます。そういった人の流れが活発になってくれば、名古屋地区の景気も上向きまして、ひいては美浜町のそういった通勤圏でございますので、雇用の場も広がるという、そういった利点があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

それでは、たくさんいただいておりますので、漏らしましたらまた御指摘をいただきたいと思いますが、まず1点目の敬老会のあり方ということで、2,865名に対して十分に敬うことができたかということだと思っておりますけれども、御承知のように婦人会さんがなくなって、21年度から方式が変わりまして、今現在23年度に至っておりますわけですが、22年度につきましては、主要施策の方にも記入させていただいたとおり、9地区で実施をさ

せていただいております。私どもは、当然今年度も22年度に増して、全地区でやっていただけるように努力いたしまして、今年度は少しふえたというふうに思っておるわけですが、これで満足するわけではなくて、全町で数字は変わりますけれども、2,865名すべての対象者の方が御満足いただけるように鋭意努力していくつもりでございますので、また御支援をよろしくお願ひしたいと。

それから、二つ目ですけれども、高齢者就業機会確保事業費等補助金、御指摘のとおりシルバー人材センターの関係でございます。

シルバー人材センターにつきましても人件費ということで、議案説明会でも一言説明させていただきましたけれども、シルバー人材センターにつきましては、各市町村の必置要件でございます。これをなくするわけにはいきませんので、かかる人件費は町の方でお出する、これは当然のことだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3点目、75ページの扶助費、精神障害者医療助成費、この関係で精神障害にかかわらず、いろんな障害があるわけでございます。そういった他の病気に対しても助成することを検討したのかという御質問だったかと思ひますけれども、私は議員御承知が知りませんが、この4月からですので、この22年度の決算に対してどうだという話は、ちょっとお答えづらいなど。ただ、私どもこういった場でいろいろと御指摘いただいたものについては、十分検討しておりますのでまず間違いないだろうと。検討したというふうには思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、4点目の子ども手当の関係でございます。

市町村の出費はどうだと。国費全額じゃないのかということら辺でございますけれども、子ども手当につきましては、町持ち出し分がござひます。どういうふうにお答えするといいかちょっとわかりませんが、持ち出す割合が違っておりますので、ちょっと私が持っているデータで見ますと、被用者の子ども手当、社会保険等の加入の関係ですけれども、これが町が13分の1、それから国民健康保険加入の関係、非被用者の関係ですけれども39分の10、それから被用者の小学校終了前特例給付子ども手当の関係ですけれども39分の5、それから非被用者小学校終了前特例給付子ども手当の関係が39分の5、これが町の持ち出しというふうになっております。

それから、通告にはないというのか、障害者手当の関係で、5級、6級の方に手当を支給することを考えたかという御質問があったかと思ひますが、先ほどと同じですみません。まず、検討したというふうには私に考えております。

それから、6番目の保育所費の関係で、消耗品費、唯一の配分額が少ないじゃないかという御指摘でございますが、私、もうじき半年になりますけれども、これが少ないよと、もっとくれという先生方からのお話しござひませんので、特段、22年度におきましてもそういったことはなかつたろうというふうには考えております。以上でございます。

経済環境部長（久野元嗣君）

公共下水と合併処理浄化槽の関係での御質問でございますが、議員そう言っていましたように、BOD排出基準につきましては一致しておりますので、20ppmの関係で、そういうことの中で処理能力については機能上問題ないということの中で進めさせていただいております。

それから、不法投棄の関係でございます。ここにつきましては、議員が言われましたように、緊急雇用がまず大前提にありますので、職を失っておる人がいかに雇用するかが、まず前段にありますので、そういう通常働いておる人を雇うということではありませんので、失業保険に該当する、半田にあります職安の方に申し出ていただいております方を民間の方が民間業者が入れまして、それを緊急雇用で雇って、今回のこの業務の任にその人を充

ていただいたという流れの中で進んでおりますので、よろしくお願いいたします。

太陽光につきましては、37件申請がございまして、交付させていただきました。これにつきましては、平成17年が7、19年が6、21年が16とした中での37件でございますので、相当伸びてきておりますので、そういう中で対応させていただきまして、今回23年度の補正につきましても、申し込みが多いという中での追加をさせていただいておる中でございますので、皆さんこういうものにきちんと目を向けていただいておりますというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

次に進みますか。ちょっと休憩をとりたいもんで。

〔「立つと1回になるので言えないのだけれども、皆さん、各部長さんに見解をお聞きしますと言ったでしょう、委託料について」と呼ぶ者あり〕

総務部長（石川達男君）

各部長という話ですけれども、まず22年度の委託料の決算の関係で、大まかな全体的な話をまずさせていただきますと思います。

21年度と比較しまして、委託費の関係が増額となったのが127件で、1億907万6,000円プラスになりました。一方、事業等が終わって、減額等がなりましたのが108件、5,536万7,000円の減額になって、その差額、同額が142件あったんですけれども、合計としまして、今増減合わせまして377件のプラスの5,370万9,000円という委託料の21年と22年度の比較がございました。

これは、当然各部の事業に伴って終わったものは減額になりますし、新たなものがふえてくるわけですけれども、特にその中で金銭的なものも踏まえて申しますと、先ほど御質問の中にもありましたけれども、全地域の汚水適正処理構想の見直しの業務の委託、こういったものが440万ばかりございました。また、総合公園の関係、今行っておりますけれども、遊歩道の測量設計業務の方が660、あるいは総合公園の整備計画の発掘調査の委託、これが金額が多くて1,700万ばかりあります。そういったそれぞれ各部いろいろ出てくるんですけれども、新たな事業を受けての関係で出てきておりますので、減額のものがあり、増額のものもありという中で5,300万、たまたま21年度と比較してふえたということで御理解をお願いできればと思います。以上です。

議長（丸田博雅君）

今、総務部長が総括で行いました。もし、細かい点を聞かれるようでしたら、具体的にひとつまたお尋ねください。

休憩をとりたいと思います。

それでは、ここで休憩をいたします。再開を10時40分にいたします。15分間休憩をします。よろしくお願いいたします。

〔午前10時25分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の1款から4款までについて、引き続き質疑。鈴木君。

6番（鈴木美代子君）

先ほど質問したんですけれども、委託料についてです。

各部長さんにお聞きしたいと思うんですけれども、委託料については、やれるものは職員自身でやるというの

が基本的な姿勢ではないか、私はそう思います。先ほど多少ふえただけみたいな、ふえた減ったというよりも、やはり委託料は、自分で仕事をやらなければわからん部分もあるかなと思って、今回、決算でもらった中にも総務費の国勢調査のところで、自分でやったから使わなかったよと、委託料を。そういうのを見つけまして、職員も仕事は大変だと思うけれども、自分で一定のものをやらなければ、何でもやれるという行政マンにはなれないのかなあと私は思うものですから、その考え方について、総務部長だけじゃなくて、ほかの部長にも答えていただきたいと思います。

もう一つは、敬老会のあり方ですけれども、18区ありますけれども、それぞれの区でちゃんと敬老会をやったのか、それとも記念品を配っただけなのか。例えば22年度は、やっていないところを私も知っているんですけども、ぜひ高齢者には、せっかくの敬老の日もあるもんだから、長生きしてよかったねと言ってやれるようにになりたいということでお聞きしました。もう一回実態を教えてください。

それから、精神障害者の医療助成費です。これは、言ったのは部長さんにはちょっとわからなかったみたいなんですけど、精神障害者は、例えば精神上の病気に関しては今助成が出ています、ありがたいとは思いますが。ただ、精神障害者の方が、肺炎をやったとか、何かやったとか、そっちの病気の方も、ほとんど働いていないものですから、精神障害者の人は、多少、年金をもらっている人もいますけど、それだけでは本当にやっていくのが大変なもんだから、そういった助成についてお願いをしています。患者さんの団体でも、今ね。この9月議会でも患者さんから来ていると思うんですけども、そういった助成について検討をしたかという話なんです。さっき通じなかったもんだから、もう一回話を、検討したとって本当に検討したのか、ちょっとわからなかったもんですから。

それからもう一つは、公共下水については、私が言ったのは公共下水と合併処理浄化槽については、本当に合併処理浄化槽を一生懸命推進している姿は、私も敬意を表しています。よく頑張っていると思います。ただ、この公共下水は、そういった汚水というのか流す水が20ppmで、公共下水も合併処理浄化槽も本当に同じだから、公共下水はお金がたくさん要るから合併処理浄化槽を推進しようという考え方だと思っていましたが、公共下水を検討するという委員会を立ち上げたとお聞きしたもんですから、この考え方が変わったのかなということをお聞きしました、先ほど。お答えください。

それから、保育所の消耗品ですけれども、7園で700万ということで、保育園が自発的に、自主的に子供たちにこういうものをしてやりたいわという、そういう発想で買えるお金の額かなということ、家田部長さんは、僕が来てから全然ないですよという話ですけれども、よく私たちも保育園を訪問すると、やりくりが大変なんですという話を聞くもんですから、その辺できちっと保育園に実態を調査してほしいと、したのかなということです。以上です。

議長（丸田博雅君）

公共下水につきましては、これ土木の方に関連してくると思いますので、今回の場合は合併処理浄化槽の方でお願いしたいと思います。

最初、鈴木君の質問の中に、委託料の考え方について各部というお話でしたね。統括で、先ほど総務部長の方からお話をいただきました。具体的に各部がどういった件でということが質問されないと、なかなかちょっと返答が難しいかなというふうに思いますが、いかがですか。

〔「各部長がどんな考え方でやってるのか聞きたい」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

じゃあ、統括的には先ほど総務部長が言いました。先ほど言いましたように、話せる程度で結構ですので、総

務部長。

総務部長（石川達男君）

それじゃあ、私、総務部長からお話をさせていただきます。

先ほど、質問の中で税務の関係の、いわゆる委託の関係がその一部として出されました。先ほどちょっと御説明を詳しく説明させていただきましたけれども、基本的には、もちろんだの部長も自分のところまでできるものについてはできるだけやると。財政的にも厳しいです。そういった中で、やはり委託に頼らざるを得ない新しい事業のものだとか、そういった保守のものだとか、いろんな委託の関係、こういったものにつきましては委託の方でお願いをしておるといった基本的な考え方は、多分どの部長も一緒だというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

今、総括して総務部長の方から答えていただきましたので、よろしくお願いいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

それでは、敬老会の実態についての御質問でございます。

22年度につきましては、鈴木議員御指摘のとおり、9地区で開催をしていただきました。その中身というのか、どこがやったかというお話ですか。御承知のように、区は18区ございまして、学区でやられたところ、あるいは各区でやられたところもあるわけですが、私が今記憶していますのは、東部地区では河和区さん以外が実施されたというふうに思っております。それから、西の方では、緑苑さんと上野間区というふうで計9。逆に、野間学区さんは5区ありますね。それから奥田学区さん3区と、河和区さんが去年実施されていないというふうで記憶しております。

先ほども1人当たり1,500円の補助をさせていただいたという中で、それぞれのやり方でもって敬老者を敬ってもらおうという気持ちを込めて実施していただいたかなあというふうで、実施していただいた区さんからアンケートをとりました結果、非常に喜んでいただけたという回答をいただいておりますので、よかったなあというふうに思っております。

先ほど山本議員の質問にもありましたように、町からの記念品、町長の心を込めたメッセージも添えてお配りしておることもつけ加えさせていただきましたが、そういったことで実施させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それから、精神障害者の件、私がちょっと不勉強で認識不足で御迷惑をおかけしました。この精神障害者については、このとおり手当の方で出させていただいているんですけど、それ以外の部分につきまして検討したかどうかというお話ですが、そこら辺について保険課長の方からちょっとお答えしますので、よろしくお願いいたします。

保険課長（岩瀬知平君）

精神障害者の方の医療制度でございますけど、現在は、通院の場合は自立支援法に基づく疾患の場合、通院全額ということで出させていただいております。あと入院の場合は精神疾患のみということでやらせていただいております。

それで、御家族の方々からの御要望ですけど、何年前に聞いたことはありますけど、直接私どもの方には届いてはいないんですけど、そういうお声があるということは承知しております。

現在の考え方としては、町単独の事業でもありますので、まだ今の段階では町民全体の合意形成がなされているというふうには考えておりませんので、いましばらくといたしますが、もう町民全体に精神障害者の方の医療費

も助成すべきだというようなお声ももっと盛り上がってくれば、その時点でまた考えさせていただきますけど、現段階では考えておりませんので、よろしく願いいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

それから、保育所の消耗品の関係でございます。7園700万という御指摘の中で、700万は少ないよというようなお声をお聞きしてみえるということでございます。

当然、予算を組む段階では、各園からの要望等を吸い上げた中で予算要求、これは当然のことだと思っております。22年度もしかりだと思っております。そういった意味で、町全体を眺めたときに、保育園だけがそういう思いをしておるかという、そうじゃないというふうに思っておりますので、今後もそういったことを頭に置いた中で、町のバランスをとりながら要求していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

先ほど答えていただいたのに、ちょっとあまり聞こえが悪かったもんですからもう一回聞かないかなあと忘れてしまって、不法投棄等対策指導委託料は、これは民間業者に、失業保険をもらっている人ですかね。職についていない人を対象にこの緊急雇用がそうだから、民間業者と申されたと思います。民間業者というのは、具体的にはどういうところかなあと。

経済環境部長（久野元嗣君）

先ほど申しましたように、緊急雇用でございますので、職についていない方をいかに就労できる形にするかということがまず大前提であります。ですから、新たに就労についておる、今までですと、わかりやすく言うと、どこかに働いておる人だとか、シルバーに行っておる人だとか、ある程度そういう収入の安定的にある人は対象じゃございませんので、ですから失業だとか、働きたいということで職安や何か行っている人を新たに初めて雇用するときにこの制度が適用になるということでございますので、そういう条件をつけた中でやっていただくという中で、依頼をした中で、美浜町の中にある町内にある業者の方が新たにその2人の雇用をするという条件で対応していただきましたので、そちらの民間業者の方にその委託を出したと、こういうことでございます。

議長（丸田博雅君）

いいですか。以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。千賀荘之助君。

4番（千賀荘之助君）

事前説明会を2日間丁寧にさせていただきました。私は、所属の委員会が別といいましょうか、違っておりますので、その委員会で聞けないことにつきましてお尋ねをいたします。

6款3目の農業振興費、19節負担金の省エネルギー化推進産地整備事業補助金とありますが、これの内容等についてお知らせください。お願いいたします。

経済環境部長（久野元嗣君）

省エネルギー化推進産地整備事業補助金でございます。

ここにつきましては、近年ハウスマシンの農業者の方が大変苦しい状況下にある中で、その少しでもエネルギー対策といたしましてどうするかということで、ハウスマシン部会の方に重油燃料対策といたしまして、この制度の事業を実施させていただきました。これにつきましては、県の補助が3分の1、町が6分の1ということでの補助の中で、この事業を実施させていただいておるものでございますので、よろしく願いいたします。

4番（千賀荘之助君）

ありがとうございました。

それで、きょうは、いわゆる担当外のことは言いませんが、大きい意味で言いまして、私が今回一般質問で提案させていただきまして、ああいった事柄につきまして、企画部と農水環境課ですか、しっかりと対応していただくことをお願いいたしまして終わります。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

ほか、ありますか。鈴木君。

6番（鈴木美代子君）

93ページの農地・水・環境保全向上対策のための委託料と負担金。委託料が13節に上がっていて、19節には負担金も出ていると思いますけれども、結構額が大きいんですけれども、この実績、実態というか、22年度の、お答えください。目的もお答えください。額はすばらしく多いものですから、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、商工費の食と健康の館の中で、物産品の販売と、それから予算書の雑入の中の販売の額が、結構違うんですから何かあったのかなと思って、その予算と決算の違いをお答えください。

それから、107ページの民間木造住宅耐震改修費です。

これは、多分60万掛ける8軒だと思えますけれども、この啓発事業はどのようにやってきたか。多分、もっと無料のそういう耐震診断をおいてから、改修の段になってなかなかできないだろうと思えますけれども、啓発事業についてお答えください。

それから、行ったり来たりして申しわけないんですが、例えば5款の労働費の中で勤労者住宅資金融資2,726万円、これ融資の基準だとか、いろいろあるんでしょうか。何人分なのか、よくわかりませんがお答えください。

それから、89ページの知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金192万から、その下に例えば4事業あると思えますけれども、町民のかかわりがよくわからないものですから、町民がどういう形でかかわったのか、お答えください。

それから、土木について、最後に先ほどの合併処理浄化槽について、私は合併処理浄化槽についてはよく頑張っていると思えますけれども、考え方について、公共下水事業はもうやらないのかなと思ったんですけれども、最近、その公共下水検討委員会が立ち上がったということで、町の考え方が変わったのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、町営住宅についてであります。

河和の住宅、国道沿いの古い住宅、築何年になるかちょっとわかりませんが、改修の検討はどこまで進めたのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

経済環境部長（久野元嗣君）

聞かれた順番でないですが、よろしくお願いたします。

まず、労働費のところでございます。知多地区勤労者福祉サービスの関係での御質問があったかに思います。

これにつきましては、5市5町で働く中小企業に勤務する従業員の方を対象に支援するものでございます。ここにつきましては、美浜町内で642名の方が加入をさせていただいて、これの事業内容といたしましては、人間ドックだとか余暇活動の充実、それから融資制度のあっせんだとか、いろんな潮干狩りだとか簡易保養施設の利用の助成だとか、そういうことを実施させていただいております。

それから、勤労者住宅融資制度のことでのお話があったかと思えます。

ここにつきましては、平成23年3月末での借り入れにつきましては16件の方の申し込みがございます。近年に

については、なかなか新たな申し込みはございませんが、その貸付制度につきましては、市場金利との関係もございますので、今なかなか借り手がないのが状況で、昔借りた方がだんだん減ってきて、今現在16名になっておるといふことでございます。

それから、農地・水・環境の関係があったかと思ひます。13節の委託料のところの、93ページのところの農地・水・環境保全対策の委託料と、それから農地・水・環境保全向上対策の負担金のことでのお伺ひがあったかと思ひます。

まず委託料の関係でございます。ここににつきましては、農地・水・農村環境対策事業に取り組む組織に對しまして、日々活動していく上での問題や、書類を作成するための支援を行っていくものでございまして、そのための委託先といたしましては、県の土地改良連合会の方にお願ひするものでございます。

この事業につきましては、23年度事業ということと終わりということになってございまして、よろしくお願ひいたします。

それから、農地・水・環境保全向上対策の負担金でございます。

ここににつきましては、地元の方たちが草刈りだとか水路清掃をやっていただいております。農地の保全のための水路や道路、パイプライン等の農業施設の延命を図るために地域住民が一体となつて、環境の美化事業に実施していただいておりますので、それに対する負担金でございます。それを計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、食と健康の館のことでのお話があったかと思ひます。

この話がちょっとよくわかりませんでした。需用費のところの予算と決算が少ないと、こういう解釈でよろしかったですか。

〔「22年度、食と健康の館の販売収入の予算が158万あって、決算になると九十何万になるものだから、変わったのかなあと思つて」と呼ぶ者あり〕

商工観光課長（永田哲弥君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

この雑入におきましては、当初百数万で予算の方を措置させていただきました。その中には、美浜の特産品、みはまっこだとか、御存じのアサリ等の代金をこちらで収入として受け入れようということと予算措置をいたしました。決算では91万2,802円になっておりますが、これは一番大きな影響はアサリの売り上げでございます。御存じだと思ひますが、アサリの方が非常にいろいろなことがございまして、とれなかったというようなことで、営業期間を短くさせていただいております。4・5月の2ヵ月ということと、本来であれば8月31日まで行つてますが、営業期間も短くしたということと減っております。以上でございます。

建設部長（片岡 勝君）

107ページの民間木造住宅耐震改修費の中のたしか啓発方法とお聞きしておりますけど、広報、ホームページ等はもちろんのことでありますが、21年度より町を六つのブロックに分けて、建築防災勉強会を実施した中で、耐震住宅の所有者個々に通知を出させていただいて、勉強会への参加の呼びかけ。それから、そのとき21年度は野間と上野間学区ですか、それで昨年度は布土と河和学区を実施し、今年度参考までに河和南部と奥田学区を予定しております。その中で、耐震化の詳細を説明して、一人でも多くの方が診断並びに改修が図れるように持っていきたいと、こんなふうにお願ひしております。

次に111ページですか、町営住宅の関係の改修の検討ということとでございますが、1号棟から6号棟につきましては、外壁補修並びに屋上の防水工事は22年度で完成しております。福祉対応改善工事も、今年度、7、8を

もって1号棟から8号棟まではすべて完了いたします。

それから、国道沿いの住宅については築何年かということということでございますが、昭和41年から昭和46年に建設しております、AからFまでの棟につきましてのA、B棟については、築45年が経過となっております。そうした中で、住宅については老朽化が進んでおりますし、適正な維持管理が非常に困難となってくる状況が今見られますので、退去後は空き屋として将来用途廃止をして、取り壊しの方向に向かっていくのかなというようなことも思っております。

ちょっと決算外のような気がしますが、答えよということでもありますなら、公共下水道につきましては、今後の町のまちづくりをしていく中で、これを視野に入れた中で、公共下水道の整備というのは、もう重要課題の一つと考えてとらえております。そうした中で、先ほど議員がおっしゃっておられます、うちの方も検討委員会ができております。そうした面で、まちづくりの最重要課題として今検討を進めて、どんなようなことが考えられるか、問題点も引き合わせた中で検討を進めてまいりたいと思います。

議長（丸田博雅君）

ほか、ありますか。山本辰見君。

5番（山本辰見君）

あらかじめ少し資料を出させていただいていますので、順番に、幾つかは飛ばすところもあるかと思っておりますけれども、1点目は、7款になるのかな、93ページのところでございますけれども、せせらぎ水路のつけかえ工事というのが、22年度に最終的に終わったかと思うわけですが、済んだことなんで今さらということがあろうかと思っておりますけど、本当にこの取り組んでいる最中に、いろんな意見とか疑問があって、結果的には私はやっぱり余分に経費をかけた。議案説明のときに1,000万ぐらい余分にかかったということですが、地元区とか工区の関係者からの要望でということですが、いわゆるなぜそういう形に至ったのかというのが、これは本当に私は町の予算としても使ったわけですから反省するところがあるかと思っておりますので、もう少し事情を説明していただきたいと思っております。

次は、95ページの水産振興費の交付金、ここで不用額のところにもあります500万、不用額では501万になっておりますけれども、そっくり不用額となったわけですが、ほかの件でも指摘したように、実は私たち22年度の予算を組んだときに、これははっきり言いますと気がつきませんでした。当然、関係者と話がついて、新しい事業をやるんだなということだと思っていました。それで、説明の中にありましたように、特定の事業を想定したものではないということはあったわけですが、じゃあそれは何をその関係者の方は要望してあったのか、そこのコンタクトはどうなっておったのかと。不用額のところの説明には、漁場活性化総合対策事業の交付金として予算化したと。しかし、交付主体の申請がなかったからこれは不用額となったと。ここだけ読むと、予算はつけたんだけど、使う方から申請もなかったということですが、申請をできないような状況はなかったのかと。そのことが、いわゆる何が食い違っていたのか全然見えてきませんので、もう一度説明をいただきたいと思っております。

それから、同じく水産業費の中の漁業振興策として、アサリの稚貝放流育成事業を展開しておると思っております。22年度は300万ずつを野間漁協と美浜町漁協に出しているわけですが、これの効果とか成果をどう評価しているのか。本当に稚貝の放流だけ預けて、町の方はどういう検討なり、関係者と一緒に対策に取り組んできたのか、取り組みの状況を教えていただきたいと思っております。

107ページの柿谷の土地区画整理事業補助金、22年度ですと158万利用しているわけです。23年度分はまだありますけれども、いわゆる事業としては、保留地は完売しているわけですから、この補助金はもう終了していく方

向だとは思いますが、その状況と、区画整理組合というのか、今はどういう正確な名前がちょっとわかりかねますけど、もし解散するとしたら、何が大きな課題があって、町に対する影響力というのか、町はどのような影響をこうむるのか、その辺を説明いただきたいと思います。

10款の中の、総合公園発掘調査1,785万円を決算していますけれども、議案説明の中では23年度に終わった時点で報告書ということですが、私はこれだけの予算を使って、22年度はどこまで発掘調査があって、中間報告があってしかるべきだと思いますけれども、そこはつかんでみえるのか。それから、どういう評価をしているのかをお願いしたいと思います。

それからもう1点、同じく公園管理費の中に総合公園遊歩道調査設計委託料660万何がしあるわけですが、本体工事の年次計画はどういうふうになって、全体の事業規模はどんなことに発展していくのか。それから、いわゆる青写真というのか、それを町民にどういう格好で提示していくのか、お尋ねしたいと思います。

それから、もう1点、先ほどの質問とちょっとダブリます。道路用地購入費とか、あるいは道路後退用地の測量登記の決算もあるかと思いますが、当然、一般質問の中にもありました。新しく新規の住宅が控えるのは当然わかりますけれども、これまで忘れていて、せっかく後退して道路として使ってもらっているけれども、もしかしたら個人が固定資産税、都市計画税を払っているところがないのか、調査したら件数はわからないということですが、いわゆる泣き寝入りしているところはないんだろうかというのがすごく心配があって、実際には、ここでは議論するつもりはありませんけど、1件相談を受けたところは、もう何年も、もしかしたら固定資産税を多分自分のところが払っているんじゃないかというところが具体的にありました。相談を受けてから1年たってもまだ解決していないところがありますから、そういうところが私たちの中で、知らないところで本人もひょっとして気がつかないところがないんだろうかという心配があります。

それから、先ほど同僚議員からも出ました町営住宅の件で、住生活基本設計の中の先ほど低層の2階建ての住宅は、できることなら空き屋をお待ちして廃止をしていきたいということですが、西部地域への展開みたいなものは、この22年度でも検討されたのか、将来的にどういう位置づけになるのか、お尋ねしたいと思います。

以上でございます。

経済環境部長（久野元嗣君）

まず1点目の、93ページで22年度に行われたせせらぎ水路の関係でございます。ここについてのどういうふうな経過だという話でございますが、議員が言われますように、そのつけかえにつきましては1,000万の追加での支出をさせていただきました。ここについての工区の持ち出しはございません。これに関連しました県の補助金は300万くらいだということは、前回お話しさせていただいたとおりでございます。

なお、どうしてこういうふうになったかということでございますが、この事業につきましては、以前から御説明させていただいておりますが、県が事業主体で実施しますので、県が法に基づいて対応できる整備計画をさせていただきまして、地元の意見も聞きながら対応させていただきました。この計画につきましては地域も見ていただきまして、奥田ほ場整備でございますので、その工区の方たちにもこの事業計画と内容を見ていただきまして、実施をさせていただいております。そこで進んできた段階で、実際に工事が進んできて完了したときの進みぐあいの中で目にした部分と、図上で目にした部分での気持ちというのか、現場での思いの違いはあったのかなあというふうに思っております。そういう中で、せせらぎ水路の位置のつけかえの話が発生してまいりましたので、それに伴って関連する変更に対する必要な部局とも話をさせていただいた中で変更させていただきましたので、こういうふうになり、1,000万の増の経費になって、300万の補助ですけど、地元負担はなしで進めさせていただいたという流れであったかというふうに思っております。

それから、水産業の振興費の500万でございます。

これにつきましては、確かに議員が言われますように、要望してなくなったわけではありますが、ここにつきましては、予算をとる段階では、いろんな漁業振興に当たっての町の思いだとか、将来どうするだとか、補助要望も踏まえまして、事業があるかどうかということに関係機関と詰めております。その中に野間漁協もありまして、漁業振興のための事業を、ことし、来年度やるかどうかという当初予算の位置づけの中では話してきた中で、いろんな事業で進行していきたいという話で来ましたが、その中で、町では振興に使うって頑張っていたために500万の予算措置をさせていただいたわけではございますが、今現在、それに当たっては、御存じのようにアサリの激減状況、ノリの生産の低迷の中で、町といたしましても漁協を一生懸命後押しできないかなあという中で考えた施策ではございました。そういう中で進めてきたわけではございますが、もう少し煮詰める段階での工夫は、今となってはあったのかなあというふうに思っておりますが、そういう低迷の中で、その振興を交付金として補って事業をしていただければありがたいなと思っておりますが、その交付金の組み方の段階で進めてきたつもりではございましたが、ちょっと連絡の違いもあって、町の思いと漁協の必要とするものが合わなかったのかなあというふうに思っております。それに伴って申請がございませんでしたので、支出はできなかったということでございます。

それから、アサリの稚貝放流の事業でございます。これにつきましては、野間漁協と美浜町漁協の方にアサリを放流させていただいております。これにつきましては、実績はどうかということでございます。これにつきましては、ちょっと通常のふやすのとはわけが違っていて、ふやしてまたそれを潮干狩りでとっちゃうもんですから、いつかふえるのは間違いはないんですが、じゃあ入れただけがそれ以上残るかということでもないの、この辺がちょっと難しいんですが、その還元は観光業者に来た方が持って行っていただけて、苦情が少なかったり喜んでいただければ、それが成果かなあというふうに考えております。

それから、そういう中で、参考ではございますが、今の段階でもアサリ、今回8月いっぱいまで西の方は終わったわけではございますが、例年になくよく残っておったなあということを聞きますと、成果があらわれておったんだろうというふうに町といたしましては理解しておりますので、よろしく申し上げます。

建設部長（片岡 勝君）

107ページの柿谷の土地区画整理事業の補助金についてでございますが、この24年度以降、今後の見通しはということでございますが、今、組合の方からも確認をしておりますが、スケジュールといたしましては、平成25年度末の事業完了を目指すというようなことを聞いております。

今後の内容でございますが、換地事務、保留地の登記事務、解散認可申請業務、そういった作成に年次を費やすのかなあというふうに思っております。

また、解散をとということですが、解散に向けては、これは当然愛知県知事の認可が必要でございますので、くどいようですが、解散に要する手続といたしましては、工事や換地処分、登記、公共施設権利等のすべてが終わった中で解散に向けるというふうに聞いておりますので、25年度の解散というか、事業完了をめどにしております。

それから、次が総合公園の発掘調査の中間報告をということでございますが、発掘調査につきましては、公園内の遊歩道整備に伴い文化遺産の保護制度があるために、吉田池南側付近にあります、吉田の2カ所の古窯群の埋蔵文化財発掘調査を、工事着手前に実施する必要があるために実施したものでございます。これにつきましては、県の緊急雇用創出事業基金を活用して実施したものでございます。その中間報告といたしまして、2分布に分かれた古窯群がありまして、それぞれ3基ずつ、計6基の窯が確認できました。

この最終報告ということでございますが、それにつきましては運動しますので、今年度委託料をとっております。今年度の委託内容につきましては、出土品の整理精査、あわせて最終結果、県への報告書の作成が主な業務となっておりますので、最終結果は23年度業務を見た中で報告させていただくということが妥当だと思っております。

それから、109ページの総合公園遊歩道測量設計調査委託料でございますが、公園としての機能を上げ、町民の方に一層親しまれるような公園目的を持った遊歩道整備でございます。通称、万葉の森の吉田池下池の堤体にかけて遊歩道の基本構想設計、並びに地質調査、測量設計、そういった構想に伴う業務を実施させていただいたものでございます。

中間報告をということでございますが、これにつきましてもいろいろスケジュールがございまして、今年度業務が一応修正を伴う設計を含めた県への認可事業の設計書の作成を行い、それから今のスタンスでございますが、24年度に基本設計と、最終25年度に実施詳細設計、実際の工事着手を26年度をめどに今進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

地元にはということでございますが、昨年と本年度に向けて、地元区長さん初め構想内容を説明させていただいております。あわせて今後の地元住民さんへの報告、あるいは調整の打ち合わせの場所はということで、その辺をうちの方も確認したところ、区長さんの方で、ある程度関係者への周知と、あるいはまた報告会を設けるときの設定については、区の方から町の方へ申し出ていくという中で進めていきたいというようなことも聞いておりますので、最終的には、来年度の実施の基本設計ができれば、ほぼ修正、もちろん地元の意見等もお聞きいたしますが、ある程度うちの方でまとめた構想を持っていくということで進めておりますので、よろしく願いいたします。

それから、103ページの道路用地の購入費でございますが、後退用地、ちょっと一部山本議員の言われる内容についてはわからん部分がございますが、いずれにしても道路後退用地については、できるだけ早く対応できるように努めております。それを大前提にお話しさせていただきますが、今、相談を受けてみえるその1件の方ということでございますが、これにつきましても速やかに対応させていただきたいと。自分が知らなんだとか、そういうことおったのか、その辺のことはちょっと把握しておりませんが、道路内民地ということで発覚すれば、うちの方、その都度対応させていただいておるのが現状でございますので、よろしく願いしたいと思します。

何件ぐらいという話がございましたので、わかる14年度以降でございますが、道路内民地の減免の措置の方は17件実施しておるのが実績でございます。

それから、最後に111ページの住生活基本計画でございますが、西部地域の町営住宅についての見通しはということで御質問があったと思いますが、西部地域の町営住宅の見通しについては、今年度、住生活基本計画推進事業業務の中で現在西部地区内での建設候補地、それから建設戸数等の調査を行ってまいりますので、その節には、また御報告ができるような状況になればいいかと、こんなふうに思っております。

5番（山本辰見君）

先ほどの水産振興費の中の500万の件ですけれども、なかなか見えてこなかったのは、実は22年度になってから漁協さんらとか何かのお話を聞くときに、町の方はトータルで総合的ということですから総合的には違いないわけですけど、具体的にこういう事業にぜひ使ってほしいだとかということは提示されたのか。それから、逆に関係者の方からは、名前は別にしても、こういう事業としてぜひ予算をつけてほしいというのが具体的にあって、そこが折り合いがつかなくなったのか、その辺ではどうでしょうか。といいますのは、当然予算をつけた段階で、前

の環境部長さんが、予算がついたよと説明に行ったんだけど、そのときに当事者の方から何に使うんだいということで出ていたようなことも聞きました。具体的にどういう実際にこういう事業に使ってほしいだとかいうのは、どこまで話が出たんですか。

柿谷の件が25年度まで、まだ2年間かかるということですがけれども、24年度、25年度、当然もう完売したというわけですから、換地の問題ももっと早く進まないのかなという気がするわけですがけれども、いかがでしょうか。

2点だけお願いします。

経済環境部長（久野元嗣君）

95ページにあります水産業振興費の交付金の500万円のことでございますが、今議員が言われますように、事業を決めてこの交付金を設定したのか、その経緯が見えてこないという御質問だったと思います。

この件につきましては、補助金とか、そういう事業を明確にして、その事業の何分の1を補助するというものでは、交付金でございますので、御存じのように違います。先ほど、私ちょっと話させていただきましたが、アサリの放流をやっておるように、アサリが激減をしたり、ノリ養殖の生産が落ちてきたりという中で漁業の大変ということで、その漁協自体、漁業者自体をいかにバックアップできるかという中で、漁協としていかに事業を考えてそのものができるかという振興策としての総体的な枠の中で、こういうお金を用意してやりますので、何か考えていただいて事業を展開していただけないかということで話したつもりでおったと思っておりますが、その気持ちが多分説明が悪かったかということもあって伝わらなかったのかな、それで明解な事業対応にならなくて、申請がなかったのかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

建設部長（片岡 勝君）

事業の完成、完了に向けての早期解散ということでございますが、思うのは同じだと、私もそう思っておりますが、今、組合の方からスケジュール等々お聞きした中で、25年度末が第一目標だというふうに聞いておりますけど、当然、こういったこの組合の事業に関しては、会計検査も県の指導も受けておりますので、それより早い時期に解散ができれば私もいいなと、そんなふうに思います。

5番（山本辰見君）

さっき伝えればよかったんですけども、万葉の森の工事の件ですけども、24年、25年、26年度かけて、26年度に工事に着手する方向だということですけど、御回答いただけなかったんですけども、総事業費としてはどのぐらいの予算規模の工事になるものなのかなあとということがちょっと見えないものですから、お願いしたいと思います。

それと関連して、23年度に県の方に相談するということですが、25年度に実施設計が確定した段階が、いわゆる都市計画事業として認定されるということになるのか、いや、そうじゃないよということになるのか。いわゆる都市計画税が、どの段階でこれに事業に活用できるものなのか、お知らせいただきたいと思います。

建設部長（片岡 勝君）

あくまで今の計画の中でいきますと、26年度が実際の工事着手になるかと、こんなふうに思っております。その前年度の事業認可が不可欠でございますので、事業認可を今年度つくっておりますので進めたいと思います。

また、総事業費については、御報告させていただいておりますように、構想の段階から、今、認可設計に入っております。そうした中で、最終の概算金額につきましては、今年度大筋の金額をまとめたいと、こんなふうに思っております。今現在の段階では、見込みとしましては6億円を踏んでおります。以上です。

議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。千賀君。

4番（千賀荘之助君）

河川費の維持費の件なんですが、杉谷川で、この実績報告書の方で、除草工Aで面積が8,000平米と610平米、二つあるわけですが、これの仕分けではどのような形でこうなったんですか、お知らせください。

こういう計算式だと、面積からいくと誤解を招く場合がありますので、その中身の理由で結構でございます。
建設部長（片岡 勝君）

主要施策の135ページの杉谷川の上段の河川維持につきましては、これは準用河川の中の河床も含めた草刈りを8,000平米。これは一般入札による業者に発注での困難作業でございますので、施行させていただいたものでございます。

それから、下段の柿並区への草刈り委託といたしましては25万円、これは区の方へ委託業務としての発注をさせていただいております。

4番（千賀荘之助君）

申しわけありませんが、維持費の方で、委託じゃない方で御丁寧に杉谷川、除草工A8,000平米。それからその2として除草工A610平米とありますね。この金額の差でいきますとなぜかという、そういった形で指摘が出てくるかと思いますが、その辺のその内容的な説明をお願いいたします。でないと、またこれ誤解を招く要素があると思います。

建設部長（片岡 勝君）

河川維持の中の上段の8,000平米、197万4,000円につきましては、国道から上流に向かっての草刈り業務が主なものでございます。それから、下段の39万9,000円でございます。610平米でございますが、これは国道から下流、樋門に向けての草刈り等を実施したものでございます。

議長（丸田博雅君）

石田君。

3番（石田秀夫君）

1点だけ教えていただきたいと思います。

決算書のページ107、8款土木費、緑化推進費ですけれども、13節委託料、緑の基本計画作成業務委託ですけれども325万5,000円、計画書は何冊ぐらいつくられたんですかということです。

都市計画課長（斎藤 功君）

緑の基本計画につきましては、50冊印刷させていただきまして、議員各位にも配付させていただいております。よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

ないようですので、以上で5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありますか。鈴木君。

6番（鈴木美代子君）

117ページの私立高等学校授業料の補助金です。

これについては、山下町政の中で、行革の一環としてなくなったことがありますね。廃止になりました。それで、また復活して69名掛ける8,000円で、8,000円の減額になったんですが、これは執行する段階で、他の市町と

の差もあるもんですから、もとに戻す1万円に復活するという考え方はなかったでしょうか。他の市町は、1万円よりもっと多いと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

それから、117ページの適応指導教室用地借地料であります。133万4,800円ということですが、これは適応指導教室だけではなくて、シルバー人材センターもあの一角全部入ったお金ですよ。確認です。

それから、129ページの図書館についてでありますけど、これは多分図書館の本代は、この需用費の消耗品費に入っていると思うんですけれども、図書の購入費と何でしないのか、何でこの消耗品に入るのか、理由をお聞かせ願いたいと思います。

教育部長（神谷信行君）

それでは、ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、私立高等学校の授業料補助金の関係でございますが、確かに今議員が言われるように、21年度はゼロと、22年度でまた復活ということで補助金の方は1人当たり8,000円ということでつけさせていただいております。この関係につきましても、各市町によりましては1万円のところもございますし、1万5,000円のところもございますし、それぞれ市町によって相違があるわけでございますが、私どもの方につきましては、20年までは1万円ということで、また22年度復活したときには8,000円ということで2,000円の減でございますけれども、その中でやはり1万円に持っていか、8,000円に持っていかという議論もされておるかというふうに聞いております。そうした中で、とりあえず復活の場面の中で一回、利用者等の確認もしながら、8,000円ということで落ちつかせていただいたように聞いておりますが、今後におきましても、やはり先ほどそう言いましたように、他の市町とのバランスもございまして、ただそれだけではございませんが、そういった財政的な面等々いろいろ考慮した中で、今後23年度に向けては、またこういった補助金の金額につきまして検討していきたいというふうと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、適応指導教室の用地の借地料の関係でございますけれども、これにつきましては、一応あそこの施設全体を含んだ中で用地をお借りしております。そうした中で、前回説明もしていただきましたが、2,687平米という全体の中でお借りしております、シルバー等中には入っておりますが、シルバーにつきましては、またシルバーの方より施設の借り上げということで、月2,000円をお支払いいただいておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、あと図書館の関係で、図書の購入費が需用費の方になぜ入っておるかということでございますが、こちらにつきましても図書のみならず、またDVDのカセット等々、要は図書の教材的なものもこちらで購入させていただいております。そういったことで、一応需用費の中の消耗品費ということで私どもではとらえさせていただきまして、購入をさせていただいておりますものでございまして、この中で600万という図書購入費が入っておりますので、願いたいと思います。以上でございます。

6番（鈴木美代子君）

私立高等学校の授業料の補助金ですが、何年来不況で、本当に親御さんが失業したり、いろんなことがあって退学をしなくちゃならない子供がふえて、それこそ他の市町では1万円以上に補助しているところが幾つかあります。私、8,000円というのが最低ラインだと思うんですね。せめて今までどおり1万円に、ぜひ今後の課題としてお願いしておきたいと思います。これは決算の質疑にはなりません、私は極力お願いしていきたいと思っております。

それから図書館についてです。本代を消耗品費というのは、もういいかげんやめたらどうかと思うんですね。例えば小学校、中学校の図書購入とちゃんと示してあるもんですから、それは確かにDVDなんかが入っていて

と言われますけれども、予算書、決算書を見る場合に、消耗品の中に大事な図書の購入が入っているというのは、最初は全然わかりませんでした。ぜひこれは検討していただきたいと思います。

教育部長（神谷信行君）

ただいまの、まず私立高校の補助金の関係でございますけれども、こちらにつきましても先ほど申し上げましたように他の市町のバランスもございます。また、財政的な面もございますので、24年度に向けて一度検討させていただきますというふうに考えております。

また、図書館の先ほどの購入の件でございますけれども、こちらにつきましても、科目につきましては明細等もよくわかるようにということもございますので、またこちらも一度、今度の予算の作成の折に検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（丸田博雅君）

山本辰見君。

5番（山本辰見君）

1点だけ確認でございます。もしかして議案説明のときに数字も言っていただいたかと思いますが、主要施策の153ページと156ページにあります小学校、中学校の空調設備工事、扇風機を各教室にということですが、1部屋何台ずつついて、それから学校なり子供たちの評価はどうだったのかということをお願いしたいと思います。

教育部長（神谷信行君）

こちらの扇風機の関係につきましては、一般的な普通教室につきましては、片方が2台ずつついて4台、各部屋には設置させていただいております。そういったことで、授業の折にも、子供さんたちにも涼しくなったということで、非常に授業の方も受けるのにも集中できるというようなことで好評をいただいておりますので、またこういった他の市町につきましても、今現在私どもの教室の方、見に来ていただくというぐらいのことになっておりまして、また環境整備につきましても、こういった整備がされたということで非常に喜んでいただいておりますので、ありがとうございました。以上です。

議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

それでは、これをもって認定第1号の質疑を終わります。

なお、ここで休憩をいたします。昼食といたします。午後の再開は1時から行いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔午前11時53分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第8号の質疑を終わります。

以上、8件の認定議案については、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第8 発議第8号 東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書についてから

発議第9号 特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書についてまで2件一括

議長（丸田博雅君）

日程第 8、発議第 8 号、東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書についてから発議第 9 号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書についてまで、以上 2 件を一括議題とします。

以上 2 件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

5 番 山本辰見君、説明願います。

〔 5 番 山本辰見君 登壇 〕

5 番（山本辰見君）

それでは、提案させていただきます。

発議第 8 号、東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書について。

東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書を別紙のとおり提出する。平成 23 年 9 月 12 日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子。

提案理由でございます。

政府は、「社会保障と税の一体改革」と称して、消費税を 2010 年代半ばまでに 10% まで引き上げる方針を決定した。

政府に対し、被災地の復旧・復興に悪影響を与え、水を差す消費税増税計画の撤回を強く求める必要があるからであります。

案文は少し短いので、読ませていただきたいと思います。

東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書（案）。

政府は、「社会保障と税の一体改革」と称して、消費税を「2010 年代半ばまでに 10% まで引き上げる」方針を決定した。これまで政府は、消費税を導入し、1989 年 4 月 1 日から国民に税率 3% の負担を課した。1997 年 4 月 1 日からは、消費税を税率 5% に引き上げ、今日まで約 230 兆円を超える税収が国庫に入っている。しかし、国民健康保険制度、年金制度、医療制度などは、たび重なる法改定で、逆に後退させられている。

消費税の増税は、収入のない方や低所得者の方ほど負担が重くなるという逆進性を拡大し、社会的弱者や震災による被災者に最も重い税負担を押しつけ、消費購買力を冷え込ます最大の要因になり、国民生活と日本経済の活力を奪う。消費税を転嫁できない中小零細企業者は、今日まで課税事業者になれば身銭を切り納税することを余儀なくさせられている。

政府に対し、被災地の復旧・復興に悪影響を与え、水を差す消費税増税計画の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。以上で案文でございます。

2 件目の意見書について、提案させていただきます。

発議第 9 号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書について。

特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書を別紙のとおり提出する。平成 23 年 9 月 12 日提出、代表提出者として、美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由は、高齢化が進行する中で、介護保険施設の不足や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の増大が大きな問題になっています。愛知県に対し、入所待ちの県民の期待にこたえ、特別養護老人ホームの早期の建設促進を求める必要があるからであります。

案文につきましては、1 枚めくっていただいて、案文をまた御精読いただきたいと思います。

以上 2 件、私の方から提案をさせていただきます。

ぜひ議員の皆様方の賛同をいただいて、それぞれ国と愛知県知事の方に提出できるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これよりただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第8号、東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第9号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第8号、発議第9号の討論、採決は最終日に行います。

日程第9 発議第10号 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書についてから

発議第11号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書についてまで2件一括

議長（丸田博雅君）

日程第9、発議第10号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書についてから発議第11号、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明願ひます。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

6番（鈴木美代子君）

発議第10号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、美浜町議会議員 山本辰見であります。

提案理由です。

東日本大震災により瓦れきなど大量の災害廃棄物が発生し、その広域的な処理が求められているが、国民の放射能への不安が広がっている。政府に対して、国民、地域住民が納得できる形での対応を求める必要があるからであります。

案文については、大変短いので読ませていただきます。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書（案）です。

東日本大震災により瓦れきなど大量の災害廃棄物が発生し、その広域的な処理が求められている。他方、東京電力福島第一発電所の事故により、大量かつ広範囲に放射性物質が放出されている。国民への放射能への不安が広がっている。

環境省は、平成23年4月8日、全国の自治体に災害廃棄物の受け入れ協力を要請したのに対し、多くの自治体が被災地支援の立場からその要請を受け入れている。

しかしその後、稲わらの放射能汚染による牛肉問題など多くの放射能汚染が判明し、災害廃棄物が放射性物質に汚染されている懸念があり、国民は深刻な不安の状況にある。

よって政府は、1．災害廃棄物について、きめ細かく、系統的な放射線量の調査を実施し、放射能汚染の状態を正確に把握すること。

2．放射線量調査で把握した情報については、国民にすべて公開し、納得のいく説明を行うこと。

3．災害廃棄物処理の実施に際しては、廃棄物焼却施設や最終処分場のある地域住民の納得と合意を条件とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。愛知県美浜町議会ですが、ぜひ多くの皆さんの同意を得たいと心からお願いいたします。

次です。

発議第11号、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、提出者、美浜町議会議員 山本辰見であります。

提案理由であります。

政府に対して、福島第一原発の重大事故から国民の命と暮らしを守り、未来に向かって希望が持てる日本にしていくために、原発からの速やかな撤退を決断し、再生可能エネルギーへの転換と、大量生産・大量消費・大量廃棄などエネルギー浪費社会を見直し、低エネルギー社会に向かって国を挙げて取り組むよう強く求める必要があるからであります。

意見書は添付されておると思いますので、ぜひ皆さん、しっかり熟読されて賛成していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議案について、順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第10号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第11号、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第10号、発議第11号の討論、採決は最終日に行います。

議長（丸田博雅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、9月13日から9月20日までの8日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、9月13日から9月20日までの8日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る9月21日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後1時20分 散会〕

平成23年 9月21日（水曜日）

第3回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成23年9月21日（水曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第34号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
議案第35号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第36号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第37号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第38号 平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
〔文教厚生常任副委員長 報告〕
- 日程第4 認定第1号 平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第5 認定第2号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第6 認定第6号 平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成22年度美浜町水道事業会計決算認定について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第7 発議第8号 東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書について
- 日程第8 発議第9号 特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書について
- 日程第9 発議第10号 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書について
- 日程第10 発議第11号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書について
- 日程第11 議員派遣の件について
- 日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君

11番 丸田博雅君

12番 島田昭夫君

13番 磯部輝次君

14番 家田昇君

説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長 山下治夫君

副町長 畑中高治君

教育長 山田道夫君

会計管理者 野田信之君

総務部長 石川達男君

企画部長 初山博資君

厚生部長 家田兵蔵君

経済環境部長 久野元嗣君

建設部長 片岡勝君

教育部長 神谷信行君

総務課長 牧守君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 森田篤君

議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

台風15号が接近中であります中、皆さん大変御心配ではございませうが、きょうは9月議会の本議会の最終日でございます。審議等々がございますが、よろしく願いを申し上げます。

それでは、早速ですが会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議に入ります前に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので許可します。

町長、報告してください。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

おはようございます。

1点御報告をさせていただきます。

現在、台風15号が接近をしております。昨日17時15分、災害対策本部を開設いたしました。その間、警戒に当たってまいりました。なお、本日9時30分より小学校、公民館等、8カ所の第1次避難所を開設することとしましたので御報告をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

日程第1 議案第34号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてから

議案第35号 美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで2件一括

議長（丸田博雅君）

それでは、ただいまより、まず日程第1、議案第34号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第35号、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月13日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第34号、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、及び議案第35号、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、両議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、両議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第34号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第34号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第36号 平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

議長（丸田博雅君）

日程第2、議案第36号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第36号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

次に、文教厚生常任委員会副委員長の報告を願います。

〔文教厚生常任副委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任副委員長（鈴木美代子君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月14日午前9時より役場3階大会議室におきまして、説明員として教育長、教育部長、厚生部長を初め各担当課長の出席を得て、当委員会に付託となりました議案を審査いたしました。

当日は、森川委員長がけがの治療のため委員会の冒頭部分を欠席しましたので、副委員長の私が委員長職を務めました。したがって、私が委員長職を務めた議案について、私から審査結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第36号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第36号、平成23年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第37号 平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

議案第38号 平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで2件一括

議長（丸田博雅君）

日程第3、議案第37号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第38号、平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員会副委員長の報告を求めます。

副委員長、報告願います。

〔文教厚生常任副委員長 鈴木美代子君 登壇〕

文教厚生常任副委員長（鈴木美代子君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第37号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、及び議案第38号、平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案は、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

文教厚生常任委員会副委員長の報告が終わりました。

これより、順次、ただいまの副委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第37号について、副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第37号、平成23年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会副委員長の報告は、可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は副委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について、副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第38号、平成23年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会副委員長の報告は、可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は副委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（丸田博雅君）

日程第4、認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告を願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分について、審査を行いました。

審査の過程のおきまして、カーブミラーの新設は、区からの要望のうち、どの程度実現しているのかとの質疑があり、平成22年度予算で53基の設置要望があり、実際には新設12基、修繕17基実施した。修繕の予算が余

れば新設の方に回しているとの答弁がありました。

また、同報無線に関連いたしまして、Jアラートと同報無線の違いは何かとの質疑があり、Jアラートは、国から町へ伝達する手段で、同報無線は町役場から町民へ伝達する手段であるとの答弁がありました。

また、22年度におきましては、21年度に比べ税の徴収率が上がっている。何か新しい取り組みをしたのかとの質疑があり、特に目新しい取り組みをしたわけではないが、納税相談を根気よく行ったことが徴収率のアップにつながったと思うとの答弁がありました。

採決の結果、賛成多数で認定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

今回、私の不注意で委員会の皆様に御迷惑をかけたこと、本当にすみませんでした。

この議案からは私が委員長職を務めましたので、私から御報告します。

ただいま議題となりました認定議案第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、民生委員推薦会委員の人数は、どのような人が委員になっているのかとの質問があり、人数は5人で、地区の代表、議会の代表、民生委員の代表、社会福祉協議会の代表で構成しているとの答弁がありました。

また、障害者福祉費の相談支援事業とは何かとの質問があり、自立支援法で市町村が行うことと決められており、障害者本人や家族からの相談を受ける事業で、美浜・南知多・武豊の3町合同で行っている。事業は、武豊町の「わっぱる」と「ゆめじろう」に委託しているとの答弁がありました。

また、図書館協議会委員の職務内容は何かとの質問に、図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じて答申するとともに、図書館の行う図書の選定や運営について、館長に対して意見を述べているとの答弁がありました。

また、22年度、適応指導教室に通った人数は何人が、また学校に戻った人数は何人がとの質問に、8人ぐらいが通っており、1人から2人が学校に戻ることができたとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。鈴木君。

6番（鈴木美代子君）

認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

22年度の予算は、美浜町議会史上初めて採決に当たり賛否同数となり、議長の裁定で何とか可決するという大変な議会でありました。反対討論も、反対する会派の代表者3人が行いました。そんな反対を押し切り、やっとの思いで成立させた予算であり、町当局は気を引き締めて執行に当たったと思います。

山下町長の行政運営の大きな柱は、町民の暮らし優先ではなく、行財政改革優先であり、福祉は後回しでありました。人口減少傾向にある美浜町にとって、少子化対策・子育て支援は重要な柱であります。ところが山下町長は、財政が厳しいからと、福祉行政を進めるところか停滞したままであります。これでは町長がいつも言われる「住んでよかったまちづくり」どころか、このままでは若い人たちが町からどんどん出ていってしまいます。その証拠に、子供の誕生の数が毎年減ってきています。

まず、歳出での消費税は一般会計で6,569万7,000円、特別会計を含めると6,823万7,000円となります。これだけの予算があると町民要望の事業が幾つかできると思うと、悔しくてなりません。消費税の廃止を国に向けて、声を大にして発言すべきであります。

全体で気になるのは委託料の多さです。何もかも委託では職員のやる気、積極性が抑えられて、消極的になってしまいます。職員の努力をお願いいたします。

質疑でも指摘しましたが、総務費における企画費負担金、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会、伊勢湾口道路建設促進期成同盟会の負担金です。額は少ないですが、なぜ行政が民間企業の大規模事業の促進をするのか、論点があいまいであります。何が町民の利益につながるのか理解しがたく思います。

民生費では、敬老事業実施の補助金です。町内全18区で敬老者を祝う事業がやれたでしょうか。町全体で、同じ町民なのに、75歳以上の高齢者の長寿を祝う会をやりませんでしたでしょうか。開催については、行政内部で十分今後検討する余地があると思います。保養施設利用助成事業でも、行革の名目で高齢者への配布を3枚から2枚に減少する、町障害者福祉手当についても、相変わらず5級・6級には手当を出さない。総額150万円ぐらいのことですが、検討したのでしょうか。

精神障害者医療助成も、障害者家族から幾たびか陳情が出ています。精神障害者が、障害のある精神病以外の疾病にかかったときにも助成を実施すべきであります。引き続き検討してください。

農林水産費では、22年度に行われたせせらぎ水路のつけかえ工事は、一度完成したものを壊して新たに作り直すことになったが、結果的にどの項目で支出され、どのくらいの金額が余分にかかったのか明らかにされたい。また、水産振興費交付金500万円、そっくり不用額としたが、関係組合とは予算を組むに当たり、もっと連絡を密にし、希望する事業や規模をはっきりさせて予算取りをすべきでありました。

土木費における総合公園遊歩道設置事業について、全体の工事費がおよそ6億円も費用がかかるということを知りませんでした。町民から要望があったのでしょうか。その経過が全然わかりません。都市計画税の内部留保金が、最終的には9億円を越す莫大な額になるということを前提に考え出した事業なら納得できません。

教育費では、私立高等学校授業料補助金56万8,000円です。この補助金は、一たん行革の名目で廃止をし、反対の声が大きくなりましたので再開したものです。ところが、1人1万円を8,000円に減額して再スタートさせました。他の町ではこの不況の中、保護者が大変な状況ですので、補助金を増額するところもあるというのに納得できません。

最後に、22年度は町制55周年ということで、記念イベント予算として1,165万円計上してありました。また、

各区にばらまいた700万円の補助金、財政が厳しい我が町にとって無駄遣いであったと指摘しておきます。

子育て支援として重要な事業である学童保育に、200万か250万円必要であります。各区にばらまいた700万円と学童保育に必要なお金と、どちらが優先されなくてはならないものでしょうか。働くお母さんを応援する施策をぜひ最優先として取り上げていただきたいと要望して、討論を終わります。

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。4番 千賀君。

4番（千賀莊之助君）

賛成の立場で討論をいたします。

政治とは、中央と地方の間で権限と予算を配分する力であり、優先順位をつけることにほかならない中で、美浜町22年度決算で、21款の税収入の項目の中で国・県の交付金、その他で31億6,300万円の歳入があり、収入済額の77億7,300万円のうち、46億800万円が美浜町の税収入の実態である。

こういった中で、町民の生命の安全と財産の保全を第1に考え実行している山下町政に敬意を払うものである。今後は、地元にある資源をいかに生かし、歳入に寄与できるよう頑張ってもらいたい。

以上で、賛成討論といたします。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。10番 山本和久君。

10番（山本和久君）

ただいま議題となっております認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、親和会を代表いたしまして、賛成の立場から討論いたします。

平成19年、山下町長が誕生いたしました。町長就任以来、取り組まれた財政の健全化を推し進めながらの安全安心のまちづくり、また住んでよかったと思えるまちづくりは、一方では経費を切り詰めながら、もう一方ではより充実した事業を行うという大変難しいものであったと思われま。

その山下町政、1期4年間の集大成とも言える平成22年度の決算では、歳入決算額は77億3,676万3,000円、歳出総額は73億819万3,000円となり、単年度収支、実質単年度収支ともに黒字となっております。

歳入面では、小泉内閣による三位一体改革によって大幅に削減された地方への財源を国の方針変更により地方交付税が大幅に増額されたこと、また法人税の税収に回復が見られたことなどにより、全体として伸びを確保し、ここ数年取り崩しの続いていた財政調整基金を取り崩すことなく事業を執行されたことは、高く評価したいと思います。しかし、個人町民税や自動車取得税交付金を初め多くの税目で減額となっており、長引く景気低迷の影響が確実にあらわれてきております。

今後、東日本大震災で大きな被害をこうむった東北地方の復興に多額の国費が必要となるであろう現在の国の状況を考えれば、国の交付税に頼った財政運営は大変危険であり、企業誘致を初めとする歳入の確保に向けた努力、工夫を強く要望いたします。

歳出面では、平成22年度は町制55周年の節目の年でもあり、町内一円において町主催や地域主催のさまざまな記念行事が催され、地域の活性化や地域づくりの意識の高揚が図られた一年でありました。

また、長年の要望事項でありましたデジタル同報無線が整備され、地域の防災力が大幅に強化されました。今後は、この同報無線が地域住民の生命・財産を守る重要な手段であることは間違いなく、その整備を高く評価し、より有効な運用と活用をお願いするものであります。

また、小中学校、公民館を初めとする公共施設、小坂川歩道橋の設置を初めとする道路改良など、住民生活

に密着した基盤整備を推進し、各種予防接種、検診事業等、福祉のまちづくりを推し進める一方、職員の人件費の抑制を図り、痛みを伴う改革の断行は、町長・職員一丸となって財政再建に取り組む姿勢として高く評価しております。これらの事業の実績は、主要施策の成果並びに実績報告書からも読み取ることができ、各事業が効果的に実施されたことを認めることができます。

さらに、監査委員の平成22年度決算審査意見書においても予算執行及び経理は適正であり、財政指標となる経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率など着実に改善し、基金の運用状況についても適正であると認められています。

最後に、今後美浜町を取り巻く環境がますます厳しさを増す状況下ではありますが、山下町長の基本姿勢であります財政の健全化と安全安心のまちづくりを両立させていただくため、引き続き健全で効率的な財政運営に努めていただくことを強く要望して、賛成討論とさせていただきます。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第1号、平成22年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は、認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数です。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第2号 平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第5号 平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで4件一括

議長（丸田博雅君）

日程第5、認定第2号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号、平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審査、採決の結果、全員賛成により認定することと決定しました。

なお、審査の過程において、特定健康診査等の受診者はふえているかとの質問に、22年度は増加しているとの答弁がありました。

次に、認定第3号、平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、全員賛成により認定することと決定しました。

次に、認定第4号、平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第5号、平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての2議案については、審査、採決の結果、賛成多数により認定することと決定しました。

なお、2議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号、平成22年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号、平成22年度美浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。5番 山本辰見君。

5番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております認定第4号、平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対して、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論します。

その主な内容は2点あります。

まず、この制度はこれまでたびたび指摘してきましたが、当初うば捨て山の制度とやゆされたように、75歳以上の方々を隔離するような形で差別医療にし、しかも愛知県で一つの広域連合制度にすることにより、基本自治体の本来の役割である美浜町の住民の暮らしと福祉、こういった課題を手の届かないところに切り離してしまう制度であります。

具体的に言えば、後期高齢者医療制度の広域連合には一般会計予算がありませんから、それまで各自自治体の裁量で一般会計からの繰り入れなどによる極端な負担のある方々の負担軽減策を図ってきました。そういうことも一切できなくなりました。また、広域連合の組合議員数も極端に減らされてというよりも、うんと絞られて、住民の声が全くといっていいほど届かなくなりました。美浜町の職員さんは、本来なら福祉問題だけではなくて、住民の声を聞いて問題点をいろいろ相談に応じながら解決するというのをこれまで行ってきましたが、後期高齢者医療制度になってからは、機械的に徴収事務をせざるを得ないようになっています。

あわせて、これらのさまざまな問題を抱えた制度で、民主党は野党だったときにはこの制度の廃止法案を他の政党と一緒に提出したにもかかわらず、政権を取ったらこの議題がどこかにすっ飛んでしまいました。廃止は先送りにしたまま基本的な問題点を何ら解決するどころか、年齢による差別をそのまま残し、保険料や窓口負担を増大させるものです。ここでは、私は制度の中身をあれこれ論議するつもりはありません。この制度を速やかに廃止して、真に高齢者を温かく見守る医療制度につくりかえることがどうしても必要だと考えるわけであります。

町の担当の職員の方々も制度の不備なところからくるさまざまな不満や、やむにやまれず負担を強いられていることかと思えますけれども、だからといって仕方なく賛成するわけにはまいりません。よって、この特別会計の決算認定には反対をします。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第4号、平成22年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。5番 山本辰見君。反対討論ですね。

5番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております認定第5号、平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に對しまして、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論をします。

反対といいましても、町職員の皆さんは限られた制度の中でも最大限の努力をされて、美浜町の高齢者の方々ができるだけ住みなれた地域や家族に守られて、家族において安心して暮らせるようにとさまざまに頑張ってみえることに関しましては、改めて敬意を表するものであります。

しかしながら、まずこの制度は2000年に始まって、ことしで11年目になりました。3年ごとの制度の見直し、保険料の見直しがされて、どんどん保険料、利用料の負担がふえてきています。保険あって介護なし、あるいは負担あって介護なしなどと言われて、年々利用しにくくなってきているのが実態です。軽度者を要支援という形にしたり、給付の制限、また利用料が高くて制度を利用したくてもなかなか頼むことができないという声も聞こえてきています。

この制度が始まった基本の考え方が、介護は家族単位ではなく、社会的に行われるべきだというのが始まりでありました。しかし、私の周りでも高齢者の方が家族を見ている、また介護が必要になって仕事をやめざるを得なくなった、こういう方が、全国で集計したら13万人もいるというありさまです。そのほかにもさまざまな問題を抱えております。

7月の新聞記事でしたけれども、介護する側の実態を厚生労働省が全国調査した結果が出ていました。「家族を中心とした多様な介護者の実態と支援に関する調査研究事業」というものです。家族の方は無償の介護者であります。ケアラーと呼んでおりましたけれども、このケアラーのいる世帯が約2割、その中の2人に1人強が介護、4人に1人が看病、8人に1人が子供の療育などに当たり、4人に1人が複数の人をケアしているという数字が出されておりました。時間的にも精神的にも拘束されて、生活に制約を受けていることが浮き彫りになっております。

介護保険法は、23年度にもまた改悪されました。きょうの議題は22年度の決算認定ですので、これらには触れませんが、ぜひ介護保険料、利用料の軽減策を行い、高齢者のだれもが安心して利用できる介護制度にすることを町としても国や県に強く要求されることを要望して、反対討論とします。

以上であります。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第5号、平成22年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第6号 平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第8号 平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで3件一括

議長（丸田博雅君）

日程第6、認定第6号、平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第6号、平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についての3議案につきまして、審査、採決の結果、3議案とも全員賛成により認定と決定いたしました。

なお、水道施設の耐震化はどこまで進んでいるかとの質疑があり、東日本大震災前の従来基準では、配水池は耐震化を済ましており、一般の送水管や配水管はまだすべてではなく、随時耐震化を進めている。何%といった数字でのデータではないとの答弁がありました。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第6号、平成22年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第7号、平成22年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第8号、平成22年度美浜町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 発議第8号 東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第7、発議第8号、東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。6番 鈴木美代子君。

6番（鈴木美代子君）

発議第8号、東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書について、賛成の立場で討論いたします。

政府・与党は、6月30日の午後、社会保障・税一体改革成案を決定しました。内容は、社会保障の給付を一層抑制、削減する一方で、2016年までの期限を切って消費税の大増税を進めるという一体改革案です。

消費税増税は、民主党内に反対の声が根強くあるにもかかわらず、増税を押し進めようとするものであります。そもそも社会保障と税の一体改革とは、いかに消費税増税を進めるかが最大の目的の改革です。社会保障費に対する国と大企業の負担を軽減するために、国民には負担増と社会保障の給付削減を求め、社会保障給付の大幅削減が嫌ならば消費税大幅増税をと国民に迫ることがねらいであります。しかも、震災復興の財源確保を理由に、これまで以上の負担増と給付削減を合理化する内容となっています。

消費税は、導入するときも、増税するときも社会福祉のためと国民をだまし続けてきました。今日までの消費税総額230兆円は国庫に入りましたが、国民健康保険制度、また年金制度、医療制度などはたび重なる法改定で、逆に後退させられているのです。

低所得者ほど負担率の重い消費税を主財源に据えることは、能力に応じて負担し、必要に応じて給付するという社会保障の原則を根こそぎ破壊し、貧困と格差を一層拡大させる政策です。しかも、社会保障の一層の切り捨てが、消費税増税の一層の切り捨てか消費税増税かの二者択一を国民に迫ることになる最悪の財源計画です。しかも、震災により日本全体の景気が落ち込んでいる中で、消費税の増税計画を打ち出すことは、景気悪化に拍車をかける愚策であります。さらに、東北地方は県民所得が相対的に低いため、平均的な消費税の負担率が所得税の負担率よりも高く、結果的に、被災地に重い負担を課す消費税は震災復興にも逆行するものであります。消費税の押しつけは、消費購買力を冷え込ませる最大の要因にもなり、国民生活と日本経済の活力を奪うこととなります。

政府に対し、被災地の復旧・復興に悪影響を与え、水を差す消費税増税計画の撤回を強く求めるものであります。以上です。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第8号、東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる消費税増税に反対する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第8 発議第9号 特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書について
議長（丸田博雅君）

日程第8、発議第9号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。6番 鈴木美代子君。

6番（鈴木美代子君）

発議第9号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書について、賛成の立場から討論いたします。

河村名古屋市長と大村秀章自民党衆議院議員と連携したことしの愛知県知事選挙、また名古屋市長選挙では、大企業誘致、大型インフラ整備、つまり高速道路、空港、港湾など大型基盤整備を打ち出しました。これは、中部財界のプランと同じ方向であります。

現在の愛知県政は、財政力は全国でも有数のトップクラスなのに、県民の社会保障レベルは全国で最下位に近く、県民にとって一番大切な暮らし、福祉、教育の切り捨て、具体的には敬老パスの見直しや小学校一、二年の30人学級の見直し、保育料の値上げなど後退させようとしています。

愛知県では、介護老人福祉施設の整備目標は、必要入所定員総数を下回り、急増する入所待機者やその家族など、介護者の求めに対応できるものにはなっていません。現在の愛知県政のずば抜けた財政力をそうした大型公共事業ではなく、県民一人ひとりの福祉の充実に注がなければならないと私たちは思っています。超高齢化時代の現在、県政の責任として県民の暮らし、福祉、教育に、愛知県が持っている財政力を集中させる必要があります。そのために、今回意見書を愛知県に提案するものであります。以上です。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第9号、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第9 発議第10号 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書について
議長（丸田博雅君）

日程第9、発議第10号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。5番 山本辰見君。

5番（山本辰見君）

私は、ただいまの発議第10号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書について、賛成の立場から討論します。

ことし3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災の死者・行方不明者が2万人を超える、またそれに近い未曾有の大災害となりました。東日本大震災の復旧・復興は、住民合意を基本に一日も早く実施されることを願うものであります。

大地震・大津波の発生による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れは、地震発生後半年が過ぎた現在においても収束のめどが立たないばかりか、今後においても放射能の汚染がどのような広がりをするのかも見当もつかず、国民の不安は募るばかりです。

大地震による復旧・復興のために、震災で発生した大量の瓦れきの処理が必要です。発生した瓦れきは、福島第一原発による放射能に汚染されたと思われる瓦れきも合わせて、これは福島県のみを除くとありますけれども、宮城・岩手の両県だけで今後10年間分に相当する約2,400万トンがあるとされており、この大量の瓦れきを広域で処理するために、環境省は去る4月8日に、当時の近藤副大臣名で被災4県と沖縄を除く42都道府県に対して、災害廃棄物の広域処理に対する要請を行いました。その結果、42都道府県572の市町村、一部事務組合から受け入れの表明がされました。愛知県内では焼却処理の受け入れが3市と4の組合、破碎処理に1市と3の組合が受け入れを明らかにしております。

環境省が広域処理を要請した段階では、放射能汚染について十分把握されていない時点の要請でありました。その後、汚染された稲わらによる牛肉の汚染が明らかになり、瓦れきへの汚染も明らかになったことから大きな問題に発展しております。大震災で発生した瓦れきを早期に処理することの重要性は十分理解できますが、放射能の2次汚染は避けなければなりません。2次汚染による被害を避け、被災地の瓦れき処理に手を差し伸べることは重要であります。国も地方も知恵を出し合い、この問題解決を実現しなければなりません。

今後、愛知県内で瓦れきが処理された場合、焼却灰などは一般廃棄物としてこのすぐ近く、武豊の沖にあります衣浦港3号地の廃棄物最終処分場への持ち込みとなりますので、持ち込み時の基準もきっちり整備されなければなりません。よって、意見書にあるような対応を政府に求めることを強く要望いたします。

最後に、議場内の同僚議員の皆さんのぜひ御賛同をお願い申し上げて、私の賛成討論といたします。よろしくお願いします。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第10号、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書についてを採決します。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 発議第11号 原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

日程第10、発議第11号、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。5番 山本辰見君。

5番（山本辰見君）

私は、ただいまの発議第11号、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書について、賛成の立場から討論します。

この課題についての幾つかの主要な問題点並びに政府に求めたい課題は、意見書本文に整理されております。私たちが提案した事前の議事運営会での提案説明等を通じて、同僚議員の方からも貴重な御意見をちょうだいし、文案を修正しました。そこで、私は問題点や課題を繰り返すのではなくて、少し見方を変えた立場からこの問題を指摘をし、この意見書の持つ重大さについて訴えさせていただきます。ぜひとも同僚議員の皆様の御賛同を切にお願いを申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の収束後に原発の廃炉をどう進めるのか、8月3日から国による検討が始まりました。参考にされているのが、32年前に起きたアメリカのスリーマイル島原発事故であります。しかし、福島第一原発の場合は、メルトダウンした原子炉が三つもあるなど不確定な要素が多く、いつまでに廃炉の作業が終えられるのか見通しが立っておりません。

福島第一原発の事故から既に半年が経過しました。いまだに収束の見通しが立っておりませんが、大量にたまっている汚染水をきれいにして、再び原子炉の冷却に使うという循環型注水冷却のシステムが動き出すなど、事故の収束に向けてやっと動き出したばかりです。ここで検討されているのは、事故の収束後、数十年という長い期間をかけて原発を解体し、更地にまで戻すという廃炉に向けた工程をあらかじめ課題を整理し、必要な技術開発などを進めようとするねらいであります。そして検討されたのが、先ほどの32年前のアメリカのスリーマイル島の原発事故です。商業用の原発として世界で初めて燃料が溶け落ちるメルトダウンが起きたこのアメリカのケースで、このときは燃料のおよそ7割が溶けて、その一部が原子炉の底に落下しました。福島第一原発でもメルトダウンが起きていて、その復旧作業には共通する部分が多くあると考えられます。

スリーマイルの場合では、手探りの中で進められた復旧作業の工程は見直しの連続でありました。原発の中の放射線量が高く、原子炉を覆う格納容器に作業員が初めて入ることができたのが事故から1年半後、核燃料の状態を確認するためにビデオ撮影に成功したのが事故から3年たっておりまして。さらに、福島第一原発と同じように、事故直後から放射性物質の汚染された水の処理に悩まされて、すべての汚染水を処理するのに3

年半かかりました。実際に燃料の取り出しが始まったのが事故後6年後。すべての燃料が取り出されたのは事故から11年後ということでした。

この燃料取り出しの作業、福島第一原発の場合はさらに困難が伴うと見られております。スリーマイルでは原子炉に水を満たして燃料を冷やしながら行われましたけれども、福島第一原発の場合、原子炉、格納容器とも損傷しているため、水で満たすには損傷箇所を直す必要があります。しかし、損傷箇所がわかっていない、大量の汚染水があり、実現可能かどうか技術的な検討から必要です。また、スリーマイルに比べても原子炉建屋の汚染がひどいため、取り出し作業を行う前には建屋の放射線量を下げる、いわゆる除染が欠かせませんが、現在は人も近づけないような高い線量の場所も多く、ロボットも含めて遠隔操作での技術開発も必要になります。それだけでなく、1号機と3号機は水素爆発によって放射性物質を閉じ込める原子炉建屋そのものが激しく壊れております。廃炉の作業では、外に放射性物質が漏れないように、建屋の機能を回復する工事しなければなりません。今の段階では、いつまでにこの作業を終えられるか明確に答えるのが難しいのではないかと、こういう現状だと思えます。

もうすぐ終わるのでお願いします。

このように、燃料の取り出しが始まるのが十数年後、さらに福島第一原発の場合、三つの原子炉がメルトダウンし、スリーマイル島原発とは比較にならないほど事態は深刻であります。

福島原発事故が明らかにしたこのような問題を私たちは自分たちのこととして、本当に真剣にとらえて、政府主導による対応策をとることを意見書によって地方議会からも大きく訴えていく必要があると考えます。

以上を私の賛成討論とします。同僚議員の皆さんの賛同を切にお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。杉浦君。

9番（杉浦 剛君）

発議第11号を賛成の立場から討論いたします。

3・11の東日本大震災、地震、津波、原発事故から半年がたちますが、被災地では約6,000人の方々が避難生活をしています。また、福島第一原発周辺では放射能汚染のために多くの方々が帰宅できず、ゴーストタウンと化しております。

政府は20キロから30キロ圏内での避難準備区域の今月内の指定解除の見通しを明らかにする一方、10年ほどは帰宅できない地域があるとも初めて公表し始めました。ある研究者によると、25年前のチェルノブイリ原発事故で今も立入禁止区域となっている同レベルの高濃度汚染地域は、33カ所もあるそうです。

これから始まる大規模な除染が事故収束の柱の一つとなるそうですが、汚染の土や高レベル廃棄物の処分場もなかなか決まらず、またメルトダウンを起こし、何百トンもの地下水流入などでいまだ廃炉の技術的裏づけも見出せない現状を知るたびに、既に大量の放射能が放出され、今も続くこの日本で生きていくしかない厳しい現実を直視してゆかねばなりません。

これまでも稲わらによる肉牛汚染、静岡・栃木のお茶、関東近県の野菜、腐葉土からの汚染報告もありましたが、今後も米、野菜など測定値の発表いかんでは、取引停止、また風評害からの価格低下など懸念されます。食品汚染の広がり、内部被曝として低い濃度で長時間体内循環し、子供たちの甲状腺がんの危険も警告されています。また、大量の汚染水放出による海洋汚染は、今後、食物連鎖による生物濃縮が起こり、四、五年先には諸外国からの補償問題に発展するのではないかとも言われています。こうした事態から、地震多発列島に

建設された原発がどれほど危険なものであったか、非常に大きな負の現実とともに知るところとなりました。

欧米では、マグニチュード7クラスの浅い地震地帯には建設されていないか、されていても数少ないこともわかってきました。そして、行き場のない使用済み核燃料、いわゆる原発ごみの問題も未来へのツケの先送りとして仮貯蔵されたままです。

戦後66年、欧米に追いつけ追い越せと豊かな幸せな暮らし、社会を求めて、懸命なひたむきな努力を続けてきた我が国ですが、今この大きな災害を受け、不可避な原発事故を教訓として、本当の豊かさとは何か、安心安全な暮らしとは何かすべての日本人に問われているように思えてなりません。これからどのような日本にしていけるのか、どのようなシステムを構築して子供たちや孫たちに未来を託すことができるのか、今我々こそが自覚し、知恵を絞ってゆかねばならないと思っております。

ある調査によりますと、国民の7割近くの方々が中長期的には原発依存から脱却すべきと考えているそうです。再生エネルギーの開発・導入への道筋を何としてもつけてゆかねばなりません。しかしながら、意見書本文でも書いてありましたように、現実的に産業界または国民生活への社会的リスクや混乱を避けるためにも、現在稼働中の原発のさらなる安全の徹底や施設整備をも大切なことと考えております。

以上をもって、原発からの速やかな撤退と再生可能エネルギーの開発、普及を求める意見書への賛成討論いたします。以上です。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第11号、原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第11 議員派遣の件について

議長（丸田博雅君）

日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第120条の規定により、今後の議員派遣について、別紙としてお手元に配付いたしました。お諮りします。別紙のとおり議員の派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

日程第12 議会閉会中の継続調査事件について

議長（丸田博雅君）

日程第12、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長あてに、各委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

閉会に当たり、町長よりごあいさつを願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に上程させていただきました報告第5号、専決処分事項の報告を初め15議案につきましては、いずれも慎重審議を重ねていただき、全議案お認めいただきましたことを心より御礼申し上げます。

ここで消防車両の事故に関しまして、専決処分を行いましたので御報告をさせていただきます。

この事故につきましては、去る7月31日、町消防団奥田南班が海水浴場の海岸警備の際、食事のため訪れました奥田地内飲食店の駐車場において、食事後、駐車場より消防車両を出そうとバックしたところ、後方の確認を十分しなかったため、駐車しておりました車両に接触し、相手方車両前方のバンパーを損傷したものでございます。

この事故に関し、相手方と話し合いをした結果、示談が成立し、相手方車両の修理費用の全額18万8,275円を支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について専決処分をさせていただきました。

本案件につきましては、来る12月定例会に上程し、御報告をさせていただく予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、議会初日のごあいさつのときに、自治体メール配信サービスの運用開始を9月1日より始めた旨、お話しさせていただきましたが、現在784人の方々に登録をしていただきました。防災、防犯、気象、行政情報等、住民の皆様にとりまして幅広い情報の収集が可能であり、役立つものと考えております。

登録方法につきましては、広報みはま9月号及びホームページ、並びに10月に各家庭に配布予定の災害ハザードマップにも掲載してございますので、自治体メール配信の普及、宣伝につきまして、議員の皆様のご格段の御理解と御協力がいただければ幸いに存じます。

残暑厳しい折ではございますが、議員の皆様におかれましては、十分お体を御自愛いただきますよう御祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

ありがとうございました。

これにて平成23年第3回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時27分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月21日

美浜町議会

議長 丸 田 博 雅

議員 千 賀 莊之助

議員 山 本 和 久